# 第21回健康・医療WG

## 議事次第

平成26年5月1日(木)10時00分~11時30分合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

## (開 会)

- 1. 重点的フォローアップ事項の進捗報告
- 2. ホットライン再検討案件状況報告

## (閉 会)

#### (資料)

資料1-1 重点的フォローアップ事項の進捗状況

資料1-2 重点的フォローアップ事項の進捗状況一覧

資料1-3 厚生労働省提出資料

資料1-4 消費者庁提出資料

資料2 ホットライン再検討案件

参考資料1 重点的フォローアップ事項

参考資料2 重点的フォローアップ事項への取組方針

## 重点的フォローアップ事項の進捗状況

#### 1. 調査の趣旨

第16 回規制改革会議(平成25 年9月19 日)において定めた「重点的フォローアップ事項」の取組方針を踏まえ、健康・医療分野等の規制改革項目に関する進捗状況を調査し、ワーキング・グループに報告を行うもの。

#### 2. 調査の要領

規制改革実施計画の項目のうち、下記の各項目について、各所管省庁から本年3月31日時点の実施状況\*(未検討/検討中/未措置/措置済)及び今後のスケジュール(結論・措置までの予定)の報告を求め、事業者の意見等を参考に必要に応じ修正を行い、とりまとめを実施。

#### [調査対象項目]

- ① 認可保育所への株式会社・NPO法人の参入、保育士数の増加 規制改革実施計画の「2.保育分野」のうちNo.1、2、8~10の5項目
- ② すべての社会福祉法人の経営情報の公表 規制改革実施計画の「2.保育分野」のうちNo.11~13の3項目
- ③ 再生医療の推進 規制改革実施計画の「3. 健康・医療分野」のうちNo.1~5の5項目
- ④ 医療機器に係る規制改革の推進 規制改革実施計画の「3.健康・医療分野」のうちNo.6~11の6項目
- ⑤ いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品 及び農林水産物の機能性表示の容認 規制改革実施計画の「3.健康・医療分野」のうちNo.12の1項目

## 3. 調査結果(詳細は資料()、())

調査対象項目(全20項目)の進捗状況は以下のとおり。

▶ 「平成25年度措置」(14項目): すべて「措置済」

※検討・結論とした項目も含む

▶ 「平成26年度措置」(2項目):「未措置」1件、「検討中」1件

> 「法施行の際に措置」(4項目):すべて「検討中」

### ※実施状況の分類基準は以下の通り。

未検討	改革事項の実現に向けた検討をまだ開始していない。
検討中	改革事項の実現に向けて検討中で、結論が得られていない。
未措置	改革事項の実現に向けた検討が終了したが、措置が完了していない。
措置済	改革事項の実現に向けた検討が終了し、措置も完了した。

以上

# 重点的フォローアップ事項 ①認可保育所への株式会社・NPO法人の参入、保育士数の増加

	規制改革実施	施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容	!		実施状	況(平成26年3月31日時点)	
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	措置 状況	これまでの実施内容	今後の予定
1		経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるよう、厚生労働省は都道府県に通知する。 併せて、当該通知の趣旨が市区町村に周知徹底されるよう、都道府県に通知する。	措置済み	厚生労働省	措置済		
2	参入拡大	「新制度を見据えた保育所の設置認可等につい 「丁」(平成25年5月15日雇児発0515第12号)発出	平成25年度 以降平成29 年度まで毎年 度措置	厚生労働省	措置済	〇平成25年4月現在の状況を調査 〇調査対象: 都道府県、指定都市、中核市	平成26年度も同様に実施予定
3		保育士試験において、合格科目の免除期間を3年間から5年程度に延長することについて検討し、結論を得る。	平成25年度 中に検討・結 論	厚生労働省	措置済	〇保育所、認可外保育施設等で働きながら保育士 を目指す者の合格免除期間を5年に延長	今後速やかに政省令等の整備を行う。
4	保育士数の増加	保育士登録の申請から登録証交付まで、現在約2か 月を要するが、緊急性に鑑み、その迅速化について検 討し、結論を得る	平成25年度 中に検討・結 論	厚生労働省	措置済	〇登録事務に要する期間を7日短縮することで、申請から最短で3週間で登録可能とする。 〇併せて、登録手続中の者であっても、保育所運営 費等における一定の者に係る経費を支弁すること ができるようにする。	速やかに事務処理の見直しを行い実施
5		保育士不足の緊急性に鑑み、保育士試験の回数を現行の年1回から年2回にすることについて検討し、結論を得る。		厚生労働省	措置済	〇保育士試験の年2回実施についてシミュレーションを行い検討した結果、年2回実施するためには、受験料を少なくとも約8千円引き上げる必要がある。一方、受験者増の効果は一時的であり、数年で年1回の場合と同数程度の受験者数となる。このため、年2回実施しても受験者数は年1回と変わらないが受験料は現行よりも高いという結果になる。〇したがって、保育士試験の年2回実施は見送ることとするが、保育士の確保に向け、潜在幼稚園数額について、保育士試験の試験科目免除による資格取得を支援する。具体的には、一定の実務経験を有する幼稚園教諭について、保育士試験の試験科目免除による資格取得を支援するための総合的な取組を行う。	平成26年度試験からの対応を予定

# 重点的フォローアップ事項 ②社会福祉法人の経営情報の公表

	規制改革実施	を計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容	· · · · · · · · ·		実施状	况(平成26年3月31日時点)	
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	措置状況	これまでの実施内容	今後の予定
1	社会福祉法人の 経営情報の公表	全ての社会福祉法人について、平成25年度分以降の 財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われる ための具体的な方策について検討し、結論を得る。	平成25年中に 結論を得て、 平成26年度 当初から措置	厚生労働省	未措置	〇平成25年度分以降の財務諸表については、 ①財務諸表を電子データ化してインターネット上で 公表することを義務化 ②所轄庁への現況報告書の提出を電子データで 行わせることを義務化 ③ホームページが存在しない法人等については、 所轄庁に提出された財務諸表を所轄庁のホーム ページで公表 することを決定した。 〇その後、規制改革会議より示された「介護・保育 事業等における経営管理の強化とイコールフッティ ングの確立に関する結点整理単的な様式を整備し、 規制改革会議に報告するとともに、関係通知を改ま 規制改革会議に報告するとともに、関係通知を改まするためパブリックコメントにおける意見を踏まえた 修正案を作業中であり、関係通知については、平成 26年度当初から適用することとしている。 〇なお、平成25年度以降の財務諸表の公表の義務 化については、事前に所轄庁に対して、周知済みで ある。	〇厚生労働省において、パブリックコメントにおける 意見を踏まえた修正案の作業終了後直ちに関係通 知の発出を予定。
2			平成25年9月 までに措置	厚生労働省		〇平成25年5月に社会福祉法人に対して、平成24 年度の財務諸表を積極的に公表するよう指導及び 所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成 24年度の財務諸表を所轄庁等のホームページ等で 公表を行うよう協力を要請。	
3		所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24 年度の財務諸表について、所轄庁等のホームページ 等で公表を行うよう協力を要請し、それによる所轄庁 の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告 する。	平成25年9月 までに措置	厚生労働省		〇平成25年6月に社会福祉法人及び所轄庁の取組状況について、各所轄庁に対して調査依頼。 〇平成25年10月24日第18回規制改革会議で取組 状況を報告。	

# 重点的フォローアップ事項 ③再生医療の推進

	規制改革実施	計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内	容			実施状況(平成26年3月31日時点)	<b>会後の支</b> ウ		
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	措置 状況	これまでの実施内容	今後の予定		
1	細胞培養・加工の外部委託に係る運用 ルールの整備	医療機関から企業等への細胞の培養・加工の外部委託を円滑に進めるため、・委託をする医療機関が、委託先の企業等が行う細胞培養加工の全てに責任を負うことがないよう、医療機関及び細胞の培養・加工を行う企業等の責任の範囲や内容について明確化すること・万が一健康被害が発生した場合に備えて、被害者救済のための補償制度等を整備することなどの運用のルール等を早期に整える。	再生医療等 の安全性の 確保等に関す る法律際に措置	厚生労働省	検討中	再生医療等の安全性の確保等に関する法律が、平成25年11月27日に公布(施行日:公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日)され、法の施行に伴い、細胞の培養加工について外部への委託が可能となる。 また、健康被害の補償についても法律において規定しており、今後その詳細について省令で定める予定。	本年、法の施行に向けて、政省令を準備中。		
2	合理的かつ利用しや すい「条件・期限付き 承認」の導入	「条件・期限付き承認」の導入に際しては、日本発・世界初の再生医療等製品を生み出していく観点から、・最初の承認申請する時と、市販後(期限内)に再度承認申請する時とで、求めるデータ等の重複を避けること・市販後に再度承認申請する時に求めるデータ等は、内容に応じて最適なものとし、過剰なデータ収集等を承認の条件としないことなど、当該制度を合理的かつ利用しやすい制度とする。	薬事法等の 一部を改正す る法律案の施 行の際に措置	厚生労働省	検討中	薬事法等の一部を改正する法律家については、平成25年11月27日に公布され、1年以内に施行される予定となっている。	再生医療等製品の条件・期限付承認後の申請の際に添付される資料は、当該製品の有効性及び安全性が確認されることを説明する上で必要かつ十分なデータの提出を求める予定である。		
3	に関する確認申請制	遺伝子治療用医薬品については、再生医療製品との共通点も多くあることから、両者の間で指導監督内容に齟齬がないよう配慮する。今国会に提出された薬事法等の一部を改正する法律案において「条件・期限付き承認」の対象として明確化されたところだが、その確認申請制度についても再生医療製品同様に薬事戦略相談で代替することを早急に検討する。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次第 措置	厚生労働省	措置済	「遺伝子治療用医薬品における確認申請制度の廃止について」(平成25年7月1日付け厚生労働省医薬食品局長通知)により、遺伝子治療用医薬品における確認申請制度を廃止し、薬事戦略相談を活用することとしたところであり、措置済みとなっている。			
4	先進医療の大幅拡大	保険診療と保険外の安全な先進医療を幅広く併用して受けられるようにするため、新たに外部機関等による専門評価体制を創設し、評価の迅速化・効率化を図る「最先端医療迅速評価制度(仮称)(先進医療ハイウェイ構想)」を推進することにより、先進医療の対象範囲を大幅に拡大する。このため、本年秋をめどにまず抗がん剤から開始する。	にまず抗がん	厚生労働省	措置済	抗がん剤について新たな専門評価体制を創設し、 平成25年11月29日から運用を開始した。((独)国立 がん研究センターに委託)	「産業競争力の強化に関する実行計画」(平成26年 1月24日閣議決定)において、先進医療の評価の迅速化・効率化を図る「先進医療ハイウェイ構想」に基づいて、抗がん剤に続き、再生医療、医療機器についても、これら分野の審査に特化した専門評価組織を平成26年度中に立ち上げ、運用を開始することとしている。		

# 重点的フォローアップ事項 ③再生医療の推進

	規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容					実施状況(平成26年3月31日時点)	A# 0 F C	
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	措置 状況	これまでの実施内容	今後の予定	
5	細胞入手の円滑化	倫理面への配慮を前提に、患者(及び家族)の同意を条件として、手術等で摘出された組織より採取された余剰細胞の研究活用が可能であることを、医療機関と研究機関との連携等の実施例(実務的な要件を含む。)とともに、周知する。 併せて、無償で提供された後の細胞を有効に活用できるよう、事業として成り立つ仕組みを検討する。	平成25年度 検討・結論	厚生労働省	措置済	周知を図っていくこととした。 また、再生医療等の安全性の確保等に関する法律	調査結果を踏ぶえ、再生医療等の女主性の健保等に関する法律の施行とともに、医療機関と研究機関の連携例を周知する予定。また、特定細胞加工物製造事業者の遵守事項等について、再生医療等の安全性の健保等に関する法律に基づき、省令で定める来や	

# 重点的フォローアップ事項 ④医療機器に係る規制改革の推進

	規制改革実施	計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内	 容	T		実施状況(平成26年3月31日時点)	
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	措置状況	これまでの実施内容	今後の予定
1	医療機器の特性を踏 まえた認証基準の見 直し	審査の迅速化・審査期間の予見可能性の向上を図り、医療機器メーカーの開発インセンティブを促進する観点から、医療機器の審査に当たり、その特性を踏まえ、認証基準についてISO、IECなど国際基準も活用することも含めて、安全性を満たしつつ、より必須な要件に絞った基準を適用する。		厚生労働省	措置済	「部位限定X線CT診断装置等」、「常電導磁石式乳房用MR装置等」及び「MR装置用高周波コイル」の認証基準に国際規格である国際電気標準会議(IEC)の規格を追加することについて、パブリックコメントの募集(H25年12月18日からH26年1月17日まで)を行い、この結果を踏まえて本年3月に認証基準の改正を行った。	引き続き左記施策のための検討を進めていく。
2	医療機器に係る認証 基準の計画的な策定	高度管理医療機器に係る認証基準について、当 面、申請件数や承認審査の負担が大きいと考えら れる医療機器を優先的に、認証基準の整備計画を 策定・公表する。	薬事法等の 一部を改正す る法律案の施 行までに措置	厚生労働省	<b>\</b>	・「薬事法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第84号。以下「改正法」という。)が平成25年11月27日に公布された。現在、施行に向けて、認証基準に新たに定める具体的な移行品目及び基準の内容について検討している。・平成26年度予算において、高度管理医療機器認証基準の作成に必要な独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)の職員5名分の人件費を計上している。	引き続き具体的な移行品目や認証基準の内容の 検討を進めていく。
3	医療機器の開発イン センティブを高める保 険制度	医療機器の保険償還価格については、医療機関が患者に最適な医療機器を選択できるようにするとともに、メーカーの開発インセンティブを高めるため、補正加算などにおけるイノベーションの適切な評価を行うとともに、革新的な製品についての市場の評価がより適切に反映されるよう、機能区分の新設及び細分化を進める。	平成26年度 診療報酬改 定に合わせて 検討・結論	厚生労働省	措置済	平成26年度診療報酬改定に併せて保険医療材料制度の見直しを行い、より革新性の高い医療材料についてのイノベーションの評価を行うために、迅速な保険導入に対する評価の継続、画期性加算や有用性加算を受ける機能区分を新設した製品(10%以上の補正加算を受けたものに限る)を対象とした機能区分の特例、補正加算要件の追加等を行った。また、既存の機能区分に係る細分化等の手当を行った。	
4	医療機器に係る登録認証機関の能力向上	登録認証機関の業務規程について厚生労働大臣の関与を強化することや、登録認証機関の能力向上のためのプログラムを整備するなど、実質的な審査能力を向上させる方策について検討する。	薬事法等の 一部を改正す る法律家の施 行に合わせて 結論、随時措 置		検討中	登録認証機関の指導・監督業務の強化と審査員の 力量の向上を図るため、改正法において、登録認証 機関の「業務規程」について、厚生労働大臣への届 出制から認可制にするとともに、登録認証機関に対 する指導・監督業務を、厚生労働省から製品審査や 適合性調査の専門性を有するPMDAに委任できる ようにした。 また、登録認証機関の審査体制の適正化と認証基準に対する基準適合性審査の考え方などを共有する るための研修会の開催を検討している。 以上の対応を行うため、平成26年度予算において、 PMDA職員4名分の人件費及び事務経費を計上している。	

# 重点的フォローアップ事項 ④医療機器に係る規制改革の推進

	規制改革実施	計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内	<del></del> _ 容			実施状況(平成26年3月31日時点)			
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	措置状況	これまでの実施内容	今後の予定		
5	中古の高度管理医療 機器等の販売等に係 る事前通知の合理化	中古の高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器に係る製造販売業者からの指示の発出について、リコール等により不確実な要因を有する場合を除き、それを受ける販売業者等にとって予見が可能な運用を検討する。また、中古医療機器が新たな医療機関等に販売等される前に、複数の販売業者等において移転される範囲においては、一定要件の下で販売等に係る事前通知等が重複して必要とならないように効率化する方策を検討する。	ľ	厚生労働省	措置済	・事前通知制度の効率化については、製造販売業者による中古医療機器に関する指示を受ける販売業者等にとって予見が指示を出すまでの期限(事前通知から1ヶ月以内)の設定等を内容とする通知を平成25年10月18日付で発出した。・中古医療機器を最初に販売に供しようとする販売業者及び最終的に医療機関(エンドユーザー)に対して販売しようとする販売業者以外の中間販売事業者については、製販業者に対する事前通知を不要とする方向で検討している。	引き続き、左記の検討を進めていく。		
6	電気医療機器に使用 される部品等への電 気用品安全法適用の 見直し	電気的に作動する医療機器に使用される部品(ACアダプタ等)について、薬事法に基づく承認や認証において求める電気的な安全基準及びその適合性確認の手続に関して、電気用品安全法が求めるものと同等以上の水準が確保できた場合は、電気用品安全法に基づく検査を省略する等の簡素化を検討する。	平成25年度 検討・結論	経済産業省厚生労働省	措置済	電気的に作動する医療機器に使用される部品(AC アダプタ等)について、薬事法に基づく電気的な安 全基準及び適合性確認手続を確認した結果、以下 のものについては、電気用品安全法が求めるものと 同等以上の水準が確保されていることが確認でき たため、電気用品安全法の規制対象から除外す る。 ・高度管理医療機器及び管理医療機器の内、電気 的な安全基準にJIS T0601-1:2012等を適用してい るACアダプター(直流電源装置)	26年度秋頃 電気用品安全法施行令等の整備		

# 重点的フォローアップ事項 ⑤一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備

	規制改革実施	計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容	容			実施状況(平成26年3月31日時点)	
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	措置 状況	これまでの実施内容	今後の予定
1	いわゆる健康食品を はじめとする保健機 能を有する成分を含む加工食品及び農林 水産物の機能性表示 の容認	特定保健用食品、栄養機能食品以外のいわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物について、機能性の表示を容認する新たな方策をそれぞれ検討し、結論を得しているノウハウを活用する観点から、その食品の機能性について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にし、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できるものとし、かつ、一定のルールの下で加工食品及び農林水産物それぞれについて、安全性の確保(生産、製造及び品質の管理、健康被害情報の収集)も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討を行う。	品、農林水産物とも)	消費者庁 厚生労働省 農林水産省	検討中	代表)で構成される「食品の新たな機能性表示制度 に関する検討会」を平成25年12月20日に設置し、現	

# 規制改革実施計画への対応について

平成26年5月 厚生労働省雇用均等·児童家庭局保育課

# 規制改革実施計画への対応状況

# 〇保育所への株式会社・NPO法人等の参入拡大

規制改革の内容	実施時期	対応状況
経営形態にかかわらず、公平・ 公正な認可制度の運用がなされるよう、厚生労働省は都道府 県に通知する。併せて、当該通 知の趣旨が市区町村に周知徹 底されるよう、都道府県に通知 する。	措置済み	〇「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」(平成 25年5月15日雇児発0515第12号)を発出
「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」(平成25年5月15日雇児発0515第12号) 発出後の株式会社等多様な主体の参入状況について調査を行い、公表する。	25年度以 降29年度 まで毎年 度措置	<ul> <li>○平成25年4月現在の状況を調査(別添1参照)</li> <li>○調査対象:都道府県、指定都市、中核市</li> <li>○結果概要は以下のとおり。</li> <li>・株式会社・有限会社 474箇所(前年比 92箇所増)</li> <li>・NPO法人 86箇所(前年比 1箇所増)</li> </ul>

# 〇利用者のニーズに応えた保育拡充

規制改革の内容	実施時期	対応状況
5年間で認可保育所へ移行を目 指す認可外保育施設は、改修 費や運営費等の支援対象とす る。	25年度に 措置、29 年度まで 措置を行 う。	<ul><li>○平成25年6月6日及び10月18日付けで安心こども基金の管理運営要領を改正し、改修費や運営費等を支援対象とした。</li><li>○平成25年度補正予算及び26年度予算において「待機児童解消加速化プラン」に必要な経費を一体的に確保。</li></ul>
保育所の設置基準は、地方公 共団体が条例において定める こととされているところであり、 地方公共団体における当該条 例の制定状況や当該設置基準 の運用状況について、現行制	25年度以 降29年度 まで毎年 度措置	<ul> <li>○平成25年10月現在の状況を調査(別添2参照)</li> <li>○調査対象:都道府県、指定都市、中核市、保育計画策定市区町(71自治体)の計180自治体</li> <li>○結果概要は以下のとおり。</li> <li>◇ 国と異なる基準を設けている自治体数</li> <li>・ 乳児室の面積について 63自治体(約35%)</li> </ul>
度で保育計画を策定することと されている地方公共団体に対し 調査を行い、公表する。		<ul><li>・ ほふく室の面積について 27自治体(約15%)</li><li>・ 保育士の配置について 66自治体(約37%) 等</li><li>(次ページへつつく)</li></ul>

## 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(類型別・複数回答あり)

類型	都道	<b>府県</b>	指定	都市	中村	核市	保育計画する市	画を策定 5区町	合	計 
①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限 定しているもの	0	0.0%	2	10.0%	7	16.7%	11	15.5%	20	11.1
①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用 を前提として社会福祉法人等に限定しているもの	0	0.0%	2	10.0%	5	11.9%	7	9.9%	14	7.8
①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの	0	0.0%	2	10.0%	3	7.1%	1	1.4%	6	3.3
②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等 に限定しているもの	0	0.0%	4	20.0%	4	9.5%	6	8.5%	14	7.8
②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	2.8%	2	1.1
③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定 しているもの	0	0.0%	0	0.0%	4	9.5%	2	2.8%	6	3.3
③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの	0	0.0%	5	25.0%	4	9.5%	9	12.7%	18	10.0
③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金 の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの	0	0.0%	0	0.0%	2	4.8%	1	1.4%	3	1.7
④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の 実績を求めるなどしているもの	0	0.0%	1	5.0%	0	0.0%	4	5.6%	5	2.8
4-2 株式会社の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの	0	0.0%	1	5.0%	1	2.4%	2	2.8%	4	2.2
自治体別合計(複数回答あり)	0		17		30		45		92	

# 〇保育の質の評価の拡充

規制改革の内容	実施時期	対応状況
子ども・子育て支援新制度への 移行に合わせて、保育所に対 する第三者評価における受審 率目標を策定する。	新制度の 施行まで に措置	〇内閣府に設置された子ども・子育て会議において、第1期 の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの5年 間で全ての事業者において受審・公表が行われることを目 標とする方向で検討中。
保育所に対する第三者評価に おける受審のコスト負担の在り 方について、子ども・子育て支 援新制度施行までに検討し、結 論を得る。	新制度の施行までは論	〇内閣府に設置された子ども・子育て会議において、第三者評価の受審を進めていくために、5年に1度の受審が可能となるよう、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格上評価することとする方向で検討中。

# 〇保育士数の増加

規制改革の内容	実施時期	対応状況 <u>(別添3参照)</u>
保育士試験において、合格科目 の免除期間を3年間から5年程度 に延長することについて検討し、 結論を得る。	25年度中 に検討・ 結論	〇保育所、認可外保育施設等で働きながら保育士を目指す 者の合格免除期間を5年に延長。
保育士登録の申請から登録証交付まで、現在約2か月を要するが、 緊急性に鑑み、その迅速化について検討し、結論を得る。	25年度中 に検討・ 結論	<ul><li>○登録事務に要する期間を7日短縮することで、申請から 最短で3週間で登録可能とする。</li><li>○併せて、登録手続中の者であっても、保育所運営費等に おける一定の者に係る経費を支弁することができるよう にする。</li></ul>
保育士不足の緊急性に鑑み、保育士試験の回数を現行の年1回から年2回にすることについて検討し、結論を得る。	25年度中 に検討・ 結論	○保育士試験の年2回実施についてシミュレーションを行い検討した結果、年2回実施するためには、受験料を少なくとも約8千円引き上げる必要がある。一方、受験者増の効果は一時的であり、数年で年1回の場合と同数程度の受験者数となる。このため、年2回実施しても受験者数は年1回と変わらないが受験料は現行よりも高いという結果になる。 ○したがって、保育士試験の年2回実施は見送ることとするが、保育士の確保に向け、潜在幼稚園教諭(推定30万人以上)の保育士資格取得を支援する。具体的には、一定の実務経験を有する幼稚園教諭について、保育士試験の試験科目免除による資格取得を支援するための総合的な取組を行う。

# 〇事業所内保育施設の助成要件及び認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置 に係る見直し

規制改革の内容	実施時期	対応状況
事業所内保育施設を整備する際の助成要件及び国が定める認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置(保育室が4階以上の場合)について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲や代替手段について検討し、結論を得る。	25年度中 に検討・ 結論	〇建築・消防に関する専門家等から構成された「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会」を開催し、検討(25年12月、26年1月)。 〇3月末に検討会の取りまとめを行い、4階以上に保育室等を設置する場合には、現在認められている「屋外避難階段」だけでなく、「屋外傾斜路」、「特別避難階段に準じた屋内避難階段」(排煙設備等を有するもの)及び「特別避難階段」が新たに認められることとされた。

### 保育所の設置主体別数(平成25年4月1日現在)

	T	T	保育所の設置主体別数(平成25年4月1日現在)												
項番	自治体名	公立	社会福祉法人	一般社団法人等	一般财团法人等	学校法人	宗教法人	N P O	有限会社。	個人	そ の 他	Ti-			
1	北海道	307	189		1	26	1	2	1	1	2	530			
2	青森県	32	339		1	4	4		1	1		382			
3	岩手県	133	152		1	12	1			2		301			
4	宮城県	142	61		2	8	1		6	1	2	223			
5	秋田県	90	97			9		1		3		200			
6	山形県	101	119		1	16		1	4	2		244			
7	福島県	125	75			19		2				221			
8	茨城県	169	294			27	3		4	<b>!</b>		497			
9	栃木県	146	113			17	2	1				279			
10	群馬県	73	196	<del></del>		4	2	1				276			
11	埼玉県	362	375		2	53	2	9	31	1	4	839			
12	千葉県	322	216		1	11	2		16	3		571			
13	東京都	948	773		13	11	36	12	103	18	1	1,915			
14	神奈川県	110	175		7	7	4	7	5			315			
15	新潟県	320	149			15			1			485			
16	富山県	128	76			6	1					211			
17	石川県	141	98			3				1		243			
18	福井県	135	128		1	5						269			
19	山梨県	126	87		1	3				14	1	232			
20	長野県	415	71			6						492			
21	岐阜県	235	130			6	1			3		375			
22	静岡県	140	174			7			2	1		324			
23	愛知県	570	147 }			16	1	4	4	2		744			
24	三重県	235	188			2	1		2	2		428			
25	滋賀県	101	99			8		1		1		210			
26	京都府	135	92		1		2					230			
27	大阪府	196	379		1	8	6	1	1			592			
28	兵庫県	205	245		1	6	9	6	3			475			
29	奈良県	79	70				3			1		153			
30	和歌山県	111	39				1			2		153			
31	鳥取県	119	57		1	6	2		3		1	189			
32	島根県	80	201		1	2			3		3	290			
33	岡山県	125	71				1	3				200			
34	広島県	195	96		2	11	2	4	6		1	317			
35	山口県	108	125			1				22		256			
36	徳島県	131	83									214			

	:				保育	折の設置主作	本別数(平成	<b>2</b> 5年4月1日	現在)			
項番	自治体名	公立	社会福祉法人	一般社団法人等	一般財団法人等	学校法人	宗教法人	N P O	有限会社	個人	その他	
37	香川県	81	47			1	3					1
38	愛媛県	168	70		2	5				1		2
39	高知県	126	44				1			1		1
40	福岡県	136	329		3	5	9		1	9		4
41	佐賀県	47	158	1	1	15				1		2
42	長崎県	49	280			2	6		1			3
43	熊本県	123	311			1						4
44	大分県	59	146		2	4		2	. 1			2
45	宮崎県	60	213							1		2
46	鹿児島県	55	291			14	8	1				3
47	沖縄県	85	242			1		1				3
	小計	8,079	8,108	1	46	383	115	59	199	93	15	17,
1	札幌市	24	186		2	14			3	1	1	2
2	仙台市	47	60		1	10	5		9	3		1
3	さいたま市	61	74		1	3		1	3	1	2	1
4	千葉市	60	42	1		7		1	12			1
5	横浜市	90	277		6	20	7	17	152	11		5
6	川崎市	72	72		2	5	1	4	65			2
7	相模原市	25	60				1			1		8
8	新潟市	88	114		4	11				1		2
9	静岡市	45	54			1	1			3		1
10	浜松市	22	62			2			1			8
11	名古屋市	120	171		2	2	32	2		16		3
12	京都市	26	198				26			4		2
13	大阪市	124	246		8	10	7					31
14	堺市	20	85			4			1			1
15	神戸市	61	130			2	9		3	1		2
16	岡山市	53	61	1	3		1					1
17	広島市	89	69	1	2	9	4		7	3	1	18
18	北九州市	28	129		3							10
19	福岡市	10	167			9	4	1				19
20	熊本市	23	128			3						1
	小 計	1,088	2,385	3	34	112	98	26	256	45	4	4,0
1	旭川市	4	49		1	3	1					5
2	函館市	5	37		1	3	1					4
3	青森市	0	85		1						1	8
4	盛岡市	14	40			6			2			6
5	秋田市	12	36		1	5						5

					保育	所の設置主	体別数(平成	225年4月1日	現在)			
項番	自治体名	公立	社会福祉法人	一般社団法人等	一般對団法人等	学校法人	宗教法人	200	有限会社	個人	その他	211
6	郡山市	25	7		1	2			3			38
7	いわき市	32	24	<u> </u>		3						59
B	宇都宮市	13	60			5			1			79
9	前橋市	18	41 -	ļ		1	ļ				<u> </u>	60
10	高崎市	21	58		1	3	1					84
11	川越市	20	20						ļ —			40
12	柏市	23	14		)	2			4	ļ —	1	44
13	船橋市	27	37		3	3	T				1	71
14	横須賀市	11	21						9			41
15	富山市	44	41		1	1				<u> </u>		87
16	金沢市	13	98									111
17	長野市	42	33		1	4	2				2	84
18	岐阜市	20	22			1				3	ļ .	46
19	豊橋市	5	50			2						57
20	豊田市	46	13									59
21	岡崎市	35	18									53
22	大津市	14	38		1							53
23	高槻市	14	30			1						45
24	東大阪市	14	51					1				66
25	豊中市	19	21			12	2					54
26	西宮市	23	29			2	2					56
27	姫路市	32	48				3			1		84
28	尼崎市	28	52				. 1					81
29	奈良市	19	24				1					44
30	和歌山市	22	33		1					1		57
31	倉敷市	23	66									89
32	福山市	55	57			1	1					114
33	下関市	23	27				2			4		56
34	高松市	37	37				2					76
35	松山市	27	31		1	4	3					66
36	高知市	25	58		1					1		85
37	久留米市	12	55			7	1					75
38	長崎市	9	78		1	11	4					103
39	大分市	14	51									65
ŧ0	宮崎市	6	109			1	1				1	118
11	鹿児島市	11	87			10	3					111
12	那覇市	9	61									70
	小 計	866	1,847	0	16	93	31	1	19	10	6	2,889

#### ◎保育所の設備及び遺営に関する基準の条例制定状況及び適用状況等(都道府県)

	1	<u> </u>	区分	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県
条例名等	児童福4 省令第6	业施設の設備及び運営に関する基準(昭和 3号)	123年摩生	- 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月制定) - 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例施行規則(平成26年3月制定)	實森県児童福祉法施行奈例(平成25年3月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年10月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制度)	秋田県保育所の設備及び遺営に関する基準を定める条例(平 成24年12月26日制定) 秋田県保育所の設備及び遺営に関する基準を定める条例施行 規則(平成24年3月19日制定)
		乳児室(1.85㎡/人)		·国と同じ · 乳児室及びほふく室を一の部屋として設ける場合は0~1歳児 3.3㎡/人	国と同じ	個と同じ	副と同じ	乳児室を利用する乳児等(乳児叉は満2歳に満たない物児) 1.85m/人以上
}	O、1歳 児をせ 所保官	ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基 単	· 個と同じ ・ 乳児童及びほふく室を一の部屋として設ける場合は0~1歳児 3.3㎡/人	画と同じ	重と同じ	国と同じ	ほふく宣を利用する乳児等(乳児又は満2歳に満たない幼児) 3.3㎡/人以上
[	所させる保育所	医務室、調理室、使所		・重と同じ ・	   国と向じ 	   頭と同じ 	個と同じ	個と同じ
設備の基準 (省令第32 条)		保育に必要な用具	参酌基準	-国と同じ	国と同じ	個と同じ	国と同じ	国と何じ
ļ	2億以	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)		・国と同じ	国と同じ	国と向じ	国と向じ	満2歳以上の幼児1.98㎡/人以上
l	上児を	屋外遊戯場(保育所の付近にある歴外 遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3 ㎡/人)	従うべき基 単	<u> </u>		<b>型と向じ</b>	望と同じ 	国と同じ
	せる保 育所	調理室、使所		-国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	医務富を必信
)		保育に必要な用具	参酌基準	·国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
İ	厚生労働	大臣の指定地域における居室顕復の特例	揮準 -	- 対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
i	保育室	<b>亨に関する耐火上の基準</b>	参酌基準	·国と同じ	国と同じ	型と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準 の特例(省令 第32条の2)	一定の! 食事の!	要件を消たす場合、3歳以上児に対する 小部撤入可	参酌基準	・国と同じ	国と同じ	画と同じ	間と同じ	風と同じ
機員 (金金第39	託する4	・戦託医、調理員(※調理業務の全部を委 場合、調理員を置かないことができる。)	供うべき基	・ 國と同じ	間と同じ	   <b>国と</b> 同じ :	国と同じ	保育所の長を必置
条)	保育士の 乳児3:1 (都定こと 3歳児 ガ 4歳以上!	配置(条体2人配置) 1・2歳見6:1 3歳見20:1 4歳以上党30:3 26間がある奈育所の場合) 直向前 35:1 長時間 20:7 見 短時間 36:1 長時間 30:1	<b>2</b>	・面と同じ	個と同じ	<b>御と同じ</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	間と何じ	御と同じ
保育時期 (省令第34条)	<u></u>	9き8時間を原則		・国と向じ	国と同じ	国と同じ	国と何じ	<b>原則8時間</b>
保育の内容 (省令第35条)	養護及び 客につい	教育を一体的に行うことをその特性とし、その内 ては、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基 進	・国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	歯と同じ
平等取扱の原 剤(省会第9 条)等	<del>                                     </del>		従うべき基準	<del></del>	個と関じ	簡と同じ	個と同じ	御と同じ
衛生管理 (省令第10 条)等	衛生管理	■、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	・歯と向じ	個と同じ	部と同じ	間と時じ	個と同じ
その他	上記以外で変めている基準				(他になし	<b>16</b> 1≂&L	暴力団の徐彦、関係機関との遺傳	事故発生時の対応
置可能資所の整物・運営を担う事業者の基準等に係るを深く分類 いた。 第3 時間所の整物・運営を担う事業者の基準等に係るを深く分類 いた。 第3 時間所の影響・運営を担う事業者の影響が正ないて、社会機能進入等に固定している いた。 を取り解析が回数・通常を担う事業者の影響が正ないて、対点を必要した。 いて社会機能法人等に選定しているもの いた。 せいが自然は、からは内の質別の変と、通常はよく等による表面を選集しているもの ないる。 せいが自然は、からに関する要素でも事業のの影響によいて、大きにより、企業を提供しているもの ないる。 せいが自然はよく等に選定しているもの あまり・立たが関系の関係と使うでも事業のの影響によいて、大きによるの思想を使 関として社会機能はよく等に選定しているもの あまり・立たが関系の関係と使うであるの表面等において、社会機能法人等に規定しているもの ない。 と、立即等所の関係と作う場の適響が重要の表面等において、社会機能法人等に規定しているもの いる。 と、立即等所の関係と作う場の適響が重要の影響によいて、社会機能法人等に認定しているもの のいる。 と、対策を関係はお人等に関係とない。 と、または、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で				- 鉄当なし		験当なし	物になし	諸当なし

#### ○祭育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(参道房系)

		<b>5</b>	区分	山形栗	福島県	茨城區	杤木県	<b>群県県</b>
条例名等	児童福祉 省令第6	と施設の投業及び選挙に続する基準(昭和 3号)		山形県児童福祉施設の設備及び適営に関する基準を定める 条例(平成24年12月25日山形県条例第64号)		児童福祉法に基づを児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月27日制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条件(平 成26年3月11日栃木県条何部27号)	羽馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成28年 4月1日制定)
		乳児室(1.85㎡/人)		3. 3 m/人	乳児宣(3.3㎡/人)	国と同じ	断と向じ	関と同じ
}	O、1歳 児を入	ほふく宣(3.3㎡/人)	従うべき基 準	3. 3㎡/人	動と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	児を入 所させ る保育 所	医務定、調理室、使所		贈に向じ	題と同じ	間と同じ	型と同じ	国と何じ
設備の基準 (省令第32 条)		保育に必要な用具	参酌基準	調に向じ	<b>園と同じ</b>	間と同じ	  国と同じ	屋と同じ
1		保育室又は遊戯室(1,98㎡/人)		国に同じ	関と同じ	国と同じ	国と前じ	国と同じ
1	上児を	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外 遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3 ボ/人)	従うべき基 準	頭に向じ	回と同じ	国と同じ	動と同じ	型と前に 
1	せる保育所	興理室、便所	1	面に向じ	2歳以上見のみの受入施設においても服務室を必能	国と同じ	国と同じ	盛と同じ
		保育に必要な用具	步韵基準	国に向じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
1	草生労働:	大阪の推定地域における居室回復の特別	<b>泰</b> 學	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
1	保育宣導	<b>事に関する耐火上の基準</b>	少的基準	間に同じ	国と同じ	国と同じ	館と同じ	国と同じ
設備の基準 の特制(省令 第32条の2)	一定の事	原件を消たす場合、3歳以上児に対する 小部搬入可	少而基準		国と同じ	個と同じ	個と同じ	・鴻3歳以上の幼児に対する食事の提供について、外部輸入を 行う場合でも、できる限り自動で調理したものを提供するよう努 める
	保育士、	順託原、調理員(※議理業務の全部を要 合合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基		乳児を入所させる保育所にあっては、保健師または看護師を配置するよう努める	個と同じ	個と同じ	調と同じ
<b>5</b> 2-}	現児3:1 (原金: メ	配置(景報2人配置) 1・2歳現6:1 3歳見20:1 4歳以上見30:1 4歳官ある景内等の場合) [時間 33:1 長時間 20:1 尼 短時間 36:7 長時間 30:7	•	御に何じ	(認定こども間である泉省所の場合) 3歳元 無機間30:1、長時間20:1 4歳以上元 証時間長齢間ともこ30:1	個と同じ	御と同じ	<b>瀬と呼じ</b>
保育時間 (省令第34条)					国と何じ	個と同じ	国と同じ 	
集育の内容 (省令第35条)	養健及び 客につい	教育を一体的に行うことをその特性とし、その内 ては、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基 単	国に関じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と無じ
平等取量の原 間(省金第9 条)等	平等取扱	表の原則、虐待等の禁止等	従うべき基 準	間に何じ	銀と同じ	職と同じ	人権の施護に関する措置	即と同じ
衛生管理 (省令第10 条)等	海生管司	重、入所者・職員の健康診断等	李斯基章	間に同じ	間と同じ	間と同じ	個と同じ	個と何じ ・
その他	上記以外	外で度めている基準		  防災計画等の策定を循環域定とし、市町村との連携を設け  た。	・関係機関(児童相談所、保健所等)と密接な連絡をとり連携して子どもや展開者の支援に努める・非常収納計画について、施設の置かれた状況により収者の単様ごとに立てる	災害時に情えた食品や医薬品等の體管、地域住民や他の社会 福祉施設等との連携・協力体制の構施について、別力機器とし て規定。	<b>赤常災署対策</b>	【総則】 ・非常時における協力体制を確保するため地域住民との連携 も図るよう例める ・児童の食育に努める
もの (D-2 数 両 報送 (D-1 3 社会 報告 (D-1 3 社会 でいるもの (D-1 4 との 相合 報告 (D-1 4 との 4 と	所の整備を 大き人 大き人 大き人 大き人 大き人 大き人 大き人 大き人	日7年来世の等高等に高る快点(分類) 国党を日7年を目の高期等において、位金階社法人等 国党を日7年を日7年を開始したいて、東心とども基金の しているの の領事所設備・国産法人等によって、東心とども基金の 明形を選手する事業をの高事等において、安心とども 開発と置する事業をの高事等において、安心とども 開発しているもの 行う概定を理者の高寿等において、住金階社法人等に を行う即の温度を重なの原本等において、仕金階社法 を行う即の温度を重なの原本等において、仕金階社法 を行う即の温度を重なの原本等において、全体等において、 を行う即の温度を重なの原本等において、全体等において、 国産をじが3年来等の原本等において、全体等におじて・ のでいるが、利用会社や個人については認めていない。	の格用を前提と もの は人等に譲渡し 発金の活用を制 に譲渡している た人等に譲渡し	鉄道なし	該当なし	神になし	-	被当なし

,

#### ②保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(毎連府県)

		92	区分	埼玉県	<b>平城県</b>	東京都	神奈川県	新潟泉
条例名等	児童福祉	吐施設の設備及び運営に関する基準(昭和 63号)	123年厚生	児童福祉法施行条例(平成24年12月制定)	千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年 12月制定)	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平 成24年東京都条例第43号)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26年神奈川県条例第5号。平成24年12月制定。平成25年4月 施行)	新潟県児童福祉施設の設備及び連営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)
		乳児室(1.05㎡/人)		O歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	0歲児3.3㎡/人、1歲児3.3㎡/人	2歳児未満児1人につき3.3㎡以上	国と同じ	<b>国と同じ</b>
	0、1歳 児を入	ほふく変(3.3㎡/人)	従うべき基 準	0億児3.3㎡/人、1億児3.3㎡/人	1億児3.3㎡/人		国と向じ	国と同じ
	児をせる 所保 新	医務室、調理室、便所		医務室について全ての保育所に設置、調理室及び使所は国と同じ	国と同じ	望と同じ	<b>堕と同じ</b>	強と同じ
設備の基準 (省令第32 条)	l	保育に必要な用具	参酌基準	国と関じ	国と同じ	<b>薬と同じ</b>	個と同じ	
j		保育室又は遊戲室(1.98㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以 上児を 入所さ	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外 遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3 m/人)			国と同じ 	型と同じ	配と同じ	置と同じ
	せる保 育所	調理室. 便所		医務室について全ての保育所に設置、調理室及び使所は関と同じ	国と同じ		国と同じ	2歳児以上を入所させる保育所に医務室設置を努力維務化。
i		保育に必要な用具	参酌基準	盟と間じ こうしゅうしゅう	国と同じ	国と同じ	<b>要と的</b> じ	国と同じ
)	厚生労働	大臣の指定地域における居室間積の特例	領準	1歲児25㎡/人	鉄当地域あり(基準無し)	2億未満児2.5㎡/人(18区11市)	該当地域あり(国と間じ)	対象外
	保育室	等に制する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	歯と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準 の特例(省令 第32条の2)	一定の	要件を消たす場合、3歳以上児に対する 外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	個と同じ	国と同じ	盤と同じ
	保育士	、嘱託医、調理員(※講理業務の全部を委 場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基	頭と同じ	配と同じ	<b>風と向じ</b>		・収託曲料医の配置を努力義務化。
(省令第33 条)	現現3:1 (記定こと 3歳現 ま	士の配復(景格2人配置)   3:1   1:2億男の: 1 3億男20: 1 4億以上界30:1   2:2七島駅である業界所の場合)  現 競時間 35:1 長時間 20:1  以上見 短時間 35:1 長時間 30:1		保育士の配置(最低2人配置) 現現3:1 1-2歳第6:1 3歳男20:1 4歳以上児30:1 (現成ことも確認のある保育所の場合) 3歳児 銀銀船 20:1 長時間 30:1 4歳以上児 銀銀船 35:1 長時間 30:1	風と同じ	脚と同じ	風と同じ	個と同じ
保育時間 (省合第34条)	1865	つき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	原则保育時間8時間、開所時間11時間	保育時間は国と同じ。朝所時間は原則としておおむね11時間。	国と同じ(加えて保育所の開所時間は11時間を原則とする)	盤と同じ
保育の内容 (省令第35条)	養理及び 書につい	「教育を一体的に行うことをその特性とし、その内 では、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基 準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等数量の原 際(省令第9 条)等	平等取	扱の原制、虐待等の禁止等	従うべき基準	頭と同じ	<b>国と同じ</b>	国と同じ	国と同じ	「圏橋」、「信条」等のこれまでの平等原則に、「性別」と「障害の 有様」を適加。
衛生管理 (省令第10 条)等	衛生管	理、入所者・職員の健康診断等	多的基準	型と同じ	- MBと同じ	頭と同じ	脚と同じ	<b>聞と何じ</b>
その他		外で定めている基準		関乳室(O厳児)、沐浴室(O. 1歳児)の設置 保育所による子育で支援に努める 奉牧防止及び防犯に関する措置を関するよう勢める 災害物資の機管に努める	物になし	例になし	国と同じ	-「非常贝書に関する具体的計画」を「当該児童価格施設の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水電、沖波その他の非常及野に有いる具体的計画」とし、災害ことの計画を規定した。(省市部の製鋼体)     -暴力回等の制能を規定、(規定など、)     -最近の事材の直接、その他の宣享の安全性に関する情報の収集法とび提供について規定を設けた。(省令第11条関係)
もの2 第号操奏(小の・2 第号操奏(小の・2 第号操奏(小の・3 中間を構造を は会有の を は の・2 としているもの 有 を 保	所人法括 系統所 (所属所称) 所属所 (所属所统 ) 原 (所属所统 ) 原 (所属所统 ) 原 (所属所统 ) 原 (所统 )	他う事業者の海集等に関る状況(分類) 国産を担づ事業者の最高等において、社会報往地人等 調査を担づ事業者の最高等において、社会報往地人等 適宜を担づ事業者の最高等において、社会報往している。 特別を選案する等業者の原集等において、社会報往人でいる。 資料を選案する等の第二条がに、社会報往法、当 関連しているもの で行う消費を関係の事業等において、社会報往法、当 と任行時の連貫を重要の原集等において、社会報往法、 に可能しているもの に可能しているもの に可能しているもの に可能しているもの に可能しているもの に可能しているもの に可能しているもの に関係しているが、対象を特を個人については歴めていない。	機用を前接と もの い。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	鉄当なし			-	1941=48L

.

#### 〇保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(参連府県)

· · · · ·		<u> </u>	区分	富山東	石川県	福井県	山梨県	長野県
		_ <del></del>	·			児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例(平成24		■配合機・機・機・機・機・機・機・機・機・機・機・機・機・機・機・機・機・機・機・
条例名等	児童福祉 省令第6:	上施設の設備及び運営に関する基準(昭和 3号)	123年単生	富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の股份及び運営に する基準を定める条例(平成24年12月12日制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平 成24年12月制定) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行 規則(平成24年12月制定)	児童福祉局股の設備および遺営の参早に関する教育(平成24年12月前度) 年12月前度 福井県児豊福祉施設の設備および遺営の基準に関する条例施 行規則(平成26年3月制定)	山梨県児童福祉施設に関する基準を定める外例(平成24年12 月制定)	長野原児曹福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24 年10月間時 長野県児宣福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則 (平成25年3月間定)
		乳児童(1.85㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	<b>高と向じ</b>	個と同じ(乳児童及びほふく童を一の御屋として運営する場合、ほふくをしない乳児又は2歳未満の幼児 1.88㎡/人以上、ほふくをする乳児又は2歳未満の乳児 3.3㎡/以上)
	0、1歳 児をせ る保育	ほふく室(3.3㎡/人)	従うべきる 単	国と向じ	類と同じ	個と同じ	聞と同じ	国と同じ(乳児童及びはふく室を一の参廻として選當する場合、ほふくをしない乳児又は2歳未満の幼児 1.65㎡/人以上、ほふくをする乳児又は2歳未満の乳児 3.3㎡/以上)
<u> </u>	所させ る保育 所	医務室、調理室、使所		<b>調と同じ</b>	<b>個と同じ</b>	個と同じ	個と同じ	個と同じ
設備の基準 (省令第32 条)		保育に必要な用具	参酌基準	最と同じ	国と同じ	国と同じ	個と同じ	聞と同じ
	2歳以	保育室又は遊戯室(1,98㎡/人) 産外遊戯場(保育所の付近にある屋外		国と同じ	関と同じ	国と同じ	国と同じ	図と同じ
	上児を	遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3 耐/人)	従うべきa 単	L	国と同じ 	国と同じ・ 	動と同じ	国と同じ
	せる保育所	<b>調理室、便所</b>		銀と同じ	国と同じ と同じ	国と同じ	2才以上児のみの受け入れ施設においても医務宜を必信 国と同じ	国と同じ
Į į	<u></u>	保育に必要な用具	参酌基準	<del></del>	<del> </del>	<del></del>	対象外	
1	Ĺ	大田の指定地域における居営部署の特例	標準	対象外	対象外	対象外		対象外
20 May		等に関する耐火上の基準 	步的基準	雪と同じ	国と向じ ニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニー	国と同じ ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	国と書じ	動と同じ
	食事のす	原件を満たす場合、3歳以上児に対する 1部搬入可 	多酌基準	国と同じ	国と同じ 		給食の外部搬入における食育に関する計画の公表に努める。	<b>健と同じ</b>
職員 (省令第33	保育士、 託する場	現託医、調理員(※関理業務の全部を委 ・合、関理員を置かないことができる。)	従うべきる	間と何じ	間と同じ	間と同じ	明と同じ	間と同じ
1条)	乳児3:1 (総定こど 3歳児 知	配置(景係2人配置) 1・2歳見6:7 3歳見20:1 4歳以上見30:5 4歳である集育所の場合) 1時間 35:1 長時間 20:7 7 毎時間 35:1 長時間 30:7	<b>-</b>	職と同じ	関と何じ	個と同じ	間と間じ・	間と同じ
保育時間 (省令第34条)		き8時間を原則		国と同じ	  動と同じ 	国と同じ		国と同じ
保育の内容 (省令第38条)	養権及び 寒につい	教育を一体的に行うことをその特性とし、その内 では、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべきる 単	国と興じ	圏と前じ	国と同じ	食の安全・安心確保に必要な措置を講じ、地産地消に取り組む ものとする。	国と何じ
平等取扱の原 制(省令第9 条)等	平等取扱	長の原則、虐待等の禁止等	従うべき 車	<b>国と同じ</b>	個と際に	〇人権施設・虐待防止(努力権務規定) ・人権施設・虐待防止に必要な体制整備および研修の実施	盤と際じ	個と同じ
衛生管理 (省令第10 条)等	衛生管理	量、入所者・撤員の健康診断等	多數基準	個と同じ	配と同じ	国と同じ	間と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準			金令第6条第1項の非常災害について。何系・明確化 省令第14条の3第2項の管情解決に当たっての第三者関与の 現実に発育所を達加 暴力団等の禁除を規定	- 地域の子質でを支援するため、単で実施するマイ保育園産権 高度の取り組みや子育で支援コーディネーラーによる子育で支 増プランの作成を努力過路化(機関所のか) - 非常以更等を時における人所者の安全破機のための施設的 災計器の策定を書物化 - 人人所当に対する解析が止のための責任者の配便及び職員に 対する研修変化を労力機能化 - 人所者の知過に調する記録率の文書の保存期間を5年間と境 定	・本学が実に必要な影響の影響 従来基督をの具体的計画の	非常災害対策に対する具体的な計画を作成し、定期的に職員 に開始すること。 関係機関との連携に努めること。防災資機材の整備に努めるこ と。	- 木材利用の推進(施設の内装等には、木材を利用するよう努 めること) ・地産地消の推進(食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めること)
もの (1)-2 (	所の等に 大法名 一名 一名 一名 一名 一名 一名 一名 一名 一名 一	とう事業者での高級事になる状況(分類) 国家を含う事業者の高級事において、社会を担決人事 重要を行う事業者の高級事において、安心ことも基金の たているの の原無所設定・通常法、対による重要を提発している の原無所設定・通常法、対による重要を提発している。 利用を選撃する事業をの高級事において、社会保証とない 設定しているの。 を一方別の選挙事をの高級事において、女会保証人事 を一方別の選挙事業をあれて、社会保証人人事 を一方別の選挙事業者の高級事において、交心ことも 一項だしているもの。 議定を必済の事業等において、文化とこと 一項だしているもの。 議定を必済の事業等において、文化とこと のでしているもの。	の環境を前提と もの 人等に決定し 基金の環境を は決定している と人等に確定し 基金の活用を	験当なし	tol	tel .	-	鉄当なし

#### ◎保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(毎選府県)

	Γ	<u> </u>	区分	紋阜県	静岡県	愛知果	三重県	遊覧県
条例名等	児童福祉 省令第8	は施設の設備及び運営に関する基準(昭和 3号)		岐阜県児童福祉施設の設備及び連當に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	- 児童福祉施設の影像及び運営の基準に関する条例(平成25年 3月制定) - 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則(平成25年3月制定)	児童福祉施設の股備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	- 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平塚25年4月1日施行) - 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例施行規則(平成25年4月1日施行)	法貿易児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および適営に 関する基準を定める条例(平成24年12月制定)
		乳児室(1.65ml/人)		3.3㎡/人(ただし、既存の保育所(建築中のものを含み、条例 施行後に乳児室の増改築を行う場合を除く。)については国と同じ)	<b>国と向じ</b>	乳児室3.3㎡/人(既存の保育所について、平成28年3月31日までの間、1.65㎡/人とする軽過措置有)	国と同じ	ほふくをしない乳児または満2歳に満たない幼児 1.85㎡/人、 ほふくをする乳児または満2歳に満たない幼児 3.3㎡/人
- :	0、1歳 児を入	ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基 連	国と同じ	国と何じ	聞と同じ	個と例じ	ほふくをしない乳児または満2歳に満たない幼児 1.85㎡ノ人、 ほふくをする乳児または満2歳に満たない幼児 3.3㎡ノ人
	所させ る保育 所	医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ・	国と同じ	個と何じ	<b>強と同じ</b>
設備の基準 (省令第32 条)		保育に必要な用具	参酌基準	風と関じ	盤と同じ	国と同じ	国と同じ	個と同じ
	-	保育室又は遊戯室(1,98㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	型と側じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外 遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3 ml/人)	従うべき基準	風と同じ	国と向じ	国と向じ ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・	国と同じ	国と同じ
1	せる保育所	異理室、使所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	風と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と郎じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
}	草生芳香	大臣の指定地域における悪金面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
		<b>序に関する耐火上の基準</b>	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	型と同じ	国と同じ
設備の基準 の特例(省令 第32条の2)	一定の引 食事のタ	要件を消たす場合、3歳以上児に対する 小部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	間と同じ
職員 (省令第33	保育士、託する場	・電託医、調理員(※調理業務の全部を委 場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基	風と同じ	風と向じ	間と同じ	個と同じ	間と同じ
条)	現現3:1 (開発こと	たの配集(番条2人配理) :3 1・2億男6:1 3歳男20:1 4歳以上児30:1 にごり・2億男6:5 3歳男所の場合) : 短時間 35:1 長時間 20:1 上死 短時間 34:1 長時間 30:1		国と同じ	個と同じ	祭官士の配置(祭伝とA配置) 現現3:1 1-2歳現5:1 3歳現20:1 4歳以上児30:1 (記定ことも間である祭育所の場合) 3歳児 短 <u>機関 30:1</u> 長時間 20:1 4歳以上児 <u>服機関 30:1</u> 長時間 30:1	国と同じ	配と向じ 加えて、乳が児の心身の機会な発達のため、基準を超えて、乳 効児の保育に直接後率する職員を配置するよう男的ること。」を 規定している。
保育時間 (省令第34条)	<u> </u>			国と同じ	<b>国と同じ</b>	国と内に	国と同じ 	国と同じ
保育の内容 (省令第35条)	養護及び 客につい	教育を一体的に行うことをその特性とし、その内 では、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基 単	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と向じ
平等取扱の原 財(省令第9 条)等	平等取	長の原則、虚待等の禁止等	従うべき基準	脚と同じ	聞と同じ	国と同じ	<b>国</b> と同じ	国と同じ 加えて、(人所者の人権の施議、虐待の防止等のため、責任者を設 置する等必要な体質の重要を行うとともに、その職員に対し、研修の 機会を確保すること。」を規定している。
新生管理 (省令第10 条)等	衛生管理	理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と向じ	国と同じ	頭と同じ	即と同じ	<b>国と向じ</b>
その他	上記以外で定めている基準			地産地消の推進(提供する食事については、県内で生産された 職 ់本水産物等の積極的な活用に努めること)	- 非常災害・災害の種別に応じた計画の作成を義務付け - 連待等の禁止・・禁止する行為を具体的に明記	〇京常災害対策 非常災害の操作例を併示、必要な整備の影響、計画の策定、 定期的な訓練の実施を維務規定化、市町村等との道路協力体 別監督を予り無務規定化 〇配性の保存 入所者の処遇に係る記録を5年間保存	〇非常災害対策 〇人権の施課、虐待の防止等のための研修の実施	「非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社 会福祉施設との連携および協力を行う体制を機能するよう努め ること。」を規定している。
原物資産所の影響・調査を担う事業をの募集等に係る依別(分類) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				放出なし	鉄曲なし	鉄曲なし	験当なし	滋賀県として制限はしていない。

#### 〇保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(修道府集)

		9	区分	京都府	大阪府	兵庫集	奈良県	和歌山県
条例名等	児童福 省令第6	立施設の設備及び運営に関する基準(昭和 13号)	123年厚生	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例(平成24年7月27日京都府条例第38号) 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例報行規則(平成24年9月14日京都府規則第51号)	大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年11月制度)	法令の規定により集例に受任された基準等に関する条例 (平成24年10月改正(保育所関係))	奈良県児童福祉施設の設備及び通営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年和歌山県条例第67号) ※平成24年10月5日公布、平成25年4月1日施行
		乳児室(1.85㎡/人)		脚と向じ	国と同じ	国と同じ	<b>個と同じ</b>	型と同じ
	0、1歳 児を人	ほふく童(3.3㎡/人)	従うべき基準	風と同じ	国と同じ	国と時じ	国と同じ	間と同じ
1	所させる保育	医核茎、調理室、使所		国と同じ	壁と向じ	個と同じ	間と同じ	国と断じ
設備の基準 (省令第32 条)		保育に必要な用具	<b>学的基準</b>	職と同じ	■と同じ ■と同じ	と 国と同じ	型と同じ	国と同じ
1	2歳以	保育憲又は遊戲室(1,98㎡/人)		国と同じ	国と前じ	国と同じ	国と同じ	堕と同じ
	上児を 入所させる保	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外 遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3 m/人)	従うべき基 単	<u></u>	回と同じ 	国と同じ	個と同じ	個と同じ
(	育所	調理室、便所		国と同じ	国と何じ	2才以上児のみの受入施設においても医療宣を必要		国と時じ
1	}	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	個と同じ	国と同じ
	年生分割	大阪の指定地域における歴堂衛務の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室	等に関する耐火上の基準	参酌基準	強と同じ	堕と同じ	国と向じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準 の特例(省令 第32条の2)	一定の	要件を消たす場合、3歳以上児に対する 外部搬入可	<b>参酌基準</b>	国と同じ	単と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
<b>維員</b> (省令第33	保育士、託する地	職託医、調理員(※関理業務の全部を委 場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基	間と同じ	間と何じ	独行日において、親に間避免を置いている保育所については間 2種のうちかなくもも、人は実権士の免許を有する音文に関 節の免許を有するものでなければならない。(施行日において、 現に調理員を置いている保育所については平成30年3月 31日 までの間違用しない官の役益情報あり。)	ほと同じ	雷と阿じ
19k)	乳児3:1 (安全こと	配置(最低2人配置) 1・2歳児6:7 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (本間である情質所の場合) 2時間 36:1 長時間 20:1 死 短時間 36:1 長時間 30:1	<b></b>	個と同じ	興賞士の配置(最近2人配置) 現現3:1 1-2億銀9:1 3億銀20:1 4億以上児30:1 (認定ことも間である保育所の場合) 3億児 監査 <u>前 25:</u> 1 長時間 20:1 4億以上児 延費前 35:1	際と同じ	間と同じ	個と同じ
保育時間 (省令第34条)	<u> </u>	28時間を原剣	<b>参酌基準</b>	i	歯と同じ	国と角じ	個と同じ	<b>節と同じ</b>
保育の内容 (省令第35条)	管理及び きについ	教育を一体的に行うことをその特性とし、その内 では、原生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基 単	国と同じ	国と同じ	<b>南と同じ</b>	国と同じ	国と同じ
平等取量の原 制(省令第9 条)等	平等取	吸の原則、虚特等の禁止等	従うべき基準	頭と同じ 	個と同じ 	国と向じ		
衛生管理 (省令第10 条)等	衛生管	堰、入所者・職員の健康診断等	少的基件	配と同じ	<b>聞と同じ</b> }	間と向じ	個と同じ	間と同じ
その他	上記以	外で定めている基準		<b>物になし</b>	物になし	・管理者は暴力団員等でないこと、選案が暴力団等の支配を受けないことを規定(社会係性規則共通事項)・ 市別、外記と制度の資金や機関共通事項・ ・特別、特別・研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	報告 ○木村利用の推進(省令第32条) ○食べる屋敷を高める食事の提供(省令第11条)	人権挑誘権進員、災害対策権進員、安全管理対策権進員の配 配
を①-2 社会福祉をいるので、 1 日本	所人法元 法法所 所 所を所よのの事にやた た等用法の の の決重性 性 大学 民 足人里 民 人物 民 は人事 に 化等のの	おり本等のの基本から、日本の大力(分割) 監定を持ち事業での基本をしないて、社会を担けまし 監定を持ち事業の基本をしないて、社会を担じましている。 の関係を関係・選定法人等による整理を提外している。 関係を選定する事業をの募集等によいて、社会を担当。 関係と選定する事業をの募集等によいて、社会を担当。 対力(力を実施者の参加をしないて、社会を担当人等)に を行う場の選挙を集をの事業等において、社会を担当人等 を行う場の選挙を書きの事業等において、社会を提出 を行う場の選挙を書きの事業等において、大力を提出 を行う場の選挙を書きの事業等において、文化学に に対しているが、有限会社や個人については認めていない。	透用を前続と もの は他の活用をし は他の活用を がは、 がは、 は他の活用を がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、	装当なし	_	県の認可手続きにおいて、設置主体の制限はしていない。	<b>放当なし</b> <u>-</u>	酸当なし

.

#### **母保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(都道府県)**

		3	区分	鳥取県	島根果	岡山県	広島県	山口県
条例名等	児童福祉 省令第6	と施設の投機及び運営に関する基準(昭和 2号)	123年厚生	鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年12月制定) 鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則(平成26年3月制 定)	島提展児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条 例(平成24年3月制定)	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定 的る条例(平成24年10月5日 岡山県条例第47号)	児童福祉法に基づく児童福祉施設の股備及び選営に関する基準を定める条例(平成24年3月制定)	児童福祉施設の設備及び選挙に関する基準を定める条例(平 成24年3月21日山口県条例第3号) 児童福祉施設の設備及び選挙に関する基準を定める条例施行 規則(平成24年3月21日山口県規則第8号)
		乳児室(1,85㎡/人)		国と同じ	園と同じ	画と同じ	3.3㎡/人	配と同じ
	0、1歳 児を社 所保守	ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基 単	国と同じ	国と同じ	国と同じ	倒と同じ	国と同じ
1	in in	医務室、調理室、便所		聞と同じ	脚と向じ	型と同じ	国と同じ	間と同じ
設備の基準 (省令第32 条)	ļ	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	個と同じ	<b>語と同じ</b>
Į.	a dia na	保育室又は遊戯室(1,98㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
ļ	1	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外 遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3 ㎡/人)	従うべき基 単	国と同じ	国と同じ		<b>塩と同じ</b>	型と同じ
1	せる保育所	調理室、使所	<u></u>	国と同じ	国と同じ	御と同じ	国と同じ	国と同じ
1		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	開と同じ
ļ	厚生労働	大臣の指定地域における層室回程の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
1	保育宣	<b>Fに関する耐火上の基準</b>	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	個と同じ
設備の基準 の特例(省令 第32条の2)		<b>[件を海たす場合、3歳以上児に対する</b> ↑都搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	望と何じ	国と同じ
准員 /安全第39	保育士、託する場	網託医、調理員(※調理業務の全部を委 ●合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基		職と同じ	間と同じ	風と同じ	職と同じ
(省令第33 条)	(現実3:1 (現実こど	記載(最近2人記載) 1・2歳元6:1 3歳元20:1 4歳以上売30:1 4歳である時所の場合) 時間 35:1 長時間 20:1 5 程時間 35:1 長時間 30:1		関と同じ	個と同じ	国と同じ	國と向じ	勝当上の砂壁(最近久入車階) 19,現3:1 12高増6:1 3歳埋20:1 4歳以上児30:1 (記定之とも間である保証所の場合) 3歳児 温度間 20:1 長時間 20:1 4歳以兄 温度間 20:1 長時間 30:1
保育時間 (省令第34条)	1	き8時間を原則	参酌基準		国と同じ	国と同じ	副と同じ	概と同じ
保育の内容 (省令第35条)	養護及び 寄につい	作育を一体的に行うことをその特性とし、その内 ては、厚生労働大臣が定める指針に使う。	従うべき基 海	国と同じ	国と倒じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原 朝(省令第9 条)等	平等取	長の原則、虐待等の禁止等	従うべき基 準	国と <b>向</b> じ 	強と同じ	<b>強と同じ</b>	国と向じ	関と同じ
衛生管理 (省令第10 桑)等	衛生管理	<b>』、入所者・職員の健康診断等</b>	参酌基準	国と同じ	國と同じ	風と同じ	風と何じ	脚と同じ
その他		<b>小で定めている基準</b>		特になし	物になし	神になし	物になし	- 防災対策について、施設内防災計画の策定と見直し、原急時 の安全部係のための体制整備等と上単せ - 幼乳温素型数変とでも間である長倉所の3~5億児長時間條 育担当駅員のみなし保育工特例を追跡地域に限定
国等事業所の整備・通常を出手業者の募集等に係る状況(分割)  (7)・ 裁判事業所の整備・通常を指う事業者の募集等に係る状況(分割)  (2)  (3)  (4)  (5)  (5)  (6)  (7)  (6)  (7)  (6)  (7)  (6)  (7)  (7			活用を背接と もの 人等に限定し あ金の常用を載 に関定している は人等に関定し は人等に対象 ・ 大等に対象 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		特になし	tal		tel.

#### ◎保育所の設備及び遺営に関する基準の条例制定状況及び適用状況等(都道府県)

		31	区分	復島県	香川県	安徽県	高知果	福岡県
条例名等	党宣福4 省令第6:	企施設の投機及び運営に関する基準(昭和 3号)	123年厚生	児童福祉法施行条例(児童福祉施設の設備及び運営に勝する 基準)(平成24年10月制定)	智川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年10月制定)	受緩県児宣福征施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年10月) 受緩県児宣福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施庁規則(平成25年3月)	高知果児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年1月制定)	福岡県児宣福祉施設の設備及び遺営の基準に関する条例(平 成24年10月制定)
	乳児室(1.85㎡/人)			乳児宮は「溝2歳に海たない乳幼児であって、ほふくをしないものを保育する部屋」と位置づける。	銀と同じ	個と同じ	銀と同じ	乳児童(3.3㎡/人)
	0、1歳 児を入	ほふく宝(3,3㎡/人)	従うべき基準	ほふく童は「漢2曲に満たない乳幼児であって、ほふくをするも のを保育する部屋」と位置づける。	盟と同じ	断と同じ	部と同じ	国と同じ
	児を入 所させる保育 所		際と同じ	聞と時じ	間と同じ	<b>雪と同じ</b>	回と向じ	
設備の基準 (省令第32 条)		保育に必要な用具	参酌基準	動と同じ ・	  国と同じ	盛と降じ	<b>国と同じ</b>	国と同じ
۱ I		保育室又は遊戲室(1,98㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
, i	上児を	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外 遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3 m/人)	従うべき基 準	国と同じ	型と同じ	国と時じ	国と同じ	虚と何じ
<b>.</b>	せる保育所	調理室、便所	L	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と前じ
ł		保育に必要な用具	多數基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
\	年生労働:	大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
l i	保育事業	<b>外に関する耐火上の基準</b>	李斯基本	国と同じ	国と同じ	國と同じ	値と向じ	国と同じ
設備の基準	一定の事	THE WALLS AND LINES AND T		国と同じ	強と同じ	国と向じ	国と同じ	量と同じ
職員 (安全第99	託する場	・明託長、調理員(※開理業務の全部を委 場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基	間と何じ	間と同じ	間と同じ	間と同じ	間と同じ
<b>条</b> )	等官士の配置(長任2人配置) 現現3:11 1-2億元6:11 3億州20:11 4億以上売ゆ:1 (認定工化金額である第百所の場合) 3億元 貨物間 30:1 長時間 20:1 4億以上見 駅時間 30:1 長時間 20:1		4	際と向じ	間と同じ	配と向じ	保育士の配置(皇極2人配置) 現現3:1 1:2歳現6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (建定上7と無である保育所の場合も、短時間・長時間利用を輸 27町基準)	個と同じ
長寅時期 (省合第34条)	l		l _	国と同じ基準とした上で、保育所は、保護者の労働時間等を考慮し、保育時間の延長等の方法により、保育環境の向上に努めるように規定。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と向じ
保育の内容 (省令第35条)	を使えび をについ	被育を一体的に行うことをその特性とし、その内 ては、原生労働大臣が定める指針に従う。	提うべき基 単	国と同じ	国と同じ 国と同じ	国と何じ	国と同じ	
平等取扱の原 財(安令第9 条)等	平等取扱	表の原則、虐待等の禁止等	使うべき基 準	間と同じ	<b>個と同じ</b>	国と同じ	<b>国と同じ</b>	園と胸じ
衛生管理 (省令第10 条)等	新生管理	■、入所者・職員の健康診断等 	多的基準	間と同じ	越と向じ	国と同じ		国と同じ
その他	上間以外で定めている基準			・環境を大切にする心の育成に努めるように規定。 ・現域の保護者に対して必要な援助又は指導を行う場合に は、個人情報に配慮した適切な環境で行うように努めるように規定。	棚流電車特別区域法第4条第9項の認定を受けた場合の当該 認定に係る努育所の設備の基準は、原生労働省職係構造改革 特別区域法額34条に規定する政令等規制事業に集る省令の特 例に関する機能を定める省金会市、毎に定める基準をもって、 の基準とする、(公立保育所での減3歳に満たない乳効児への 結査の外部搬入を認める。)など	- 非常災害対策	(児童福祉施設共通の規定) - 災害への対応(防災対策マニュアルの策定と必要に応じた見 重しの実施等) - 地産地消の努力維務 - 暴力団の排除	・開所時間 ・開所時間 ・日につきい時間を原則 ・管領への対応 ・管領への対応 ・管領への対応 ・管領への対応 ・不豊者等の侵入防止対策 不豊者等の侵入防止のための潜置及び廃跡について努力議 派化 ・非常災害対策 果体的な計算整立てるべき非常災害の種類(火災、風水等、 地震等)を制定及び計画の策定型びに訓練等を振荡化 ・参加関係者の解除 通常について、暴力団関係者の支配を受けることの禁止
理可能対所の登録・運営を担づ事業をの高温等に振る状況(分類)  1-1 国際可能所の登録・運営を担づ事業をの高温等に振る状況(分類)  1-2 国際可能所の登録・運営を担づ事業をの高温等において、社会機能は人事に譲渡している。  1-2 国際可能所の登録・運営を担づ事業をの高温等において、社会機能は人事に譲渡している。  1-3 社会機能と人事に関連しているもの。  2-1 公本機能を入事に関連しているもの。  2-1 公本機能を活用した場面所を選撃さる事業をの募集等において、せ会能化法人等に選走しているもの。  2-2 公本機能を活用した場面所を選撃さる事業をの募集等において、社会能化法人等に選走しているもの。  2-2 公立権等所の問題でいるもの。  3-3 公立権等所の原置を任行可能定管理者の募集等において、社会権化法人等に選走している。  2-3 公立権等所の原置を任行可能定管理者の募集等において、社会権化法人等に選走している。  3-3 公立権等所の原置を任行可能定理者の募集等において、社会権化法人等に選走しい。  1-3 公立権等所の原置を任行可能定理者の募集等において、社会権を法人等に選走しい。  4-3 公立権等所の原置を任行が必定者事業を必済集等において、大会権を経法人等に選走しい。  4-3 公立権等所の原置を任行が必定者事業を必済集等において、予めてども企業の選用を  1-3 公立権等所の原置を任何が認定といるもの。  4-4 と前機能は大規で記憶しているの。  4-5 と可能が正然を指する場合を指しないて、定めの原理を求めるとといているもの。  4-6 と可能が正然を指する場合を指するといて、企業の原理を求めるとといている。  4-6 と可能が正然を指する場合を指するといて、企業の原理を求めるとといるといる。  4-6 とのを対しているが、有限会社や個人については認めているいもの。			[	鉄当なし	鉄当なし	٠ چا	数金額し	

8

		80	区分	佐賀県	長崎県	熊本県	大分順	宮崎県
条例名等	児童福祉 省令第6:	出施設の設備及び運営に関する基準(昭和 3号)	123年厚生	佐賀県児童福祉法施行条例(平成24年3月制定)	長端県児童福祉施設の設備及び適営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	版本県児童福祉施設の設備及び選営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	児宣福祉施設の設備及び選営に関する基準を定める条例(平成 24年12月制定)	宮崎県児童福祉施設の設備及び通営の基準に関する条例(平成24年12月17日条例第60号) 宮崎県児童福祉施設の設備及び通営の基準に関する条例第行 場別(平成24年12月17日規制第50号)
		乳児童(1.65㎡/人)		個と同じ	ほふくをしない子1.85㎡/人	<b>国と同じ</b>	頭と同じ	園と同じ
	0、1歳 児をせ 所を を る 保	ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基 準	国と同じ	ほふくをする子2.3㎡/人	国と同じ	動と同じ	国と同じ
	所させ る保育 所	医務室、調理室、便所		風と同じ	<b>聞と同じ</b>	<b>衛と向じ</b>	型と向じ	型と何じ
設備の基準 (省令第32 条)	•	保育に必要な用具	参酌基準	臨と同じ	国と同じ	型と同じ	国と同じ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	動と同じ
		保育室又は遊戯室(1.98m/人)		国と同じ	国と同じ	関と同じ	屋と同じ	個と同じ
	上児を	屋外遊戲場(保育所の付近にある屋外 遊戲場に代わるべき場所を含む。)(3.3 m/人)	従うべき基準	型と同じ	型と同じ	「保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む」は 規定せず、保育所の強物等と関一敷地内または瞬後する敷地 内に設けることを義務化	l	ロション ロング ロング ロング ロング ロング ロング ロング ロング ロング ロン
	せる保育所	調理室、便斯	1	国と同じ	2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必需	国と同じ	国と同じ	国と向じ
	<b>-</b>	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と向じ
	原生労働:	大臣の指定地域における指宣国籍の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	对象外
	(Q. 10 To 20	<b>事に関する耐火上の基準</b>	参酌基准	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	個と同じ
設備の基準	一定の事	EMARK		型と同じ	図と同じ	要件の一つの食育に関する計画に基づく食事の提供を努力着 務でなく義務化	個と同じ	御と同じ
	保育士、託する場	痛託医、関理員(※関理業務の全部を委 場合、関理員を置かないことができる。)	従うべき基	1	螺託舎村医の配置(努力機務)・乳児を受入れる場合の看護師 の配置(努力機務)	個と同じ	限と同じ	風と同じ
(省令第33 条)	集 第1、元 1 - 1 2 歳元 2 元 2 元 3 歳 元 2 元 1 - 1 2 歳元 2 元 1 - 1 2 歳元 2 元 1 - 1 3 歳元 2 元 1 - 1 2 元 2 元 2 元 3 元 1 - 1 2 元 3 元 3 元 3 元 3 元 3 元 3 元 3 元 3 元 3 元		<b>24</b>	国と同じ ただし、乳児よ人以上を入所させる商言所(乳児4人以上6人が加を人所さ せる情報所にあっては、他質問節等所名画師足管配理機関に係る特別格 度の副形を受けている情報所でする)にあっては、植物研究所に関係する 機能的又は電影響を入れて思って、機算士とかなすことができる。	(記定ニども開以外の保育所) 国と同じ (記定こども聞である保育所) 3歳児 <u>報酬間 301</u> 長時間 20:1 4歳以上児 <u>短時間30:1</u> 表時間 30:1	<b>限と同じ</b>	個と同じ	国と同じ
条實時間 (雀令第34条)	L	き8時間を原則	多酌基準		<b>国と何じ</b>	国と同じ	国と同じ	国と同じ 
保育の内容 (省令第35条)	養職及び 容につい	教育を一体的に行うことをその特性とし、その内 では、厚生労働大臣が定める複針に使う。	従うべき基 準	国と同じ	国と同じ	国と何じ	国と同じ	個と倒じ
平等取扱の原 則(省令第9 条)等	平等取包	後の原則、虐待等の禁止等	従うべき基 準	題と向じ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	型と向じ	関と同じ 	国と同じ	<b>盟と同じ</b>
衛生管理 (省令第10 条)等	衛生管理	里、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	調理(調乳)を行う職員の徐使の実施義務。その他は国と同じ。	新生管理・人所者の健康診断は個と同じ 職員の健康診断については年1回の定期健康診断と臨時の健 原診断及び興理従事者の月1回以上の機能の実施を明記	副と同じ	御と同じ	盤と同じ
その他	上記以外で定めている基準			①食育権連計師の策定及び食育推進担当者の配置機務 ②職員及び乳幼児に対する原旗の保全に関する教育を行うよう 努める(努力維務) (別度書のある乳幼児の保育について、個々の状況把遺址びに 家庭及び解除機関と連携したうえで行う維務 (幼知事が利用者に対し、保育所の名称及び保育内容等を周知 する機務	・食事の接供にあたり、地域で生産された農林水産物を積極的 に利用するよう努めること ・事故が希生した場合。 調修機関及び利用者の東接等への選 能及びその他必要な指揮を観じることなど ・非常災害対策の維務付け及び「地震、風水害、火災その他の 災害」に関する具体的計画を作成すること ・職員に別れ、利用者の人権施護、産物防止等のための研修の 実施に努めること ・教育の推進を図ること ・特別な配金を要まする子どもへの支援にあたって、個別の技 場計画などの作成及び活用すること ・地域における子育で支援の実施に努めること ・保育内を終について自己評価を実施すること及びその公表に 努めることなど	(児童福祉施設共通独自基準) ・利用部が地域住民と次東できる機会の確保を努力機務化 ・利用部が地域住民と次東できる機会の確保を努力機務化 ・非常以等時には、複変した障害等、系効児その危険に配慮を 要する者の受け入れを努力機務化 ・会事の提供を行う際に集内で建設された農林水産物及びこれ ・を集内で加工したものの使用を努力機器化 ・保育所が自己解析するとともに、外部評価の実施と結果の公 要を努力機務化 (保育所独自基準) ・離れいを有するなど特別なケアを必要とする子どもが保育所を 利用する場合、必要になじた栄集員の配盤を努力機務化	1	児童福祉施設は、非常災害時に県や市町村が実施する社会的 明者等の要接腰者に係る防災対策に協力するよう努めるものと する。
接可能質所の重略・遺産を担う事業者の募集等に係る状況(分類) (1) - 認可機関所の重略・遺産を担う事業者の募集等において、社会保祉技人等に関皮している (2) 是可模型所の整体・遺産を出う事業者の募集等において、文のことも募金の周用を開建しているもの (2) 是可模型所の整体・遺産を出り事業をの募集等において、変のことも募金の周用を開建しているもの (3) - 社会保証人や発育の開発的と重要は、大いことを整理を発しているもの (3) - 社会保証人や発育の研究をは、宣言とも選手をの募集等において、社会接社技人等に固定していた。 (3) - 社会保証人を関係を選手でも募集をの募集等において、社会保証法人等に関定しているもの (3) - 社会保証人が関係の事業をもの募集等において、社会保証法人等に関定しているもの (3) - 社会保証人の事業を任う課の選挙事業をの募集等において、社会保証法人等に関定しているもの (3) - 社会保証所の要素を任う課金の運動等において、社会保証法人等に関定しているもの (4) - 日本保証法人等に関定しているもの (4) - 日本保証法人等の条件 (4)			店用を募扱と もの人等に限定し 島金の電用を兼 は人等に限定している は人等に混用を は人等に活用を するの実験を での実験を での変数を	放高なし	鉄当なし	数当なし	飲品なし	飲養なし

.

		<b>a</b>	区分	<b>庆元</b> 岛県	沖縄県	
条例名等	児童福祉 省令第6	と施設の設備及び運営に関する基準(昭和 3号)	123年厚生	産児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年3月制定)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条 例施行規則(平成25年3月制定)	
		乳児室(1.65㎡/人)		個と同じ	倒と同じ	
	0、1歳 児を入	ほふく室(3,3㎡/人)	従うべき基準	間と同じ	国と同じ	
	所では る保育	医務宣、調理室、便所		国と同じ (1)	動と飼じ	
設備の基準 (省令第32 条)		保育に必要な用具	步韵基準	国と同じ	国と同じ	
~		保育室又は遊戲室(1.98m/人)		国と同じ	国と何じ	
	2歳以 上児を 入所さ	趣外遊戯場(保育所の付近にある超外 遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3 耐/人)	<b>従うべき基</b> 準		国と同じ	
	42.00	調理室、使所	j	国と同じ	<b>園と同じ</b>	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	厚生劳务	大能の指定地域における層道面積の特偶	標準	対象外	对象外	
	保育室	<b>等に関する耐火上の基準</b>	参酌基準	国と同じ	間と同じ	
設備の基準 の特例(省令 第32条の2)	一定の! 食事のク	要件を満たす場合、3歳以上児に対する ト部搬入可	参酌基準	配と同じ	関と同じ	
職員 (省令第33	保育士、託する地	順託医、間理員(米間理泉物の全部を委 場合、調理員を載かないことができる。)	従うべき基	個と同じ	間と同じ	
条)	現現3:1 (部業こと 3歳児 新	配置(条怀2人配置) 1·2亩把6:7 3歳見20:1 4歳以上見30:1 4週である集育所の場合) 1時間 35:1 長時間 30:1 尼 虹時間 35:7 長時間 30:7	-	雪と同じ	御と同じ	
保育時間 (省令第34条)	1865	きら時間を原則	多的基本	金と同じ	<b>国と向じ</b>	
保育の内容 (省令第35条)	養護及び 事につい	教育を一体的に行うことをその特性とし、その内 では、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	間と同じ	
平等取扱の原 駒(省令第9 条)等	平等取	後の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	個と同じ	陸と同じ	
衛生管理 (省令第10 条)等	衛生管理	星、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	配と同じ	動と向じ	
その他	FER	<b>外で定めている基準</b>		féll-なし	∯i=&L	
ものしています。 「して社会は、	所の事に 一様は 一様は 一様は 一様は 一様は 一様は 一様は 一様は	計事業者の協議等に承も収責(分割) 国家を由予事者の高級等において、社会機能法人等 国家を由予事者の高級等において、安心とども基金の の時期所設定 温度法人地により登録を提供している。 利用を選案する事業をの募集等において、安心ととも 可を選案する事業の募集等において、安心とども 可と選案する事業の募集等において、独会機能と を行う指の選案等系令の募集等において、社会機能と を行う類の選案等系令の募集等において、社会機能と を行う類の選案等系令の募集等において、安心とども 電差しているもの 国産といるもの。 基金を必需素等において、安心とと に関えているもの	の活用を前換と もの は人等に設定し 基金の活用をき 法人等に限定し 法人等に限定し 本人等に限定し 一定の実備をお	<del>                                    </del>		

#### ◎保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び適用状況等(指定都市)

	国 区分		区分	北海道札幌市	宮城県仙台市	埼玉県さいたま市	千葉県千葉市	神奈川県権浜市
条例名等	児童福祉 生省令9	止施設の設備及び運営に関する基準(昭 第83号)	和23年庫	札幌市児童福祉法施行条例(平成24年2月制定)	仙台市児童福祉法の施行に関する条例(平成24年12月制定)	さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年12月制定) さいたま市保育所整備希望者の手引き(平成25年1月)	千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平 成24年12月制定)
	0, 1#	乳児室(1.65ml/人)		0-1歲児3.3㎡/人	0歲児5.0mf/人、1歲児3.3mf/人	O厳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	3.3m/_A	乳児宝又はほふく室の蓄積は0歳見、1歳児1人につき、3.3㎡・
	児を入 所させ	ほふく童(3.3㎡/人)	従っぺき基 準	O-1 维児3.3m/人	0歳児5,0mf/人	O歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	国と同じ	
	る保育	医務室、調理室、使所		強と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	BT	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	田と同じ
設備の基準 (省令第32 条)	2歳以 上児を	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	(人) (後ろべき	国と同じ	遊戯童を必覆とする。	2歳以上現1.8amf/人	係育室及び遊戲室を設ける。(定員60人未満の保育所に関り、遊園 室の設理は任意。) 特育室のか18mm/人 情報機能として、既存得方所について、特観児童祭消に支すると思 められる場合に振り、当分の間、遊劇園を報ぎ直として何所できる。)	間と同じ
) <b>3</b> 47	入所さ せる保	量外遊戯場(保育所の付近にある屋外 遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3 ㎡/人)	<b>29.</b>	市長が特に認める場合にあっては、保育所の付近にある <b>屋外遊</b> 劇場に代わるべき場所を含む。	<b>寛と同じ</b>	屋外遊戲場(市長が適当と認めるときは、当該保育所の付近にある屋外遊戲場に代わるべき場所を含む。)を設けること。(3.3㎡/人)	「保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む」は 定員60人未満の保育所に限定	市長が特に認めた場合にあっては、保育所の付近にある屋外遊 技場に代わるべき場所を含む。
		調理室、便所		動と同じ	国と同じ	国と同じ	聞と同じ	聞と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	風と同じ	国と同じ	国と同じ	脚と向じ	個と同じ
	草生労領	大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	刘象外	対象外	対象地域(特例適用せず)	対象外	対象地域(規定なし)
	保育室4	<b>Fに関する耐火上の基準</b>	参酌基準	国と同じ	国と同じ	朝と聞じ	国と同じ	国と側に
設備の基準 の特別(省令 第32条の2)	一定の事	原件を満たす場合、3歳以上児に対する 1部搬入可	参酌基準	食事の計部搬入規定ない(自盟調理)	御と同じ	食等の外部搬入規定なし(自需調理)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する結金の外部撤入 は可能であるが、実施にあたり市長への事情協議を維務付け。	野と同じ
	保育士、 委託する る。)	場託官、無理員(※調理業務の全部を 5場合、調理員を置かないことができ		関理業務の全部を委託する施設にあっては、栄養士又は管理栄 養士を置く場合に限り、関理員を置かないことができる。	国と同じ	型と向じ	風と同じ	雪と同じ
(省令第33 条)	乳児3:1	配配(最低2人配配) 1・2歳把6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1   4周町365集所の場合) 1時間 36:1 長時間 20:1 花 知時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基 準		脚と同じ	属と同じ	現界 3:1 <u>1-2億円 5:1</u> 3歳児 20:1 4歳以上児 3 0:1(株通権電として、数存の保育所について、やむを得ない事 (情があると市長が認める場合に乗り、当分の隣、1-2歳児を6:1 とできる。)	間と同じ 注)民情保育所については横浜市民間保育所設置限 育等表稿により上晩をあり、0歳児 3:1 1歳児 4:1 2歳児 5:1 3歳児 15:1 4歳児以上 24:1
保育時間 (省令第34条)	1日につ	き8時間を原則	参酌基準	重と同じ	女と同じ	塵と向じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容 (省令第35条)	養腹及び その内容 に従う。		従うべき基準		間と同じ	国と同じ	動と同じ	個と何じ
平等取扱の原 刷(省令第9 条)等	平等取扱	吸の原則、虐待等の禁止等	従うべき基 準	国と同じ	型と同じ	風と同じ	国と同じ	国と同じ
新生管理 (省令第10 条)等	衛生管理	 世、入所者・職員の領章診断等	参酌基準	国と同じ	脚と同じ	(革命第12条第2編集5) 児童報性施設の急は、前項の模型にかかわらず、次の後の左側に掲 ド本組度診断が行われた場合であって、施物程度診断がそれぞれ開 保心を関に関する起腹診断の金原又は一部に刑事すると認められる とさは、両側に掲げる機関診断の金原又は一部を行うないことができ も、この場合において、児童福祉直影の身は、それぞれ側側の左側 に関げる機関等所の健康を担係しなけれならない。 児童報題所等における児童の 人所前の程度診断 変数が進金する幸校における 機関診断 企業の機関診断すば臨時の健康 多数の機関診断すば臨時の健康 多数の機関診断すば臨時の健康 の機関診断すば臨時の健康 の機関診断すば臨時の健康 の機関が	倒と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準			神になし	伸になし	神になし	・地震その他の非常災害に備え、施設利用者のため、物資の確保に必要な措置を削するよう努める。 ・場所有以外の資用を無収する場合は全て保護者等の同意を得ることを無務付け、かつ、利用者への影響等を勘潔した鍵とする。	機浜市福祉サービス第三者評価の受害など
ももの。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	「可楽型市の監備・電客を他7年集後の成果等に落る他近く分類) - 国可製作用の整備・運営を担づ条集後の成果等において、社会機と近人等に関東してい - と 国可製作用の整備・運営を利率を開きの募集等において、社会機と近人等に関 - と 日では、日本の場合・運営を利率を開きるの募集等において、社会機と近人等に関 - と 日本の場合・国家としているもの - 1、公司を注意が、上の業の表別であります。これで、社会を担 - 1、公司を注意が、上の業のであります。日本の表別でありて、社会を定 - 1、公司を注意が、上の業のを定 - 1、公司を注意が、上の業のを定 - 1、公司を注意が、主の業のを定 - 1、公司を注意が、主の業のを定 - 1、公司を注意が、主の業のを定 - 1、公司を注意が、主の業のを定 - 1、公司を注意が、主の業のを定 - 1、公司を注意が、上の業のを定 - 1、公司を注意が、上の業のを定 - 1、公司を注意が、上の業のを定 - 1、公司を注意が、日本のまたが、一、社会を任任人等に展 - 1、公司を定 - 1、公司を			鉄当なし	該高あり(3)-2 公立保育所の陰鬱えに伴う私立保育所の設 麗、運営法人については、募集要項において社会福祉法人に限 定)	譲出あり(④-1社会福祉法人または認定こども圏の認定を受けるために保育所を監督する学校法人以外の法人については、2 年間以上の保育所選盟の契頼が必要)	該当あり(③-2公立保育所の長間移管にあたり、募集要項にお いて社会福祉法人に課定)	該当あり(①-2 安心こども基金の強設養補助を活用した保育庁 については、募集要項において社会福祉法人に限定)

#### 〇保育所の数据及び遺営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(指定停市)

			医分	神奈川県川崎市	神奈川県相横原市	新潟県新潟市	<b>种圆果种圆布</b>	静岡県浜松市
	III 40 10 4	4施設の設備及び運営に関する基準(昭	inas ir =	条例:川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平	相線原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める	新潟市東曹福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(24	静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年3	
条例名等	生省令到	(e3号) 	机23年庫	既存進業物の改修型	条例(平成24年12月)	12	月刺走) 静岡市保育所新疆設置認可希望者募集要領(平成25年4月)	浜松市児童福祉法施行条例(平成24年3月23日制定)
	0,12	0、1章 乳児童(1.65㎡/人)		3.3㎡/人	0、1歳児 33㎡/人	国と同じ	動と同じ	国と同じ
	児を入	ほふく宣(3,3mf/人)	従うべき基 準	国と同じ	0、1歳児 3,3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	る保育	長務室、調理室、 便所		質と同じ	医務室、循環室、便所に加えて、調乳室、沐浴室を必管	個と同じ	個と何じ	国と同じ
	Fit	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	動と同じ	類と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準 (省令第32	2歳以上児を	保育室文は遊戯室(1.88㎡/人)	従うべき基	聖と同じ	陶と際じ	面と同じ	際と同じ	個と同じ
	入所させる保 首所	量外遊戯場(保育所の付近にある置外 遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3 ㎡/人)			「保育所の付近にある圏外遊戯場に代わるべき場所を含む」の は、「屋外遊戯場を設けることが困難な場合において市長が特に 配める」場合に限定。		個と同じ	聞と同じ
		調理室、使所		国と同じ	題と同じ	2才以上児のみの受け入れ施設においても医務理を必要	国と同じ	型と同じ
	L	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	間と同じ	個と舞じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働	大臣の指定地域における居室面積の特別	標準	対象地域(規定なし)	対象外	对象外	対象外	対象外
	保育宣	<b>亨に関する耐火上の基準</b>	参酌基準	国と同じ	胆と肉じ	国と同じ	国と同じ	関と同じ
設備の基準 の特例(省令 第32条の2)	一定の	原件を満たす場合、3歳以上児に対する。 1・都搬入可	参助基準	個と同じ	食事の外部搬入規定なし(自襲興權)	食事の外部搬入規定なし(自職機場)	個と同じ	個と際じ
	委託する。)	概託覧、調理員(※調理業務の全部を 5場合、調理員を置かないことができ		伊泉安央: 1220時、不安工の製造	脚と同じ	環託歯科医の配置(鉄務規定)、乳児を入所させる保育所の保健 師、管臓師又は危管腰師の配置(努力規定)	<b>国</b> と向じ	盤と陶じ
(省合第33 条)	保育士の 乳売3:1 (額定こと 3歳元 別 4歳以上)		従うべき基 単	宗書: IB C同U 宗為集項: <u>多例の基準に加え、休静休息歌言士(多例の基準の</u> (後 <u>官士歌士4人。小歌点(位を切よげ)、</u> 年休代聲復音士(名篇 取(人)すること。	難と同じ	1章果 3:1	御と噂じ	間と同じ
保育時間 (省令第34条)			参酌基準	条例: 国と同じ 基金基項:11時間開新とその後の2時間延長保育	智と何じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容 (省令第35条)	養護及び その内閣 に従う。	「教育を一体的に行うことをその特性とし、 FICついては、厚生労働大臣が定める指針	従うべき基 単	強と時じ	頭と同じ	題と角に	聞と同じ	盛と同じ
平等取扱の原 則(省令第9 条)等	平等取	最の原則、虐待等の禁止等	従うべき基 単	型と同じ	間と同じ	「性別」「難がいの有無」を追加	個と同じ	国と同じ
新生管環 (省令第10 条)等	<b>衛生管</b> 3	■、入所者・職員の健康診断等	学的基準	<b>聞と同じ</b>	類と <b>両</b> じ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	間と何じ	倒と向じ
その他	上記以外で定めている基準			事故防止の対策	物になし	命宗以書(第6条) 勝係 ・経理男化圏一消火器 ・投表男化圏一消火器 ・投表の実際でする具体的計画一想変される音楽災害の際様ごとに ・お配成。及び展制になりた。現体的計画 ・直収益期、他の社会保証施設及び近隣性更と非常災害時代おける 選携及び協力関係の情態(努力規定)を追加 自事(第1条) 間報 自事(第1条) 間報 自事(第1条) 間報 自事(第1条) 間報 に基づき、地域で生産された音材の使用及び地域 の特色ある言葉とは気勢の異条の関係(努力規定)を追加 ・少・少金な主義の関係の関係(多力規定)を追加 ・以の快会な主義の関係の関係(努力規定)を追加	柳になし	物になし
64の (①-2 世 青 書)として社会保護という。 社会保護を注 (②-1 公 社会保護を) (②-1 公 ものの (②-2 公 在社会会 前(③-1 公 ものの (③-2 公 在社会会 (③-2 公 もの 公 立 保) (③-3 公 立 保) 音( ) 当 公 立 保 報 といては 保 な ( ) また。	南側音所の影響・運営を担う事業者の展集等に振いて、社会保証法人物に顕定している。 1 国内管理所の影響・運営を担づ事業者の基本等において、社会保証法人制に固定している。 図 医胃管原形の影響・運営を担づ事業者の基本等において、社会保証法人制に固定している。 2 日本教育法人の民族の政策が設定・選挙とも実施の発展等において、社会保証法人制に固定して社会保証法人制に固定して社会保証法人等に関する。 1 公司報告活用した報源を運営する事業の所展等において、安心ととも金金の活用を検護という。 1 公司報告活用した報源を運営する事業の所展等において、安心とと金金の重要を要素を受け、				該当あり(①-3 当初は社会福祉法人に限って募集し、応募策 が必要数に適しない場合し社会福祉法人以外の法人にも公募 の枠を広げることとしている。)	\$i.	計当なし	鉄当なし

#### ◎保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(指定都市)

	国 区分		区分	<b>爱知県名古屋市</b>	京都府京都市	大阪府大阪市	大阪府堺市	兵庫県神戸市
<del>                                     </del>				名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	<del></del>	大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条	<del></del>	
条例名等	児童福祉 生省令第	上施設の設備及び運営に関する基準(昭 [63号) 	和23年庫	(平成24年12月制定) 名古屋市保育所設置認可の基準等に関する要欄(平成24年4月改 正)	京学中元皇僧征法に書"八字条及い施数の人員、数据及び連盟	例(平成24年3月28日制定) 大阪市認可保育所設置·運営法人募集要項(平成25年度)	堺市児童権社施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年12月14日制定 条例第88号)	神戸市保育所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例
	0.1	1億 乳児室(1.65㎡/人)		3.3mf/人	ほふくをするものを入所させる場合。3.3㎡/人	o歲児5.0㎡/人、1歲児3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ
1 1	児を入	を入 ほふく宝(3,3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	<u> </u>	国と同じ	国と何じ
	所させ る保育	医務定、調理室、使所	•	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
1	新	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	動と同じ	国と同じ
設備の基準 (省令第32		保育室又は遊戯室(1.98mf/人)	従うべき基	国と同じ	型と同じ	個と同じ	型と同じ	型と同じ
ļ. <sup></sup>	上元を 入所さ せる保 育所	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外 遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3 ㎡/人)	1	() 内について、「市長が特に必要と認める場合は、保育所の付近(こある量外遊戯場に代わるべき場所を含む」と規定		個と同じ	国と同じ	市長が特に認める場合は、「集宵所の付近にある屋外連農場に 代わるべき場所をもってこれに代えることができる」と規定した。 
		調理室、便所		国と同じ	団と同じ	国と同じ	国と同じ	2才以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必管
j '	1	保育に必要な用臭	参酌基準	国と何じ	国と時じ	<b>型と時じ</b>	型と同じ	国と同じ
	厚生労働	大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	对象外	対象地域(国と同じ)	学成27年3月31日までの間に振り、乳児童、ほふく重及び保育室1.85 ボ/人	対象外	対象外
	保育實際	に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と間じ	国と同じ	国と同じ	<b>国と同じ</b>
		「件を満たす場合、3歳以上児に対する 都教入司		<del></del>	個と同じ	金事の外部御人規定なし(自国講理)	国と同じ	田と同じ
	保育士、 委託する る。)	概託医、調理員 (※調理業務の全部を 場合、調理員を置かないことができ	<b>\</b>	型と同じ	動と間じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ(調理員のうち1人以上は、栄養士たる簡理員又は調理 等免許を有する調理員とする。)
(省令第33 条)	保育士の 乳児3:1 (制定こど 3億児 陸 4億以上男		従うべき書		乳児3:1 1歳児5:1 2歳児6:1 3歳児15:1 4歳以上児20: 1 4歳以上児25:1		間と同じ	屋に加えて、1人以上の保育士を配置
保育時間 (省令第34条)	18につ	き8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	原则11時間	倒と向じ	国と同じ
保育の内容 (省令第35条)	養護及び その内容 に従う。	教育を一体的に行うことをその特性とし、 については、厚生労働大臣が定める指針	従うべき基 準	国と同じ	個と同じ	国と同じ	個と同じ	国と同じ
平等取扱の原 間(省令第9 免)等	平等取扱	長の原則、虐待等の禁止等	従うべき基 準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	置と同じ
衛生管理 (省令第10 条)等	衛生管理	■、入所者・職員の領家診断等	参酌基準	<b>御と同じ</b>	国と同じ	<b>動と同じ</b> ・	歴と時じ	<b>聞と同じ</b>
その他	上記以外で定めている基準			- なごや子ども条例の理念の追加 - 防犯及び事故防止の指置を規定 - 食糧及び助けの働置を規定 - 機関の保存を規定 - 機関の保存を規定 - 場力図の誘発を規定 - 私立認定保育所の選考に関する事前協議を規定	型と同じ	物になし	<b>物にな</b> し	保育所の長及び設置主体から暴力団員等を修称 ,
グーク ◇女性を予問した皇帝所を漢字する李章をあり本事的において、安心にども至今の長用を「細において、保育所整備のための公募を行った」		設当あり(①-3 名古屋市保育所設置認可の基準等に関する要 欄において、保育所養備のための公募を行った際に、応募がな い等、社会福祉法人等により整備が進まない状況が2回あった。 場合には、営利法人を認可の対象とする旨を規定している)	鉄当なし	該当あり(②)-2 大阪市立保育所の民間移管については、平成 25年度の募集長項では、大阪市、京部府、兵庫系、寮良県、和 歌山県、滋賀県のいずれかにおいて、配可保育所を平成25年4 月1日時点で3年以上運営している社会福祉法人に鞭炮)	製造あり (第)-2 公立保育所の民営化を行う際の選挙事業者の募集等に おいて、社会報告法人又は新たに社会福祉法人を設立する個人 に限定しているもの) (④)-2 株式会社の参入は認めているが、個人(新たに社会福祉 法人を設立する場合は弊く。)については認めていないもの)	鉄重あり(②-1 市有地を活用した保育所については、募集要項 において社会福祉法人に間定) (③-2 市立場育所の更簡称官の対象法人については、社会福 社法人に限定)		

#### ②保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(指定都市)

	<u> </u>	区分	胸山県岡山市	広島県広島市	福岡県北九州市	福岡県福岡市	粮本果無本市
			四川市県吉畑が自動の製造を代理学に関する単連を使める品質/単		北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	福岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年	施士市帯管理は体験の影響及び実際に関する業権を申止エ系
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に動する基準(略 生省令第63号)	<b>和23年</b> 単	度24年12月29日制定) 岡山市認可保育所整備運営事業者募集要項(岡山市大供本町)(平 成25年10月)	広島市児宣福祉施設設備基準等条例(平成24年12月制定)	(平成24年12月制定) ※平成25年4月1日施行	12月朝定)	例(平成24年12月制定)
	0、1歳 乳児童(1.85㎡/人)		ほふくしない乳幼児1.85㎡/人	3.3ml/人	乳児室(3.3㎡/人)	O藏児3.3mf/人、1 重児3.3mf/人	O単先4.95㎡/人、1単先3.3㎡/人
	児を入 所させ ボふく室(3,3mf/人)	探りへを 番	はふくする乳幼児3.3㎡/人	国と同じ	間と同じ	0歲克3.3㎡/人	O歳党4,95㎡/人
	る保育 医務室、調理室、使所	]	国と同じ	国と同じ	個と同じ	国と同じ	国と向じ
	所保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	間と同じ	国と同じ	<b>国と同じ</b>
設備の基準 (省令第32 色)	保育室又は遊戲室(1.98㎡/人) 2歳以 ト田本	従うべき基	国と向じ	間と同じ	職と同じ	国と同じ	間と同じ
<b>~</b> ′	入所さ 最外遊戯場(保育所の付近にある屋外 せる保 資所 前所	<b>準</b>	間と同じ	個と同じ	着と同じ	<b>添と向じ</b>	「保育所の職物と同一般地内又はこれに精接する撤地内にある もの(公園等を除く。)に限る」と規定。
	調理室、便所		国と同じ	国と同じ	園と同じ	堕と同じ	国と同じ
	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	間と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における層直面積の特別	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育宣等に関する耐火上の基準	步的基準	国と同じ	国と同じ	自と同じ	国と同じ	国と称じ
設備の基準 の特例(省令 第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する 食事の外部搬入可		<del></del>	館と同じ	個と同じ		第3金以上の効果に対する食事の提供について、保育所以外で開発 し能入する方法により行う(外部能入)場合は、現効果の発育支援を 返の場場に応じて会に関し配慮すべき事項を変めた食育に関する計 国に基づき食事を提供するよう場所付けた。
	保育士、嘱託医、論理員(※調理業務の全部を 委託する場合、調理員を置かないことができ る。)		盛と同じ	国と同じ	響と向じ	国と同じ	個と同じ
(生命報22	保育士の配置(景等2人配置) 現界3: 1 1-2歳死6: 7 3歳死20: 1 4歳以上売30: (認定ことも置すある録育所の場合) 3歳元 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上元 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	職と同じ	間と同じ	1歳里 5:1 それ以外については、国と同じ	間と同じ	間と向じ
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	少的基準	重と向じ	国と同じ	国と同じ	1日につき8時間を原則(関係時間は、11時間とする)	国と同じ
保育の内容 (省令第35条)	整膜及び像育を一体的に行うことをその特性とし、 その内容については、厚生労働大臣が変める指針 に従う。	従うべき基 単	国と向じ	個と同じ	個と同じ	間と用じ	国と同じ
平等取扱の原 時(省令第9 角)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と向じ	国と同じ	国と同じ	國と同じ	国と何じ
衛生管理		步動基準	個と同じ	国と同じ	<b>聞と同じ</b>	間と同じ	職と同じ
その他	上記以外で定めている基準 の		・暴力団員の領除・多様な手法を用いた評価・非常災害対策 の充実・研修には、児童の機利施服・維持防止等の内をを含 むことを明記・事故男生時の進切かつ迅速な対応	①非常災害対策における努力最務(地域との協力関係の機器) を規定、②人所者の虐待的止率に必要な体制の電信や研修等 の実施を提定、②外極効理過程負債所の特別(侵責宣 選技場の面積基準の機和やみなに侵責士の取扱いは適用しな い、④選賞費等の請求の証拠となる記録の保存年度を5年と規 定	「暴力団員等の排除」について規定 	売宣福祉施設の職員は、福岡市易力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団直又は同条第1号に規定する暴力団を入び国外第1号に対定する最力団をと寄するものであってはならない。	暴力団員等の接除規定を明記
原等報等所の影響・運営を持つ事業をの意識等に係る状況(分割) ()・1 医可能対所の影響・運営を持つ事業を必要無等において、社会機能法人等に関東にしている。 ()・2 世界を表示の影響・運営を持つ事業をの意識等において、対心を格性法人等に関東している。 ()・3 世界を表生人を目的の事業・企業をもから事業の事業等において、安心とも基金の活用を開業 ()・3 社会機能法人権に対の第4年を表示を表示の事業等において、安心ともも金の活用を開発 ()・3 社会機能法人権政の資料の関連・運営法人をよる意識を表示しているもの ()・3 社会機能法人権に対象が任意。「10 世界によいて、10 世界によいで、10 世界により、10 世界によいで、10 世界により、10 世界			顕当あり(2)-1 特定の市有地を活用した保育所については、男 集要項において関山市内で認可保育所又は認可幼稚園を10年	映画あり(②-1 布有地を活用した保育所を選挙する法人の募集 (こおいて、応募責権として社会権征法人と学校法人に順定して いる)	該当為り ①-1 ※平成25年度募集要項において以下のとおり 設定 市内に事務所または事業所を設置する次の法人、①社会福祉 法人(新六に設立予定を含む)、②市内で認可効相關を設置第 意する政府の学校法人ただし効策基例を設定とも編の認可 を受けること)、②その他の法人(日本寿十学社、公益社団法 人、公益財団法人)	該当あり(①→1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集に おいて、応募資格として社会福祉法人、学校法人、業依法人、 を他の非営利法人(NPO)法人、医療法人、社団法人、財団法人 等)を対象としている。)	eal.

14

#### ◎保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

<u></u>	Γ	<b>B</b>	区分	北海道旭川市	北海道図館市	青森集青森市	岩手尾盤圖市	秋田県秋田市
条例名等	児童福生省令	祉施設の股傷及び運営に関する基準(昭 第63号)	023年厚	施川市児童福祉施設の散備及び運営の基準に関する条例(平 成24年12月26日制定)	医館市児童福祉施設の設備および選案に関する基準を定める 条例 (平成25年3月26日条例第22号)	青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条 例(平成24年12月制定)	援刑市児童福祉機設の影像及び運営の基準を定める条例(平成24年12月制定) 機関市立条判所民営化計画(平成18年8月)	秋田市児童福祉施設の設備及び選挙に関する基準を定める条例(平成26年4月制定)
		乳児室(1.86㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	3.3㎡/人(乳児室又はほふく室)	国と同じ
	0、1歳 児を人	(3.3m/人)	従うべき 基準	感と同じ	国と同じ	個と同じ	3.3㎡/人(乳児室文はほふく室)	間と同じ
	所させる 保育所	5 医務室、調理室、使所		国と同じ	国と同じ	型と同じ	御と同じ	屋と同じ
1	1	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と何じ
設備の基準		保育室又は遊泉室(1.98㎡/人)		屋と同じ	雪と同じ	国と同じ	国と同じ	舞と同じ
(省令第32 集)		近欧地に代わるべき場所を寄む。」(3.3 ㎡/人)	従うべき 基準	個と同じ	題と同じ	国と向じ	「保有所の付近にある屋外連線場に代わるべき場所を含む」は 頻度しない。	無と何じ
{	せる保育所	調項宣、使所	}	国と同じ	<b>国と同じ</b>	国と同じ	<b>国と同じ</b>	医務定を設けること
ļ		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	最と時じ
Ì	厚生労	動大臣の指定地域における唐宴画積の特例	標準	対象外	对象外	対象外	対象外	対象外
L	保育室	等に関する耐火上の基準	争酌基準	国と同じ	重と同じ	関と同じ	国と同じ	個と向じ
設備の基準 の特例(省令 第32条の2)	一定の食事の	要件を満たす場合、3歳以上児に対する 外部搬入司	参酌基準	<b>国と同じ</b>	<b>聖</b> と同じ	頭と同じ	<b>国と同じ</b>	個と何じ
	保育士 委託す	、嘱託医、旃理員(※顧理業務の全部を る場合、関理員を置かないことができる。)		面と同じ	脚と同じ	間と同じ	間と同じ	<b>聞と同じ</b>
職員 (省令第33 条)	保育士 乳児3: 児30:1 (認定: 3歳以 4歳以	の配置(最終2人配置) :1 1・2歳別6:1 3歳児20:1 4歳以上 ことも関である保育所の場合) 短時間 35:1 長時間 20:1 上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき 基準	때는데너	間と同じ	職と同じ	銀と同じ	間と同じ
保育時間 (省令第34条)	1812	2き8時間を原則	争酌基準	自と同じ	型と同じ	国と同じ	調と同じ	<b>聖と</b> 関じ
条宵の内容(名 令第35条)	受性及び	「教育を一体的に行うことをその特性とし、その内 ・ては、原生労働大臣が定める権針に従う。	従うべき 基準	国と同じ	国と同じ	風と声じ	量と同じ	国と同じ
化苯基基本基	-	扱の原料、虐待等の禁止等	従うべき 基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	個と関じ
衛生管理(省令 第10条)等	微生物	理、入所者・職員の健康診断等		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	動と同じ
その他		外で定めている基準		행(=なし	<b>₩</b> I=&L	物になし	<b>物になし</b>	
(1) 2 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	国際有当所の意味・選を依託を集合の募集物に広払供(分割)  (1)・「富田県所の書館・選官を担づ事業者の募集物において、社会体社法人等に固定しているもの  (2)・「富田県所の書館・選官を担づ事業者の募集物において、社会体社法人等に固定しているもの  (2)・ 国際場所所の書館・選官を担づ事業者の募集物において、安心とと基金の志用を救設  (として社会保証人場に関係しているもの  (2)・ 社会を担当した業務所を選ぎする事業での募集がたおいて、を必要を出る中心  (3)・1 小立の業務所の民間を選をしているもの  (3)・1 小立の業務所の民間体験に係る公募を行った職、「安心ととも金金の活用を  (4)・ 小立の業務所の民間を受ければな事業の要素等において、社会保証法人等に無し  (5)・ 小立の業務所の民間を見ずればな事業の要素等において、社会保証法人等に無し  (5)・ 小立の業務所の民間化を行譲の運営事業者の募集等において、社会保証法人等に無し  (5)・ 小立の業務の民間を行用は定理者の募集等において、社会保証法人等に無し  (5)・ 小立の業務の民間を行用の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に無し  (5)・ 小立の業務の民間を行用の運営事業者の募集等において、東心ことも基金の活用  (6)・ 公司・公司業務の民間を行用は定理者の募集等において、東心ことも基金の活用  (6)・ 公司業務の民間を行用の運営事業者の募集等において、東公ことも基金の活用  (6)・ 公司業務の民間を行用の運営事業者の募集等において、東公ことも基金の活用  (6)・ (6)・ (6)・ (6)・ (6)・ (6)・ (6)・ (6)・			過去に該当あり ① 1 公立保育所の民間等議に係る公募を行った際。「安心こ ② 1 公立保育所の民間等議に係る公募を行った際。「安心こ ども基金」の補助(保育所製金整備事業)を受けられる社会報道 技人に限定した。	験当なし	<b>t</b> al	連念に開始あり ①・3 公立保育所見管化の修管先法人公高に関し、安心こと も基金による原変優増助等業等の関連から、社会移址法人 等を対象法人としている。今後については、施設是機械助制度 の依況などにより、見裏しの可能性もある。	-

#### ◎保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び適用状況等(中核市)

		100	区分	福島県都山市	福島県いわき市	樹木県宇御宮市	野萬県前橋市	野馬県高崎市
桑何名等	児童福 生省令	杜施設の設備及び遺営に関する基準(昭和 第03号)	023年厚	夢山市児童福祉施設の数備及び運営に関する基準を定める条 例(平成24年12月制定)	いわさ市児監視技施設の設備及び運営に関する条例(平成24 年12月27日制定)	宇都宮市売賣福祉施設の設備及び適当に関する基準を定める 条例(平成24年12月27日宇都宮市条例第40号)	前機市児童福祉施設の設備及び通常に関する基準を定める条例(平成26年4月1日制定)	高峰市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)
		乳児室(1.65ml/人)		3.m//A	乳児童(1.65㎡/人) ※ただし、新設等については3.3㎡/人	間と同じ	間と同じ	国と同じ
	0、1歳 児を入		従うべき 主用	国と同じ		国と向じ	屋と同じ	国と同じ
	断させ			個と同じ	間と同じ	臨と同じ	間と同じ	国と同じ
]	2歳以上所される。	<del></del>	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と海じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)		国と何じ	国と同じ	型と同じ	個と同じ	国と向じ
1 1		m/A)	従うべき 基準	国と同じ	<b>国と向じ</b>	   職と同じ 	<b>動と同じ</b>	国と向じ
}	育所	<b>秦理宣、</b> 長所	)	2才以上児のみの受け入れ施設においても医療室を必置	2才以上党のみの受け入れ施設においても緊務電を必置	国と同じ	<b>届と同じ</b>	国と同じ
] ]	]	保育に必要な用具	多的基準	国と同じ	国と同じ	面と同じ	国と同じ	間と同じ
l i	厚生労	動大臣の指定地域における居堂間根の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室	等に関する耐火上の基準	争的基準	国と同じ	動と同じ	個と何じ	型と同じ	個と角じ
設備の基準 の特例(省令 第32条の2)	一定の食事の	要件を満たす場合、3歳以上児に対する 外都搬入可	争的基準	国と同じ	傷と同じ	観と同じ	間と何じ	図と向じ、包し、『保育所は、前項の領定により追除保育所外で 関理し施入する方法により食事の理検を行う場合においても、 当該債務所がで課題したものを提供するように努めなければな らない、』という基準を追加
	保育士 委託す	、収託数、調理員(※製理業務の全部を る場合、調理員を置かないことができる。)		するとう事める。	保育士、概託医、調理員(※調理素務の企館を委託する場合、 関連員を置かないことができる。) に加え、乳児を入所させる保育所での保健脚又は智振解配置 の努力規定	観と同じ	国と同じ	間と時じ
	保育士の配置(条ゼ2人配置) 現度3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上 現30:1 (認定上4品である報等所の場合) (認定上4品である報等所の場合) 3歳児 短時間 36:1 長時間 30:1		従うべき 基準	聞と同じ	集育士の配置(最低2人配置) 現現3:1 1-2歳現6:1 3歳現20:1 4歳以上見30:1 (認定こども間である集育所の場合) 3歳別 4歳間間をお見ま。30:1 8時隔極度利用 20:1 4歳以上見 30:1	職と同じ	- 関と同じ	個と向し
保育時間 (省令第34条)	1812	つき8時間を原則	争酌基準	個と向じ	<b>郷と向</b> じ	国と同じ	個と同じ	難と同じ
保育の内容(省 令第35条)	美健及で 物につい	「教育を一体的に行うことをその特性とし、その内 いては、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき 基準	間と同じ	衛と同じ	動と同じ	間と同じ	国と同じ
平等取扱の原 同(省令第9条) 第	平等取	扱の原則、産物等の禁止等	従うべき 基準	国と同じ	畑と同じ	国と同じ	盛と同じ	平等取扱の原則に、『性別』の基準を追加
新生管理(省令	衛生管	理、入所省・聯員の健康診断等	争酌基準	置と同じ	難と同じ	個と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	関立 (本本) (本本) (本本) (本本) (本本) (本本) (本本) (本本			非常災害に関する具体的計画の策定、保育所における <b>関係機</b> 関との連携				(事令第6条開係)『児童福祉施設は、非常時における協力体制 を確保するため、地域性見等との連携を図るよう努めなければ ならない。』という基準を進加
国際原来の開始・選定を記事事命の高系等に応も決定(分割)  (1) 国際開業所の開始・選定を出事事者の高系等において、社会報祉法人等に開産しているもの (2) と思う異常所の要性・選定を出事事者の高系等において、安心と心品金の思考を接続 として社会報注法人物に選定しているもの (2) は今後年度人や同学の資産所能を選定と選定人等による量値を要決しているもの (2) は今後年度人や同学の資産所能を選定する事業の高系等において、社会報金法人等に固定 (2) 2 今年後年度所と出意がたる事業の高系等において、社会報金法人等に固定 (3) 2 公等地で活動の事業を引きる事業の高系等において、社会報金法人等に固定 (3) 1 2 公主等を活動の事業を対しませない。 (4) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			の活用を前機 (14の (14の (14) (13) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15)		物になし	融進あり(3)-3 公立保育所の民者化や助保道機型認定ことも 個の保育所部分の影響・選索を行う事業制については、募集要 環において受いことも基金の機動(保育所緊急整備事業)を 受けられる社会模性法人等に限定)	伸になし	飲場なし

18

#### □保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

	Τ_	(3)	区分	埼玉県川越市	干葉係船槽市	<b>千葉県柏市</b>	神奈川県横須賀市	富山県富山市	
条例名等	児童福生省令	社施設の設備及び選営に関する基準(昭和 第63号)	和23年厚	川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成25年 4月制定)	起機市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成2年12月21日開定) 船橋市児童祖先期回の股側及び運営に関する基準を定める条例施 行規則(平成25年3月13日開定) 船橋市民間乗青所の設置等に関する事務取扱要額(平成25年4月1日報行)	柏市特定児童福祉施設政務運営基準条例(平成24年12月制度) 担 柏市私立認可祭育園の整備・運営者募集要領(平成25年10月)	児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例(平成25年4月1日制定)	富山市児童保祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定・平成25年4月1日公布)	
	ĺ	乳児室(1.65㎡/人)	1	O 截児5.0㎡/人、1 億児3.3㎡/人	乳児室4.95ml/人	乳児室(3.3m/人)	国と同じ	間と同じ	
	0、1歳 児を入	ほふく変(3.3㎡/人)	供うべき 基準	O血児6.0ml/人	ほふく室4.95㎡/人	関と同じ	国と同じ	個と同じ	
	所させる	版務室、調理室、使所		国と向じ	国と向じ	国と同じ	(国と同じ	動と同じ	
ł	<u> </u>	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	<b>国と同じ</b>	国と同じ	国と同じ	
設備の基準	1	保育宣又は遊戯室(1.98m/人)	1	国と同じ	保育室及び遊戯室3.0mf/人 ※保育室及び遊戯室を含算した面積	保育室文は遊戯室(1.98㎡/人) 保育室の設置は遊戯室の設置に優 免するものとする。	間と同じ	断と同じ	
}	2種以 上児を 入所さ	服外遊戯場(保育所の付近にある個外 遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3 が/人)	従うべき 基準	個と前じ	国と同じ -	国と向じ 	国と向じ	部と同じ	
}	せる保育所	側理定、便所	1	加と同じ	<b>加と同じ</b>	<b>園と同じ</b>	倒と同じ	書と興じ	
ł		保育に必要な用具	多酌基準		国と同じ	脚と同じ	国と同じ	個と同じ	
)	厚生労	<b>勢大臣の指定地域における層室面積の特別</b>	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	对象外	
	保育室	等に関する耐火上の基準・	参酌基準	「国と同じ	国と同じ	<b>副と同じ</b>	国と同じ	国と同じ	
股備の基準 の特例(省令 第32条の2)	一定の食事の	要件を満たす場合、3歳以上児に対する 外部搬入可	参酌基準	個と同じ	<b>園と同じ</b>	間と何じ	金事は自動展理のみ	個と同じ	
1	保育士 委託す	、 概託医、 関項員 (※ 関項余務の全部を る場合、 顕電員を置かないことができる。)		塩と肉じ	園と同じ	間と同じ	雪と何じ	<b>国と同じ</b>	
機員 (省令第33 条)			従うべき	<b>国と同じ</b>	間と同じ	観と間と	製原 2-57:1. 1金原 45:1、2歳原 52:1、3歳原 18: 1、4歳原以上 27:1 (震成こども置である修育所)限と同じ	国と同じ	
保育時間 (省令第34条)	1812	つき8時間を原制	参酌基準	は、「風と同じ	国と同じ	国と同じ	職と関じ	<b>郷と同じ</b>	
	要認及じ 物につい	「教育を一体的に行うことをその特性とし、その内 では、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき 基準	間と降じ	国と同じ	国と同じ	<b>副と同じ</b>	個と同じ	
平等散扱の原 間(省令第9条)	平等取	扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき 基準	重と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令	衛生管	職、入所者・職員の健康診断等	参酌基準		国と同じ	国と関じ	菌と時じ	題と同じ	
					物になし	**************************************	<b>幹になし</b>	替情処理の公平性及び遺物性を確保する概点から、児童福祉 施設の入所者等からの皆情の解決にあたり、第三者の関与を 概形付ける	
は、10 日本の	無可能等所の書き、過ぎを出う事業等の募集等に名を把付外側 (1-1) 間で高等所の書き・選音を思う事業等の選集等において、社会管理を支入中に建定しているもの (1-2) 間が電貨幣の選集・選言を思う事業等の募集等において、またごども高金の選用を開催 にして対き情報を決しているもの (1-2) は本地を込み、対象が可能等が開発を可能要がによいて、大きごども高金の選用を開催 しているもの。となったを取り間が開発を選手はよりによって関係を提出人等に固定 しているもの。 なる、公主を実施した情報が必要する事業をの選集等において、大きの世紀を基金の活用を 関連して社会情報が入事に関連しているもの (4-2) 公主を実施の要素を対象を対象がおいて、社会報道は人等に固定 (4-3) 公主等所の民意ととデリ連の選定事業をある事業等において、社会報道は人等に固定 (4-3) 公主等所の民意ととデリ連の選定事業をある基準において、大き工業とは、 (4-4) 公主等所の民意ととデリ連の選定事業をある基準において、大き工業とは、 (4-4) 公主等所の民意ととデリ連の選定を基金の選集等において、大き工業とは、 (4-4) 公主等所の選挙・選客を置け事業を必要素がある事業等において、大き工業とない。 (4-4) 公主等所の選挙・選を置け事業をの選集等において、大学等において、大学等において、大学等に表する。 (4-4) 公主等所の選挙・選を置けまるといているもの (4-4) 日本の選挙・選を置け事業をの選集等において、大学等において、大学等に表するといて、 (4-4) 日本の選挙・大学を表する。 (4-4) 日本の選挙・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・				鼓当あり(②-1 市有地を活用した保育所については、募集要項において社会福祉法人もしくは学校法人に限定)	製当あり③一2 亿事要件を法人格を有する者に顧定	映画なし	議論あり(③-2 公有地を活用した報育所(公立保育所の移管) については、緊急要項において社会搭赴法人又は既に市内で 保育所などの児童福祉施設を運営している法人に撤定)	

#### ○保育所の数据及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

	国 区分		区分	石川県金沢市	長野県長野市	核學學被學市	黄知県豊徽市	愛知県豊田市
杂例名等	児童福祉 生省令賃	と施設の設備及び運営に関する基準(昭和 第83号)	1173-1-1F	金沢市児童福祉施設の設備及び選査に関する条例(平成24年 12月制定) 金沢市保資所設置認可等基準(平成13年4月)	長野市特定発置福祉施設の設備及び運営の基準に関する条 例(平成24年12月25日 長野市条例第55号)	岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・		豊田市児童福祉施設の設備及び運営に関する高率を定める条 例(平成24年12月制定)
		乳児室(1.65㎡/人)		5.0㎡/人(ただし、市長が特に認めるとき3.3㎡/人)	<b>聞と同じ</b>	3.3m/人	乳児童(3.3㎡/人) 経過措置(全面的な改築等をするまでは乳児童の画額1.86㎡)	乳児室(3, 3㎡/人)
	0、1歳 伊夫ス	压ふ〈宣(3.3㎡/人)	従うべき 単版	5.0㎡/人(ただし、市長が特に認めるとき3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ 国と同じ		国と同じ
l .	所させる	医指室、調理室、 使所	-	国と同じ	個と何じ	雪と同じ	動と同じ	個と同じ
	ĺ	保育に必要な用具	参酌基準		国と同じ	国と同じ	質と同じ	量と同じ
設備の基準		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)		2章以上見、保育変及び遊戯室がそれぞれ20㎡/人 (ただし、遊戯室にあっては、市長が特に認めるとき1.0㎡/人)	国と向じ	国と同じ	関と同じ	国と何じ
(省会第32	2歳以 上児を 入所を せる保 育所	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外 遊離場に代わるべき場所を含む。)(3.3 が/人)	従うべき 基準	1	国と同じ	<b>御と同じ</b>	間と同じ	間と判じ
i	育所	調理室、使所		個と同じ	<b>衛と同じ</b>	国と何じ	間と同じ	<b>国と同じ</b>
	1	保育に必要な用具	参酌基準	ほと異じ	国と同じ	国と同じ	語と同じ	国と南じ
	厚生労働	大臣の指定地域における思念開稿の特例	御準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育宣	<b>等に関する耐火上の基準</b>	参酌基準	個と同じ	強と何じ	間と同じ	国と同じ	個と同じ
設備の基準 の特例(省令 第32条の2)	一定の事	原件を満たす場合、3歳以上見に対する 小都搬入可	争酌基準	全事の外部撤入規定なし(会議問題)	御と同じ	<b>衛と同じ</b>	個と同じ	領と同じ
	保育士、 委託する	概託医、顕現員(※調理業務の全部を 5場合、顕現員を置かないことができる。)		個と同じ	風と同じ	메 <b>는데</b> :	<b>塩と何じ</b>	間と同じ
(省令第33 条)	保育士の影響(条後2人影響) 現実2:1 1・2歳男6:1 3歳男20:1 4歳以上 駅30:1 (窓定ことも聞するも信責所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 30:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		1	乳児 3:1 <u>1歳児 5:1</u> 2歳児:6:1 3歳 <u>据 15:1 4歳児25:1</u> 5歳児30:1	国と同じ	職と同じ	(原定にども間である集育所の場合) 3歳死、短時間 30:1 4歳以上界 坂時間 30:1 その物は棚と同じ	保育士の記載(康延2人配置) 現現3:1 1 <u>-2歳6</u> , <u>3</u> <u>第15:1 4歳29:1</u> 5歳30:1 (現産ことも間である集時所の場合) 3家 <u>遊憩第 20:1</u> 条時間 30:1 4歳以上 <u>短線第 30:1</u> 長時間 30:1
保育時間 (名令第34条)	191:0	き8時間を原則	参酌基準	国と同じ	型と同じ	職と同じ	国と何じ	国と同じ
保育の内容(名 令第35条) 平等販養の原	意能及び 容につい	参賞を一体的に行うことをその特性とし、その内 では、原生労働大臣が変める指針に養う。	使うべき 基準	部と同じ	職と何じ	間と同じ	間と同じ	国と同じ
明(省令第9条) 第	(	版の軍刑、虐待等の禁止等 -	従うべき 基準	越と同じ	国と同じ	<b>国と同じ</b>	<b>国と時じ</b>	国と同じ
衛生管理(宿舎 第10条)等	無生物	■、入所者・職員の健康診断等	多數基準	鶴と同じ	国と何じ	間と同じ	自と同じ	国と同じ
				<b>仲にな</b> し	・他の児童衛祉施設等に対して、入所者等の情報を提供すると きの文書による同意 ・事业発生時の対応	・暴力団の接換 ・児童福施施設と非常災害対策・食事 ・岩情への対応 ・事故発生の防止及び事故発生時の対応	非常災害対策(具体的な災害の表示、他の施設との協力体制の強御)	・第6条(児童様を施設と赤索贝書)について、赤索贝書に対する具体的計画の策定と開始の実施を、努力維務から観覧規定とした。 ・第36条の2(公正な選考)について、市長の電見を聴いて公正な万法により行わなければならないとした。
理事事所の意味・温度を担う条金をの募集等に出る状況(分割) (小)、展育等所の意味・温度を担う条金をの募集等において、社会権総治人等に請定しているもの (小)・2 度有等所の意味・温度を担う条金の募集等において、文化ことも基金の法療を確義 (して社会情報経済人場に選定しているもの (本)・2 後年後によった終めない事情が設定・資産法人場による整備を優先しているもの (本)・3 社会権総法人がに対象所を選挙する基金を必要表しているもの (上ている時を必須した契訴所を選挙する基金を必要表象において、文化ことも基金の選乗を 前提していなもの (本)・2 と共常を必須した契訴所を選挙する基金を必要表象において、文化工とも基金の選乗を 前提していなもの (本)・2 立然事所の足変化を行う課の選挙等事者の募集等において、社会権総法人等に選定 (十)・3 制護はしていないが、原 (表)・3 公司等所の足変化を行う課の選挙等事者の募集等において、文化工とも金金の選用 を持定しているが、第一般としているもの (本)・4 記事所の足変化を行う課の選挙等事者の募集等において、文化工とも金の選用 を審定しているが実施の足変化を行う課の選挙等事者の募集等において、文化工とも金の選用 を審定しているが実施の足変化を行う課の選挙等事者の募集等において、文化工とも金の選用 を審定しているが実施の足変化を行う課の選挙等事者の募集等において、文化工となるの (本)・4 記事等所のと変化を行う課の表等を記念する事業をいたがて、文化等による他の選集を (本)・4 記事等所のと変化を行う課の表象を対象を対しまいて、文化等によるといる。 (本)・4 記事等所の登録・温度を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を			の活用を育装した。 大人等に設定を持たい。 大人等のでは、 は人のでは、 はいまたが、	①-3 制限はしていないが、原制として社会福祉法人とする。	③-2 公立保育所の長當化に際し、募集要項において、委託制 管先法人については、社会福祉法人又は学校法人に融度	設当あり(①-2 「安心こども基金」に基づく施設整備の補助会 は、社会福祉法人、学校法人(幼祭高高型設定こどら継を領球 げる幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合 において、当該保育所の配置者を行う場合に関る。) 日本等 十字社、公安社団法人、公会料団法人、特殊社団法人又は特 例料団法人に限定)	_	缺当あり(①-1 診匿認可要網において、診臓能當主体は原別 として社会権社法人又は学校法人としている)

..

#### 母保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

Γ	国 区分 愛知県岡崎市				滋賀県大津市	大阪府高機市	大阪府東大阪市	大阪府豊中市	
						高模市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める象			
条例名等	児童福( 生省令)	生施設の設備及び運営に関する基準(昭 第63号)	和23年庫	岡崎市児童福祉施設の設體及び運営の基準に関する条例(平 成24年12月25日制定)	大油市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	例(平成24年12月19日制定) 高機市保育所施設整備事業者募集要項	東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月制定)	) 歴中市児童福祉語歌の設備及び運営に関する基準を定める泉 例	
		乳児童(1.65㎡/人)		乳児室(3.3㎡/人)	乳児室1.65㎡/人(ほふくをする者にあっては3.3㎡/人)	間と同じ	間と同じ	強と同じ	
	0、1歳 児を入	ほふく室(3.3㎡/人) 医務室、調理室、便所	従うべき 基準	型と属じ	国と時じ	間と同じ	国と向じ	間と同じ	
}	所させる 保育所	医務室、調理室、便所		国と同じ	国と向じ	盤と同じ	国と向じ	国と同じ :	
ì	İ	保育に必要な用臭	步酌基準	国と同じ	型と同じ	関と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)		国と同じ	要と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
(省令第32 条)	2歳以 上児を 入所さ	最外遊戯場(保育所の付近にある量外 遊戯場に代わるべき場所を含む。)(1.3 m/人)	従うべき 基準	国と同じ	園と向じ	  動と同じ 	<b>国と同じ</b>	聞と同じ	
1	せる保育所	間理堂、伊所		国と同じ	型と同じ	頭と同じ	国と同じ	間と同じ	
ļ		保育に必要な用具	多的基準	歯と同じ	<b>動と向じ</b>	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
			標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
L_	保育宣	等に関する耐火上の基準	参酌基準	個と同じ	<b>動と同じ</b>	魔と同じ	国と同じ	個と向じ	
設備の基準 の特例(省令 第32条の2)	一定の	要件を演たす場合、3歳以上児に対する 外都能入可	参酌基準	調と向じ	個と同じ	国と同じ	間と同じ	間と同じ	
1	保育士、朝託医、類項員(※調理条務の全部を 委託する場合、類項具を置かないことができる。) 保育士の配置(最低2人配置) 現第3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上 児30:1 (設定ごも置である保育所の場合) 3歳児 処時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1			個と同じ	間と同じ	間と同じ	間と同じ	置と同じ	
職員 (省令第33 条)			基準	(保育所) 現現3:1 1章型4:1 2歲児5:1 3歲児18:1 4歲以上児30:1 (您定立任4周 3歲児 延胱間30:1 長時間30:1 4歲児以上 短胎間30:1 長時間30:1	<u>1-2歳児を5:1</u> としたほかは国と同じ	間と同じ	発児 3:1 <u>1歳児 5:1</u> 2歳児 6:7 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1 (最低2人配置)	保育士の配置(景様2人配置) 現現3:1 1歳現5:1 2歳男6:1 3歳見20:1 4歳以上見 30:1 (居友之ども間である傷育所の場合) 3歳児 無時間 25:1 長時間 20:1 4歳以上見 境時間 36:1 長時間 30:1	
保育時間 (省令第34条)	18150	)き8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	個と何じ	<b>東と同じ</b>	<b>聞と時じ</b>	
保育の内容(省 介第35条)	受難及び 容につい	・ 独育を一体的に行うことをその特性とし、その内 では、単生労働大圏が定める相針に従う。	従うべき 基準	<b>薬と阅じ</b>	関と同じ	国と同じ	属と同じ	間と同じ	
平等地板の原 耐(省令第9条)	平等取	版の原則、虐待等の禁止等	従うべき 基準	国と同じ	国と同じ	型と同じ	聞と時じ	国と同じ	
別生管理(省令 第10条)等	衛生管理	曜、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	御と同じ	国と同じ	国と同じ	際と向じ	
その他			<b>神</b> になし	- 調理業務を受託する場合に外部搬入と同様の要件を算す境 党を設ける ・原言児保育を担当する保育士の配置について努力規定を設ける	<b>州</b> になし	Wicなし 	間と同じ		
設可得有所の登場・選索を担う原産者の原集等に係る状況(分類)  10 十 超可模用所の登場・選索を担う原産者の原集等において、性色複技法人等に固定している。  15 日本の関係を対象を登場・選索を引き集集の原集等において、性のことも基金の足用を領接として社会機能法人等に関係しているもの  16 日本の関係を対象を対象を対象を対象を対象によって、他のでは、社会機能法人等に関係しているもの  17 10 社会機能法人が目示的第二十名を対象を対象によいて、社会機能法人等に関係しているもの  17 10 社会機能法人が目示的でする原産等の高限等において、社会機能法人等に関係しているもの  17 10 社会機能法人等に関係では関係と対象を対象を関係したい、社会機能法人等に関係した関係を対象を対象を対象において、社会権能法人等に関係した。  18 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12			の活用を負担 るもの 法人等に限定 も基金の店用 りに限定してい と法人等に限定	を 物になし	「新制度を見漏えた保育所の設置認可等について」をうけ今年 月から順制設置主体の制限をなくしているが、②-1 市有地を 活用した保育所の設置者募集及び③-1 市立保育所の規定管 機乗募集の場合は社会福祉法人に機走する可能性はある。	禁当あり(①-1 屋可保育所の整備・運営を担う事業者募集に おいて、応募資格を大阪府内に本義や事務所等を置く社会福 社法人(設定予定法人食む)に模定)	数出あり(①-3 社会福祉法人からの募集が多数ある中で優秀 的な異像を行っている。)	①-3 皇中市内販売の保育所・幼稚園を適営している法人による意情	

#### ○保育所の設備及び遺営に関する基準の条例制定状況及び適用状況等(中核市)

		<b>B</b>	区分	長庫県姫路市	兵庫県西官市	長庫集尼崎市	家食果家良市	和歌山県和歌山市	
条例名等	児童福祉 生省令第	施設の股盤及び遺営に関する基準(昭年 63号)	(123年厚	爆絡市売資福祉施設の設備及び適當に跨する基準を定める条例(平成24年12月制度)	西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基	寮員市児童福祉施設の政権及び選挙に属する基準を定める最 例(平成24年12月26日条例第55号) 家員市決調集例所設置選賞等集金券集要項(平成24年10 月)	和歌山市児童福祉施設の設備及び適當に関する基準を定める 条例(平成24年12月制定)	
		乳児室(1.66㎡/人)		乳児室(3.3㎡/人)	0~1歳児3.3㎡/人	望と同じ	番と同じ	個と向じ	
	0、1歳 児を入	版ふ〈室(3.3㎡/人)	従うべき 基準	間と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	所させる	医務定、調理室、使所		節と同じ	雷と同じ	2歳未満の子どもがいない保育所への医務室(医薬品等を摘え、幼児が静養できる区間)の設置を義務付け	間と同じ	雪と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	型と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準		保育室又は遊戯室(1,88㎡/人)		国と同じ	国と何じ	響と同じ	個と何じ	<b>国と向</b> じ	
1	2歳以 上児を 入所さ せる保	農外遊戯場(保育所の付近にある産外 遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3 耐/人)	従うべき 基準	国と同じ	服外遊戯場は、保育所の敷地内に設置すること。ただし、乳児 又は深多度に深たない幼児のみを入所させる保育所で、当跡保 育所の付近に最外遊戯場に代わるべき場所がある場合にあっ では、この限りでない。	<b>動と同じ</b>	「屋外遊戯場(保育所と四一敷地内に襲る。ただし、市長が特に 銀める場合は、この闘りでない。)」と頻度	間と何じ	
		胸理室、使所		重と同じ	整と同じ	<b>歯と同じ</b>	個と何じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	多的基準	国と同じ	国と同じ		節と興じ	国と同じ	
'	厚生労働	大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象地域(画務基準の緩和は行わない。)	対象外	対象外	対象外	
	保育宣等	に関する耐火上の基準	夕南基準	属と同じ	個と何じ	間と何じ	<b>聞と同じ</b>	調と同じ	
設備の基準 の特例(省令 第32条の2)	一定の要食事の外	「件を満たす場合、3歳以上児に対する 都撤入可	争的基準	国と向じ	間と同じ	間と何じ	食事の外部被入検定なし(自翻順項)	国と同じ	
	保育士、 委託する	明託辰、間理員(※間理業務の全部を 場合、間理員を置かないことができる。)		国と同じ	個と同じ	東東土又は顕理師の配置を義務付け(顕唱泉路の全部を発託 する場合を除く)	個と同じ	個と同じ	
敬員 (省令第33 条)	報言士の配置(景低2人配置) 現現3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上 児30:1 (認定こども間である低質所の場合) 3歳元 短時間 35:1 長時間 30:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		従うべき 基準	<b>顕と同じ</b>	無宵士の配置 4歳以上見 20:1 (課定ごも書である保育所の場合) 4歳以上見 是映画 20:1	職と同じ	間と同じ	個と同じ	
保育時間 (宿舎第34条)		き8時間を原製	多的基準	個と何じ	国と同じ	昼と何に	響と同じ	雪と同じ	
保育の内容(省 令第35条)	養舗及び報 割について	自省を一体的に行うことをその特性とし、その内 には、厚生労働大臣が定める理針に従う。	従うべき 基準	間と同じ	間と同じ	<b>弱と同じ</b>	国と同じ	間と同じ	
		aの原則、虐待等の禁止等	従うべき 基準	団と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	強と同じ	
開生管理(省令 第10条)等	衛生管理	、入所者・職員の健康診断等	争的基準	国と同じ	国と向じ	国と何に	国と同じ	国と角じ	
		・で定めている基準		- 児童福祉施設の長: 暴力団員等であってはならない。 - 選挙について: 児童福祉施設の選挙は、 暴力団員等の支配を 受けてはならない。	物になし	・1. 人所している者の安全・安心の確繁、2. 関係機関との道 想、個領関係の機能に努めることを規定 ・運営内容の自己評価と改善を維持けるとともに、その機果 の公実に努めよう別度 ・防災・防災計画の放実や免債管理に必易な体制整備、教員及 び利用等への無効力等の開始等の議所が ・普通免債器を予算をの常物配配に努めることを規定 ・保管計画の変化や研修研練の配飾の整備など計画的な人材 資産に努めるとう規定 ・「管理者は多の関係等ではないこと、2. 運営が暴力団等の 支配を受けないことを規定 ・事故負生の防止及び発生時の対応の基務付け	Mical .	人権施護推進、災害対策推進、安全管理対策推進及び食育推 進の各担当者を置くこととしている。	
国等原用所の原理・選責を担う知識者の言葉等に当る状況(分類) (小) ・国等等所がの影響・選責を担う知識者の表現をいて、会価性は人事に重定している。 もの 国際場所の影響・選責を担う事業をの募集等において、安心とも基金の活用を解注 してせる解析が、利に要求している。 (小) ・3 社会権は法人の既存の保護所能を一選官法人がことを開発を使えているもの (小) ・3 社会権は法人の既存の保護所能を一選官法人がことを開発を使えているもの (小) ・3 社会権は法人の既存の保護所を一選を一場で、「一般では、「一般を表現しているのの 所属としては合権的法人を関係を選手する基準をの原集等において、社会権は人権に要定している。 (小) ・2 公室等所の管理を行う機を理者の原集等において、社会権は人権に要定している。 (小) ・2 公室等所の管理を行う機の選挙事をの原集等において、社会権は人権に要定しているもの (小) ・2 公室等所の信息をを行う機の選挙事をの意義等において、更かごとも基金の活用 を開催しては合権的法人が「規定しているか。		競当あり(①-2 字心こども基金の活用を前提とした認可保育 所の整備・運営を担う事業者の募集において、社会福祉法人に 開定)	蘇端あり(②-1 市有地を活用した保育所については、募集要項において社会保祉法人又は学校法人に限定)	放出あり(③-2 公立保育所を民間(に称管する保育所について は、募集要額等において社会福祉法人に譲渡)	数出あり(①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者募集の 募集要項において、社会福祉法人に限定)	該当あり(①-1, ②-1について、本市社会福祉審議会の施決を 指針としており、原制として平成12年12月21日時点において 市内で認可条背所又は認可外祭育施設を選業する者に機定し ている。)			

#### 母保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

	国 区分 網山県倉敷市 広島県福山市 山口県下関市 香川県高松市							
条例名等	児童福生省令	  技施股の設備及び運営に関する基準(昭年  第63号)		倉敷市児賞福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月19日制定) 倉敷市児賞福祉施設の運営に関する基準を定める規則(平成2 5年3月19日制定)		下間市児童福祉施設の設備及び選営に関する基準を定める条例 甲 平成24年12月25日制度(条例第46号)	高松市社会福祉施設等の人員。設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年12月制定)	公山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定め る条例(平成24年12月28日 条例第89号) 松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定め る条例施行規(平成25年3月28日規制第28号)
		乳児室(1.65㎡/人)		四と同じ	3.7m/.	国と同じ	観と同じ	国と同じ
Ì	0、1歳 児を入	(3.3m/人)	使うべき 基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	個と向じ
	所させ 保育所	る 医務室、調理室、 使所		国と同じ	観と何じ	国と同じ	国と同じ	国と向じ
Í		保育に必要な用具	参酌基準	四と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	間と同じ
設備の基準		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)		国と同じ	国と同じ	回と同じ	盤と何じ	個と同じ
(省令第32 条)	2歳以 上児を 入所を せる保	:  遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3 :   ㎡/人)	従うべき 基準	国と同じ	<b>即と同じ</b>	<b>国</b> と同じ	型と同じ	型と向じ 
1	音所	論理室、使所		聞と同じ	国と同じ	国と同じ	置と同じ	国と同じ
	保育に必要な用具		参酌基準	望と同じ	国と同じ	国と陶じ	<b>聞と同じ</b>	舞と同じ
1	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例 標準		標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	+	保育宣等に関する耐火上の基準		歯と同じ	盛と同じ	国と同じ	国と向じ	国と同じ
設備の基準 の特例(省令 第32条の2)	一定の食事の	)要件を演たす場合、3歳以上児に対する 外部搬入可 	参的基準	師と同じ	間と同じ	間と同じ	間と同じ	間と同じ
	保育士 委託す	t、艦託医、調理員(※調理業務の全部を る場合、調理員を置かないことができる。)		固と同じ	間と同じ	間と何じ	国と同じ	個と同じ
職員 (省令第33 条)	保育士の配置(最低2人配置) 現見3:1 1・2歳現6:1 3歳現20:1 4歳以上 別記2:2 1 1・2歳現6:1 3歳現20:1 4歳以上 (設定こども置する名実育所の場合) 3歳現・短時間 35:1 長時間 30:1 4歳以上男 坂時間 35:1 長時間 30:1			国と同じ	国と同じ	祭育士の配置(景板2人配置) 現現3:1 1-2歳現6:1 3歳現20:1 4歳以上見30:1 (限定之任金町26名祭育所の場合) 3歳児 登時間刊用更(4時間)、長時間利用用用(8時間) 20:1 4歳以上児 超時間利用更(4時間)、長時間利用用用(8時間) 30:1	個と同じ	間と同じ
保育時間 (省令第34条)	1810		参酌基準	國と同じ	国と同じ	国と同じ	個と同じ	<b>風と同じ</b>
	受験及	び敬賞を一体的に行うことをその特性とし、その内 いては、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき 基準	国と同じ	国と何じ	国と間じ	<b>国と同じ</b>	個と同じ
京集教養の第	+	対数の原制、産特等の禁止等	従うべき 基準	御と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	難と同じ
<b>3</b>		<b>津曜、入所者・職員の健康診断等</b>	<del>タ</del> 中 参酌基準		園と同じ	国と同じ	個と同じ	  面と同じ、調理後事者の検管について明記
その他				意敷市児童福祉施設の運営に関する基準を定める規則におい ・児童福祉施設の設置者は、入所者等への含率の提供に当 たっては、地産地消に努めるものとする。 ・児童福祉施設の設置者は、入所者でいる乳功児への会質を推 通するため、保護者に対して食育に関する情報を発信するもの とする。	物になし	効保道機型認定ことも額である保育所の3~5億児長時間保育 担益額度のみなL保育士特例につき、通用地域に限定。(国基 準は地域額定なし)	・非常災害対策に関する具体的な計算の概要の表示 ・非常以害等の連接協力体制の整備 ・特殊の実施および等や関金の確保 ・記録の登略等 ・記録の登略等 ・表現の変の評価等 ・終放における地震地消の推進 ・児童福祉無数における部項建等の対応マニュアルの策定	<b>神になし</b>
国所有所の登場・選を他が多典をのの影響や出るも次に(分類) (1-1 国際有所の登場・選金を出り事業者の高野地において、社会権権は人物に開発している人の し-1 国際有所の首集・選金を出り事業者の高野地において、社会権権は人物に開発している人の いっと、基本権害所の首集・選金を出り事業者の高野地において、まかごども当金の周州を前間 (1-2 社会権をは、人や現代の国際所能と考望さん。場所により要求を表している人の いっと、社会権はは、人や現代の国際所能と考望さん。場所とはおいて、社会権はより等に関 している人の いっとが、地会権は、人が国際の国際を考慮した。 (1-2 社会権を表し、特に関 している人の いっとが、大学に関 のでは、対しては、大学に関 のでは、対しては、大学に関 している人の いっとが、大学に関 のでは、大学に関 のでは、大学に関 のでは、大学に関 のでは、大学に関 のでは、大学に対して、大学に対して、大学に関 している人の のでは、大学に関 のでは、大学に関 のでは、大学に関 している人の のでは、大学に対して、大学により、大学に関 している人の のでは、大学に対して、大学により、大学により、大学に関 を表している人の のでは、大学に対して、大学により、大学により、大学には、大学に関 している人の のでは、大学に対して、大学により、大			の活用を資源 は、のの は、一般の は、一般の は、一般の は、一般の は、一般の は、一般の は、一般の なな は、一般の なな は、一般の なな は、一般の なな なる ない なる ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない	①-1 認可保育所の整備・運営を担う革産者の募集等において、設置主体を社会福祉法人に議定している。	特になし(③-2 本市が接進している公立祭育所の民間を奪に ついては、市内で保育所を設置経営している社会提祉法人に見 (定)	લા	計当あり(①−2 安心こども基金の活用を前提として募集要項 において社会福祉法人に限定)	<b>MILTEL</b>

#### ②保育所の設備及び選挙に関する基準の条例制定状況及び適用状況等(中核市)

		<b>S</b> I)	区分	高知泉高知市	福岡県久留米市	長崎県長崎市	大分県大分市	宫崎県宮崎市
条例名等	児童福1 生省令	注施設の設備及び運営に関する基準(配信 第63号)	和23年厚	高知市児童福祉施設長低基準条例(平成24年4月1日制定,平成24年10月1日施行)	久智米市児童福祉施設の設備及び選ばの基準に関する条例 (平成24年12月14日制度)	長輪市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年 12月制定)	大分市売宣福祉集設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制度)	宮崎市児童福祉施設の設備及び通営の基準に関する条例(平 成24年12月制定)
		乳児童(1.85㎡/人)		型と同じ	O皇児3.3㎡/人、7皇児3.3㎡/人	ほふくをしない乳効果(1,85㎡/人)	国と同じ	国と同じ 、
	0、1歳 児を入	ほふく宣(3.3㎡/人)	従うべき 基準	間と時じ	型と同じ	ほふくをする乳幼児(3.3㎡/人)	■と同じ	国と同じ
	所させる	医務定、調理室、使所		型と同じ	盤と同じ	御と同じ	国と同じ	国と同じ
	Ĺ	保育に必要な用具	步的基準	国と同じ	個と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準		保育寛又は遊戯宣(1.98㎡/人)		個と同じ	国と何じ	聞と何じ	個と同じ	個と同じ
i i	2億以 上児を 入所さ せる保	最外遊戲場(保育所の付近にある屋外 遊戲場に代わるべき場所を含む。)(3.3 m/人)	従うべき 基準	<b>国と向じ</b>	間と同じ	国と同じ	間と同じ	国と同じ
	育所	異理念、使所		国と同じ	型と同じ	2才以上見のみの受け入れ施設においても膨務室を必置	<b>着</b> と同じ	日と同じ
	保育に必要な用具 厚生労働大臣の指定地域における息室団後の特例		步的基準	<b>国と青</b> じ	国と同じ	型と同じ	国と同じ	<b>語と同じ</b>
			標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育童	<b>等に関する耐火上の基準</b>	多數基準	型と同じ	国と同じ	国と向じ	曲と同じ	国と同じ
設備の基準 の特例(省令 第32条の2)	一定の	原件を海たす場合、3歳以上児に対する 小都搬入可	争的基本	金事の外部部入策定なし(治臓問理)	国と同じ	御と同じ	優と同じ	間と同じ
	保育士、委託する	・収託医、順項員(※御項業務の全部を 5場合、調項員を置かないことができる。)	1	個と同じ	個と向じ	国と同じ(嘱託金利表の努力最等)		園と同じ
章員 (省令第33 条)	祭うべき 祭育士の配置(最終2人配置) 現売3:7 7-2歳押6:7 3歳押20:7 4歳以上 (理文とども間である保育所の場合) 3歳元 独時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		基準	歴史こども書である後男所の資時機利用児の養員配費基準を 条件部利用児と関係とする	最と同じ	無百士の配便(最低2人配置) 現現3:1 1・2億期6:1 3億期20:1 4億以上見30:1 (現定ことも間である瞬間所の場合) 3億期 20:1 英時間 20:1 4億以上界 望陸艦、長時間と 30:1	<b>聞と同じ</b>	風と何じ
条資時間 (省令第34条)		28時間を原則	争的基準	理と同じ	酸と何じ	国と同じ	園と同じ	屋と同じ
保育の内容(官 令第35条) 平等取扱の原	要数及び 容につい	着青老一体的に行うことをその特性とし、その内 では、厚生労働大臣が定める指針に使う。	供うべき 基準	国と同じ	間と同じ	間と同じ	国と同じ	間と何じ
明(省令第9条) 等		表の原制、虐待等の禁止等	従うべき 基準	雪と同じ	間と再じ	間と同じ	間と同じ	国と同じ
策生管理(省合 第10条)等	衛生管3	■、入所者·難員の健康診断等	多數基準	国と同じ	個と同じ	調理する者に対し、毎月1回以上の後便を義務付ける。	響と筒じ	個と同じ
その他			神になし	暴力団の辞除のための推査	特になし	(一般展別等)(名令第5条機関) ・人権の施配。 成物の貯止等のため、責任者を設置する等の 必要な体別の影響 ・上記について職員事情の実施 ・ 支援の原律ごとの計画性別、内容の機能及び見意し ・ 貴重的契組制や近期性別と、内容の機能及び見意し ・ 貴重的契組制や近期性別との連続による協力体制の確立 (金等別)(名等別)(名等別)(名等別)(名等別)(名等別)(名等別)(名等別)(名	<b>神になし</b>	
理解集所の書籍・選官を担う事業等の高級事で出る状況(分割) (1-1 選軍等事所の選書・選官を登り事業者の高級事ではいて、社会報社法人事に重査しているもの (4-2 選挙者事業所の選書・選官を登り事業者の声楽事において、社会報社法人事に重査しているもの (3-2 送事者事業の受謝・選官を担う事業者の声楽事において、文化させる者の活用を資産 として社会報告法人事に選定しているもの (3-1 込事報を信用した集育所を選挙する事業の高級事において、社会報任法人事に直査 (2-1 公本報と信用した集育所を選挙する事業をの高級事において、社会報任法人事に重査しているもの (3-1 公本報事所の理論を行う指定管理をの基本事において、社会報社法人事に重査しているもの (3-1 公本報事所の理論を行う指定管理の高級事において、社会報社法人事に重査しているもの (3-2 公定等事所の理論を行う指定管理の高級事において、社会報社法人事に重査しているもの (3-2 公定等事所の理論をと行う海の選挙者者の高集事において、社会報社法人事に重要しているもの (3-2 公定等事所の理者をを行う第の選挙者者をの高級事において、主体者に必じ、対策の関係の選挙者を行う第の書業者をの高級事において、主体者に必じて、主体者に必じて、企業の実施を大会の選集事になる。			&C	該当あり(①-7 認可保育所の重調・避繁を担う事業者の募集 要項において、社会構製法人に開定 H2212)(②-7 市立保 育団の管理を予制定管理者の募集要項において、社会構設 法人に限定 H21.11)	放当あり(①-2 安心こども基金に基づく間可発育所の増改版 等に係る場別会については、募集において社会福祉法人、学校 送人(分称是指数認定ごとも固を報成する保育所の施設整備を 行う場合に限る)等に限定)	①→1 条例に規定はないが、新たに保管所の事業者を公募する際には、その無成務系集項を作成し、その要項内で設置者を社会福祉法人または学校法人に限定していた。	該当あり(③-1 22年度からの京高開保育所の指定管理者に ついては、募集英項において市内で認可保育所を選望する法 人に展定)	

#### ③保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

		<u> </u>	区分	鹿児烏県鹿児島市	沖縄県那覇市		
<b>条例名等</b>	児童福祉 生省令9	上施設の設備及び運営に関する基準(昭4 第63号)	和23年原	歴児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年12月朝定)	所属市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 発情 (平成24年12月前定 条例第68号)		
		乳児童(1.85㎡/人)		国と同じ	国と同じ(本市条例第34条)		
	0、1歳 児を入	ほふ(室(3.3㎡/人)	従うべき 基準	国と同じ	国と何じ( 〃  〃 )		
	児を入 所させる 保育所	医務宜、調理室、使所		置と同じ	国と同じ ( " " )		
ĺ		作育に必要な用具	参酌基準	画と向じ	国と同じ ( " " )		
設備の基準	1	保育室又は遊戲室(1.98㎡/人)	)	国と同じ	国と同じ( ポーパー)		
(省令第32 条)	2歳以 上児を 入所さ せる保	避外遊戯場(保育所の付近にある歴外 遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3 ㎡/人)	従うべき 基準	御と同じ	加と同じ( " " )		
	育所	調理室、便所		国と同じ	国と向じ( 〃  〃 )		
	ļ	保育に必要な用具	参酌基準	図と何じ	国と同じ( " " )		
	厚生労働	大臣の指定地域における層盒面積の特別	標準	対象外	対象外		
	保育宣	<b>等に関する耐火上の基準</b>	步酌基準	国と同じ	国と問じ (本市条例第34条)		
設備の基準 の特例(省令 第32条の2)	会権の基準 一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する			型と同じ	回と同じ(		
	保育士、委託する	・電託艦、震理員(※調理業務の全部を 5場合、調理員を置かないことができる。)		個と同じ	国と同じ(本市条例第36条)		
職員 (省令第33 条)	乳児3:	の配置(最低2人配置) 1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上 ども間である保育所の場合) 短時間 35:1 長時間 20:1 児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき 基準	間と同じ	配と同じ		
保育時間 (後令第34条)	1812	き8時間を原則	参酌基準	国と向じ	國と同じ(本市条例第37条)		
保育の内容(省 令第35条)	整律及び 客につい	教育を一体的に行うことをその特性とし、その内 ては、厚生労働大臣が定める指針に従う。		型と同じ	国と同じ(本市条例第38条)		
平等攻扱の原 側(省令第9条) 第	平等取扱	数の原則、虐待等の禁止等	従うべき 基準	国と角じ	国と同じ (本市条例第12条)		
衛生管理(宿令 第10条)等	衛生管理	B、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と向じ	歯と同じ (本市条例第14条)		
その他	上記以外	<b>作で皮めている基準</b>		赤常災害対策(国の高級に加えて、立地環境に応じて災害の種類にというとなっています。 際にとに計画を立てもことや、関係機関や地域との道像に努めること等について規度している)	特になし		
60の (1)-2 配有保存性 として社会を有様性性 (2)-1 公社会有地 (2)-1 公社会有地 とつるののを有 (3)-1 公立なの (3)-2 公社立保育 (3)-2 公社立保育 (3)-2 公社立保育 (3)-2 公社立保育 (4)-3 公社工程等 (4)-4 公社工程等	所の事件を ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は	7. 事業者の主義等に係る状況(分割) 富を担う事業者の原義等において、性色質性法人 選を担づ事業者の原義等において、使りことも基金 によいるもの。 の事所限を「選金法人」以上とと整理を見入している の事所限を「選金法人」以上ととを理解とおいて、他を提供 同手選軍でも事業者の原義等において、党を提せ 一門・「日本では、日本の事業等において、党を提供 関連としているもの事業の原義等において、党を提供 を行う場の選を重要の原義等において、党を提供 を行う場の選を無者の原義等において、党を同じ を行う場の選を無者の原義等において、党を同じ に関連しているが、書業者をの原義等において、党を同じ では関連しているが、書業者の原義等において、党体がにおいて、 かているが、者業者をの原義等において、生体的において に関連しているが、者業者との原義等において、生体的においていない。	の活用を前摘 5もの 表人等に課定 基金のに 正理をして 決 法金の で に 活を で に まる の に に に に に に に に に に に に に に た に に た に に た に に た に に た に た に た た に た た に た た た と た と		験出あり(①・2 安心ことも高金を活用する認可保育圏の集 側・選載を担う事業者の募集において、応募資格として社会報 位法人に機定している)		

#### **今保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成25年4月1日現在の持機児宣数50人以上の市区町**)

		<u> </u>	区分	宮城県大崎市	宮城県東松島市	支城県水戸市	埼玉県川口市	埼玉県新座市	埼玉県草加市
条例名等	児童福祉 生省令9	が施設の設備及び運営に関する基準(昭 第63号)	和23年庫	大場市銀貨所各個(平成14年3月開度),大場市保資所 管理規則(平成16年3月間度),大場市保資の規能(超 する最明(平成16年3月間度),大場市保育の実施に超 する規則(平成16年3月間度),大場市予育で支援総合 施設条例(平成16年3月間度),大場市予育で支援総合 施設条例(平成16年3月間度),大場市予育で支援総合 施設条例(平成16年3月間度)	験当なし	児童福祉法に基づさ児童福祉施設の設備及び選 選に調する基準を定める条例(平成24年12月27日 制定)	児童福祉法施行条例(平成24年12月制定)	児童福祉法施行条例(平成24年12月制定)	平成27年4月開設の草加市長間認可保育所選當事業等募集要領(平成25年10月)
		<b>乳児室(1.85㎡/人)</b>	従うべき	鹿に準じる	果と向じ	風と向じ	0-1歳児3, 3㎡/人	O歳死3. 3㎡/人、1歳死3. 3㎡/人	0歳児33㎡/人、1歳児3.3㎡/人
]	0、1歳 児を入	(人/加に2)室)必ま	基準	風に準じる	果と同じ	国と時じ	0-1歳児3. 3ml/人	0歳児3. 3㎡/人、1歳児3. 3㎡/人	O歲凭3.3㎡/人、1歲完3.3㎡/人
	児を入 所させ る保育	長有宣、調理宣、使所		明に準じる	聯と興じ	国と同じ	直務室についてはすべての保育所に設置。 調理室 及び使所は図。 県と同じ	医務室について全ての保育所に設置、異理査及び 使所は聞と同じ	運物室について全ての保育所に設置、調理室及び 使所は間と同じ
設備の基準 (省令第32 条)		<u> </u>	步的基準				国、東と同じ	個と同じ	
(***	l <b>.</b>	保育変又は遊戲室(1.98㎡/人) 東外遊蔵塔(保育所の付近にある圏外		園に奉じる	県と同じ	国と同じ	団、県と同じ	国と同じ	国と同じ
{	上児を	遊戲場に代わるべき場所を含む。)(3,3 成人)	使うべき 基準	南に準じる	県と同じ 	国と同じ	間、 駅と向じ		
<b>[</b>	せる保育所	興理宣、使所	L	間に準じる	泉と向じ	国と同じ	医務室についてはすべての保育所に設置。 調理室 及び使所は国、県と同じ	医物室について全ての保育所に設備、無理定及び 使所は個と何じ	医務室について全ての保育所に設置、 調理室及び 使所は個と同じ
}		保育に必要な用具	多的基準	国に準じる	泉と陶じ	国と同じ	信、県と向じ	個と何じ	国と同じ
<b>,</b>	特例	<b>新大臣の指定地域における確定関係の</b>	標準	対象外	対象外	対象外	放出地域(実施セデ)	対象外	対象外
<u></u>		<b>寺に関する耐火上の基準</b>	多酌基準	間に準じる	県と同じ	国と耐じ	国、泉と舞じ	国と同じ	御と同じ
数値の基準 の特例(省令 第32条の2)	一定の! 食事の!	要件を流たす場合、3歳以上児に対する 外部搬入可 	<b>∌n≚</b> ≠	日に本じる	県と間じ	個と同じ	間、県と時じ	個と同じ	優と同じ
	保育士、 委託する。)	、明託氏、胸理員(※調理業務の全部を ・場合、開理員を彼かないことができ		際に準じる	像と同じ	・ 個と同じ	(職、県と何じ	個と同じ	間と同じ
職員 (省令第33 条)	乳児3: 児30:1 (配定こ	の配置(最極2人配置) 1 1・2歳現6:1 3歳現20:1 4歳以上 ども間である景育所の場合) 短時間 35:1 長時間 20:1 に現 短時間 35:1 長時間 30:1	使うべき 基準	国に準じる	泉と同じ	間と同じ	※川口市基準 (0歳見3:1、1皇示5:1、2皇元6:1、3皇元17:1、 4-5皇元27:1		報育士の配置(最低2人配置) 現現3:1 1-2歳現6:1 3歳現20:1 4歳以上児 30:1 米別配置等售資所が次の製加市基準を満たす場合は、市から選供資格的あり。 1歳見3:1 3歳里18:1 5歳東28:1
保育時間 (省令第34条)		9支8時間を原則		原則10時間	県と同じ	歴と同じ	展別11時間	国と同じ	国と何じ
保育の内容 (省令第35条)	の内容(: 後う。	「教育を一体的に行うことをその特性とし、そ については、 原生労働大臣が定める推針に	発うべき 基準	間に単むる	典と同じ	題と同じ	間、泉と何じ	個と同じ	<b>聞と同じ</b>
平等取扱の原 劇(省令第9 条)等	平等取	股の原制、虐待等の禁止等	従うべき 基準	団に単じる	県と同じ	趣と同じ	間、 係と同じ	西と向じ	雪と同じ
衛生管理 (省令第10 条)等	新生管	■、入所者・撤員の健康診断等	少的基準	<b>第に準じる</b>	集と同じ	<b>聞と問じ</b>	間、祭と時じ	間と同じ	間と同じ
その他	上配以外で変めている基準			伸になし	泉と同じ	物になし	顕乳室(0歳児)、沐浴室(0・1歳児)の数徴、祭育 所による子育で支援	調兵金(0皇児)、沐浴査(0、1歳児)の設置、保育月 による子育で支援	行 脚乳質(0歳児)、沐浩宣(0, 1歳児)の設置、保育 所による子育で支援(保条例)
国質額資訊の整備・運営を留う業業者の高度等に係る状況(分配)  1)-1 整理業別所の整備・通営を出う業業者の高度等に係る状況(分配)  1)-1 整理業別所の整備・通営を対象を得るの意味等において、対心とも基金の場所を持護  (1)-1 社会報送の影響・通信を発展しませる。  (2)-1 社会報送した場合のの意味をは、1000年の表現をは、1000年の表現を持護  (2)-1 社会報送した場合のの意味を必要は、1000年の表現をは、1000年の表現を注明した場合の影響である場合の暴力をはおいて、から上とも会理を受け、大学に大学を表現を表現しているかの。  (2)-2 力が開発が、大学に対象である。  (3)-1 力が開発が、大学に対象では、1000年の基本等において、社会報送出入等に固定しているかの。  (3)-1 力が開発が、1000年の報告を対象において、社会報送出入等に固定しているから  (4)-2 力が成功を対象を表現を表現を表現を表現を対象に対いて、社会報送出入等に固定しているから  (4)-2 力が表現が、1000年の関係を表現を表現を表現を表現を表現しているが、1000年の関係がの対象とまたが表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表				 	物になし	特になし	装当なし	数点なし	旅始あり(①-1 平成27年4月開設/に向けた保資所 公房については、法人設立予定も書的、社会福祉 法人、学校法人、医療法人、NPO法人に協定)

		<b>S</b>	区分	千葉県市川市	干業県松戸市	干業県市原市	干燥果油安市	千葉県 流山市	中央区
条例名等	児童福祉生催令9	近施設の設備及び運営に関する基準(昭年 第83号)	023年庫	市川市立保育圏の設置及び管理に関する条例(昭 和39年条例第34号) 市州市公の施設の指定管理者の指定の手続等に 関する条例(平成18年条例第2号)	千葉県児童福祉施設の設備及び選営に関する条例(平成24年12月制定)	平成25年度市原市民間祭育所設置運営者再募集 要額(平成25年8月)		県条例を基準とする	
		乳児室(1.85㎡/人)	従うべき	条例にて独自の基準は設けていない。	O撤児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	-	<u> </u>	操と同じ	公立:O康児6.0㎡/人以上、1康児3.5㎡/人以上
	0、1票 児を入	ほふ(室(3.3㎡/人)		条例にて独自の基準は設けていない。	1歳児3.3㎡/人			楽と同じ	
	0、1歳 児を	医務定、調理室、使所		条例にて独自の基準は設けていない。	果と同じ	_		果と同じ	
設備の基準 (省令第32 条)		1	- 1		<b>県と向じ</b>			祭と同じ	•
		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人) 圏外遊戯場(保育所の付近にある屋外 遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3			県と同じ	<del>-</del>	<del>-</del>	県と同じ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	公立:20㎡/人以上
1		遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3 m/人)	従うべき 基準	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ	<u> </u>	<u> </u>	<b>奉と回じ</b>	
	入所さ (10/2/2/2) せる保 (調理室、便所 )		条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ	-	<b> -</b>	県と同じ	ŀ	
		保育に必要な用具	参酌基準	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ	-		県と同じ	
	厚生労f 特例	<b>以大臣の指定地域における居室面積の</b>	標準	該当地域(条例にて独自の基準は設けていない。)	対象外	対象外	对象外	対象外	放当地域、ただし適用なし
	保育室	等に関する耐火上の基準	参酌基準	条例にて独自の基準は設けていない。	<b>帯と同じ</b>	<u>-                                      </u>	<u> </u>	果と同じ -	F
設備の基準 の特例(省令 第32条の2)	一定の!	要件を満たす場合、3歳以上児に対する 外部搬入可	参酌基準	条例にて独自の基準は設けていない。	<b>郷と同じ</b>		_	県と同じ	_
	保育士・委託する。)	、城託医、鎮理員 (※鎮理業務の全部を も場合、調理員を置かないことができ		条例にて独自の基準は設けていない。	- 県と同じ	_	_	集と同じ	
	乳児3 x 児30:1 (物でこ	の配置(長低2人配置) -1 1・2象児8:1 3歳児20:1 4歳以上 -2 4歳以上 -2 4歳以上 -2 4歳以上 -2 4歳以上 -2 5歳以上 -2 5 0 5 0 5 0 5 0 5 0 5 0 5 0 5 0 5 0 5 0	従うべき		是開保育所: 千葉県と同じ 市立保育所: 保育士の配置(景低2人配置) 東児3:1 1-2歳児5:1 3歳児15:1 4歳以上児 201 (余何等の基準に無)	-	_	泉と同じ	<u>公立:1■県5:1</u>
条育時間 (催令第34条)	18 55	つき日時間を原剤	参酌基準	条例にて独自の基準は設けていない。	原則保實時間8時間、開所時間11時間	-	_	県と同じ	-
保育の内容 (省令第35条)	養護点( の内容に 従う。	「教育を一体的に行うことをその特性とし、そ こついては、厚生労働大臣が定める複針に	従うべき 基準	条例にて独自の基準は設けていない。	果と同じ	-	-	県と同じ	_
平等取扱の原 別(省令第9 条)等	平等取		従うべき 基準	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ			県と倒じ	
衛生管理 (省令第10 条)等	衛生管	理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ	_		際と間じ	-
その他	上記以	外で定めている基準		条例にて独自の基準は設けていない。	特になし	_		<b>集と際じ</b>	
65の (1)・2 数零価を対 (2)・3 社会場合 (2)・4 社会場合 (3)・4 社会場合 (3)・4 社会場合 (3)・5 社会場合 (3)・6 社会場合 (4)・6 社会場合 (4)・6 社会場合 (4)・6 社会場合 (4)・6 社会場合 (4)・6 社会場合 (4)・6 社会場合 (4)・6 社会場合 (5)・6 社会場合 (5)・6 社会場合 (6)・6 社会 (6)・6 社会 (6)	所となる 活動所 所 所名の の の の が 表 の の の の の の の の の の の の の の	と行う信息管理者の非承等において、任意特征法人等	の活用を前接 もの時に関定を表している。 は人物に関定を表している。 に要えるのでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	(3)-1 現在、核定管理者制度により運営を行っている保育服(7部)については、市))市立保育関の設度が関係(7部)については、市))市立の教育の活めて、高いの教育の「指定等理者の特定の高級は、市川市公の第段の「推定管理者の特定の手候中に関する条例 原条件、定めるもののほか、法第55条第4項に規定する認可を得て保育所を運営している社会福祉法人とされている。	-	該当あり(①-1 配可保育所の整備・適当を担う事業を参加を指して現に社会場業を必要集において、応募債格として現に社会場とは大小であるか社会権は法人を配立する見込みがあることとしている。)	②-2 平成21年度及び平成25年度に市有地を機関選手とし、保育所の設置選集者の公募を行っているが、安心ことも基金の「保育所施設署事業」では施設整備の機関の権力が終着していないため、施設整備にかいる補助会が契付されないことから、応募者として株式会社を対象的とした。	験当なし	④─1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の高 無等において、生体等に応じて一定の実績を求めている

#### ◎保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成26年4月1日現在の特権児童数50人以上の市区町)

		<b>1</b>	区分	港区	新宿区	文京区	量田区	江東区	品川区
条例名等	児童福祉 生省令貿	上施設の設備及び運営に関する基準(総 第83号)	023年軍	_	通用		_	江京区私立保育所技助要欄(昭和55年3月)	明文規定なし ※認可に向けた協議の際に、事業者に依頼
	0、1歳 児を入 所させ	ほふく宣(3.3㎡/人)	従うべき 基準	-	O藏境50㎡/人		(	の世界2月が人(集立・公認民会等等下ではの意味 特別美祥あり、江東区省、江東国等が技術等機別記 ・ 1、東京、北京、東京、北京、日本 ・ 1、東京、北京、日本 ・ 1、東京、北京、日本 ・ 1、東京、北京、日本 ・ 1、東京、日本 ・ 1、東京 ・ 1 東京 ・ 1 東 ・ 1 東 1 東 1 東 1 東 1 東 1 東 1	_
設備の基準 (省令第32 条)	77	1	参酌基準		_	-	-		
	2歳以 上児を 入所さ せる保	保育室文は遊戲室(1,98㎡/人) 屋环遊戯場(保育所の行近にある屋外 遊戲場に代わるべき場所を含む。)(3.3 ㎡/人) 興理室、使所	従うべき 基準	-		-	-	-	-
	原生労働 特例 最實金者	動大臣の推定地域における居室閣積の あに関する耐火上の基準	少的基準 標準 少的基準	- 放当地域、ただし適用なし	対象外	映当地域、ただし運用なし -	鉄高地域、ただし適用なし	計当地域、ただし適用なし	対象外
設備の基準 の特例(省令 第32条の2)	一定の事	要件を満たす場合、3歳以上児に対する 小部搬入可	<b>李酌</b> 进举		食事の外部搬入規定なし(自國調理)	食事の外部搬入規定なし(倉職機項)	食事の外部搬入規定なし(自機機理)		-
難員 (省令第33 条)	保育士の	の配置(最低2人配置)	従うべき 基準				-		
) ]	現30:1 (観定こ	1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上 ども腰である保育所の場合) 短時間 35:1 長時間 20:1 -児 短時間 35:1 長時間 30:1		公立:1章現5:1	1章児5:1	公立:1董児5:1	1章项5:1	1章项5:1	1章项5:1
保育時間 (省令第34条)	18157		争酌基準		-	-		-	-
	F-/-	「教育を一体的に行うことをその特性とし、そ こついては、原生労働大臣が定める指針に	従うべき 基準	-	-		-		-
平等取扱の原 関(省令第9 条)等	平等取打	数の原剣、虐待等の禁止等	従うべき 基準				<u>-</u>		<u> </u>
海生管理 (省令第10 条)等	衛生管理	<b>唱、入所名・職員の健康診断等</b>	少酌基準	-					-
その他	上記以)	外で定めている基準		-					
世界等等所の開催・運営を担う返命の基果等に基を使用(分類) カー1 世界電景所の開催・運営を担う返昇者の募集等において、社会福祉法人等に最更しているもの。 むっと 世界者原外の開催・運営を担づ場までの募集等において、安心ごもも重める所名を設 していた各種はよって、実力に対します。 しつう 社会をはおった場所に選択している。 しつう 社会をはおった場所に選手である事業の募集等において、女心ごも重要を表していている。 している人のというとは、大学の大学の大学の表面の募集等において、社会を注述人等に選択 している人のというというというというというというというというというというというというというと			の万円を前摘 5もの 法人等に固定 送金の活用を に固定してい	-		-			
A HERE	もの)と企業実所の発言化を行う原の適言等集者の募集等において、社会保祉法人等に固定 ルー、公を開発の見言化を行う間の通常を募集の募集等において、安心こと基金の活用 株理技して企業を建立人事に優立しているもの ルー・設定事業所の返謝・選者を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の興報を ものとしているという。 ルーと、株式会社の参入に起かているが、実際会社や個人については重めていないもの ルーと、株式会社の参入に起かているが、実際会社や個人については重めていないもの								

26

	周区分		区分	自鼎区	大田区	世田谷区	渋谷区	中野区	杉並区
条例名等	児童福祉 生省令第	t施設の設備及び運営に関する基準(昭 [63号]	何23年厚	平成25年度貴貨物件による認可保育所開設事業 省募集要項	・民間保育所に対する法外提醒実施要構 ・大田区立保育圏道営事業者プロポーザル応募要 項	〇世田谷区民間保育所法外極膜実施延續 〇世田谷区民間保育所助成事業実施延續	<b>淡谷区器育扶助要欄</b>	中野区県育所条例 中野区保育所における保育に関する条例 中野区保育所 事無決助要額	杉並区立集實所条例 杉並区私立保育所能設整領補助金交付集橋 杉並区保育技助援棚
	0.1#R	乳児童(1.85㎡/人) ほふく宣(3.3㎡/人)	従うべき 基準	公立;O藏咒5.0㎡/人		O庫児50㎡/人	O康现5.pmf/人	O藏児5.0㎡/人	O厳児5.0mf/人
設備の基準 (省令第32 条)	ffi		步阶基準	-	-		-	-	-
	2歳以 上児を 入所さ	保育室文は岩線室(196㎡/人) 屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外 遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3 ㎡/人) 関理家、使所	従うべき 基準	-		-	-	-	
	摩生労争 特例 保育宣等	大臣の指定地域における層面面積の Fに関する耐火上の基準	争的基準 標準 参配基準	对象外	・ 誘菌地域、ただし適用なし ・	・ 鉄道地域、ただし適用なし ・	・ 鉄当地域、ただし適用なし ・	計画地域、ただし適用なし ー	対象外
		原件を滅たす場合、3歳以上児に対する 部能入可 場所医、禁理員(※護理業際の全部を 場合、調理員を置かないことができ	参酌基準	-	-	-		-	
	乳児3:1 児30:1 (物定ご)	)配置(長任2人配置) 112歳形6:13歳児20:14歳以上 ども配である保育所の場合) 返時間 35:1長時間 30:1 児 短時間 35:1長時間 30:1	従うべき	1±45:1	1歲現5:1	1.00元1	公立:1章矩5:1	1章75:1	1,275:1
(有节用40元)		き8時間を原則 截寛を一体的に行うことをその特性とし、そ ついては、原生労働大臣が定める指針に	多数基準	-	-			-	
TENEOR I		ANTE PARAMETER	基準 従うべき 基準	<u>-                                    </u>	-	-		-	-
衛生管理	衛生管理	理、入所者-職員の健康診断等	参酌基準	_	-	·		-	
その他	上記以外	<b>小で定めている基準</b>		-	-	_	-		個長に関しては、実務経験7年以上を要する。
要可得所有の整理・選定を担う場合者の展集等に係る地流(分離)  10-1 数可模別所の整理・選定を担う場合者の展集等において、飲む原程性人等に関  10-2 数可模別所の整理・選定を担う場合のの展集等において、安心ことも基金の系  10-3 社会機能が、外間前の内容等可能が、運動を、制した。各種管理が大いてあるの  10-3 社会機能が、外間前の内容等可能が、運動を、制したる自動管理が大いてもの  10-3 社会機能が、外間前の内容等可能が、重要している自動管理が大いて、社会機能は、10-12をでいて、社会機能は、10-12をでいて、社会機能は、10-12を対象に対して、安心ことも基金の10-12を対象が、10-12を対				該当あり(②-2 区有地を活用した保育所を運営する法人の募集において、安心こども進金の活用を制度して、応募権として北京教権とは代表の構造を決定。③-1 区立保育園の管理を行う指定管理者の募集において、応募権として営利を目的としない法人格を有する事業者に限定)	競当あり(②-2 区立保育器の長者化に際して事業者の募集について、応募資格を社会福祉法人に限定している)		-		放当なし(ただし、管導圏における配可保育所実施 1年以上を要件としている)

#### ◎保育所の設備及び適當に関する基準の条例制定状況及び適用状況等(平成28年4月1日調在の特備児童敷50人以上の市区町)

	<u> </u>	<u> </u>	区分	皇皇区	北区	板機区	輸馬区	足立区	江芦川区
条例名等	児宣福 生省令	ゼ施設の設備及び運営に関する基準(昭1 第63号)	023年厚	<del>-</del>	東京都北区立保育所条例施行規則 東京都北区 私立保育所理協資植物要領 東京都北区保育所選 證實技物要額	<b>板橋区保育所事集実施要網</b>	-	及立区〇〇保育器通常等集者等集集项 足立区〇〇保育器指定管理者等集要项 保育技办景朝	\$L
,	0、1歳 児を を を を を を を る を を を る の の の の の の の	ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき 基準	-	適用で0歳児5.0㎡/人を順耐としている。	O康更5.0m/人	_	-	-
設備の基準 (省令第32 条)	MT	保育に必要な用具	争的基准	-	-		-	-	-
	2歳以 上児を 入所さ せる保	mil.242	従うべき 基準	•	-		-		-
}  - 	軍生労			鉄曲地域、ただし連用なし	該当地域、ただし適用なし	鉄当地域、ただし適用なし	装备地域、ただし適用なし	許当地域、ただし適用なし	鉄当地域、ただし適用なし
股備の基準 の特例(省名 第32条の2)	一定の		<b>学的基準</b> 学的基準	-	-			-	食事の外部搬入機定なし(自需調理)
1	保育士 委託する。)	、概託駅、調理員 (※無理業務の全部を る場合、調理員を置かないことができ	•		_	_	-	・定員20人から40人及び定員60人から149人の 施設に対し調理員1人、定員160人以上の施設に 対し調理員2人を増配費 ・直明保育実施額に調理員を1人増配管	
職員 (省令第33 条)	乳児3: 児30:1 (記定こ	の記載(最終2人記載) 1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上 とども誰である保育所の場合) 短期間 35:1 長時間 20:1 足児 短時間 36:1 長時間 30:1	従うべき 基準	-	1歳児5:1 適用では、発酵師については0倉定員が6多以上の 間は存成効果直以上9名以上の間については変 数を重別とする。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・1・2章用5:1 ・定島20人から60人及び定島91人以上の施設に 対し最富士1人を推定数	12,5:1
保育時間 (省令第34条)		つき8時間を原則	参酌基準	-	-	-			
保育の内容 (名会第35条)	豊田及 の内容(	び教育を一体的に行うことをその特性とし、そ については、単生労働大臣が定める推針に	従うべき	<del></del>	-	-	-	-	-
平等取扱の原 則(省令第9 条)等	平等取		従うべき	-	-	-	•		-
衛生管理 (省令第10 条)等	衛生管	理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準		-	-	-	-	
その他 上記以外で定めている基準			-	_		_			
置写真有所の影響・直室を担づ返棄やの各集等に移る状況(分割) h-1 2回可管所所の影響・直室を担づ返車をの各集等に移る状況(分割) h-1 2回可管所所の影響・直接を担づ返車をの各集等において、社会を経えるの思想を影響 した。 の					_	該当あり (2)-1 区有地を活用した景資所については、高島 実領において社会福祉法人に限定。 (3)-2 区立集資間から私立保資間への民営化を行 う際、募集要領において社会福祉法人に限定。	独当あり  (4)-1 区有施設を活用した県有所については、等 海軍項において認可保育所を6年以上運動してお り、東京県、地工県、千田県および特別川県で定員 60名以上の認可保育所を選出している法人Jとして いる 区立保育所の選出機構委託については、等 発展項において信京場、地工県、千畑県および特 別川県で認可保育開を運営している法人Jとしてい 6	放曲あり(3)-2 区有地を利用した公立保育所の良 営化については、募集要項において社会福祉法人 に限定)	

		55	区分	八王子市	立川市	武藏野市	三度市	府中市	調布市
条例名等	児童福祉 生省令	性施設の設備及び運営に関する基準(昭和 第83号)	023年厚	平成25年度八王子市保育所選當費支弁要網	si	_	設備の基準及び配員については上乗せして東京都 保育所事業実施要額(旧都基準)を準用	府中市保育所選當費等の支出に関する要綱	朝文規定なし ※認可に向けた協議の際に、事業者に依頼
	乳児室(1.65㎡/人) D, 1歳 児を入 (ほふく室(3.3㎡/人)		従うべき 基準	O農児80mf/人(O農児変責8人以上の場合、ただし、変責を 超えた人形で取じついては33mf/人で可)、O農児変責8人 未満の場合及び1番児3.3mf/人	O歳児6.0㎡/人		O産児5.0㎡/人	原則 ○龍児5.0㎡/人	
<u>.</u>	光をせ 高保育	医務室、調理室、使所	_ `	○最死(○歳児定員6人以上の場合)について、開乳室 (関乳スペースでも可)、沐浴室及び便所を設けること 専用所外遊泉場の設置に努めること				-	-
設備の基準 (省令第32		保育に必要な用臭	少酌基準	O維見(O維見定員6人以上の場合)について、O産児の 心身発達に対応した遊異その他等維児用機品を整備 すること	-	-	-		
条) 		m/VI	従うべき 基準	-	•	-	-	•	-
	厚生男	保育に必要な用具	参酌基準	対象外	を は当地域、ただし適用なし	製造地域、ただし連用なし	接当地域、ただし適用なし	・ ・ 装当地域、ただし適用なし	- - 験当地域、ただし適用なし
i	特例		参酌基準	*	-	-	-	-	-
設備の基準 の特例(省令 第32条の2)	一定の		参酌基準		食事の外部搬入規定なし(自園調理)		食事の外部搬入機定なし(自国調理)		
	保育士 委託する。)	、環託医、調理員(※調理業務の全部を る場合、調理員を置かないことができ		保健師等(0歳児定員6人以上の場合、1人配置)		-	公立の佛育師には栄養士、保備師等を配置	-	-
聯員 (省令第33 条)	乳児3: 児30:1 (銀定こ	の配置(長征2人配置) 1 1・2歳現6:1 3歳児20:1 4歳以上 :ども間である保育所の場合) 短時間 35:1 長時間 20:1 上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき	- 1歳児5:1、4歳以上元30:1(市の機関基準として22: 1). - 元素是要責士3人を増配度(11時間関係対応費買士を 金む: - 週間長の配置 定長59人以下2人、定長50人以上149人以下3人。 空島150人以上4人、(0歳界を最6人以上の場合、1 人を増配費)	公立:1美県5:1 3重県18:1 4美県24:1 5美県 28:1		1皇原5:1 4皇以上原25:1	1歳死5:1	1皇東5:1 4皇以上東25:1
保育時間 (省令第34乘)			参酌基準	-	<u>-</u>	<u>_</u>	<b>}</b> -		<b>}-</b>
保育の内容 (省令第35条)		び教育を一体的に行うことをその特性とし、そ については、厚生労働大臣が定める指針に	従うべき 基準	-	-	-	-	-	
平等取扱の原 刑(省令第9 泉)等	平等數	<b>扱の原則、虐待等の禁止等</b>	従うべき 基準	·			-	<u> </u>	
衛生管理 (省令第10 泉)等	衛生管	理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	-	-		-	-	
その他	上記以	外で定めている基準 		-	,		_		
(D-2 医等機を として社会会権権を としている会有を (D-1 公会有を (D-1 公会有を (D-1 公会有を (D-1 公会有 (D-1 公会を (D-1 公会 (D-1 公 (D-1 公 (D-1 公 (D-1 公 (D-1 公 (D-1 公 (D-1 公 (D-1 公 (D-1 (D-1 公 (D-1 (D-1 (D-1 (D-1 (D-1 (D-1 (D-1 (D-1	国明教育所の登書・運営を担づ事業の高級地に減ら状況(分割) 1-1 2 哲明教育所の登書・運営を担づ事業の高級地に減ら状況(分割) 1-1 2 哲明教育所の登書・運営を担づ事業の高級地において、社会衛祉法人等に歴史しているもの 10-2 2 世界教育所の登書・運営を担づ事業の高級地において、社会衛祉法人等に歴史しているもの 2-2 公本地と清風上の専門所を選宝する事業をの高級地において、社会衛祉法人等に歴史しているもの 2-2 公本地と清風上の専門所を選宝する事業者の高級地において、北安にども基金の活用を選出している社会の 2-2 公本財務の管理を行う規定管理者の高級地において、北安にども基金の活用を選出している社会の 3-3 公立教育所の管理を行う規定管理者の高級地において、北安にども基金の活用を選出している社会を活用して、大阪教育所の管理を行う規定管理者の高級地において、政策制作の管理を行う規定管理の基本の表地において、政策制作の管理を行う規定管理の基本の表地において、政策制作の管理を行う規定管理を自然の関連を持つまた。 2-2 公立教育所の受理を行う規定管理を自然と対している社会を活用している社会を指している社会を指している社会を指している社会を指している。 3-3 公立教育所の展望を下手限の運営事業を必要事場において、文学教育とない。 2-3 公立教育所の展望を下手限の運営事業をの高級地において、文学教育とない。 2-3 公立教育所の展望を下手限の運営事業を必要事場において、文学教育とない。 2-3 公立教育所の展望を下手限の運営事業をの影画等において、文学教育とない。 2-4 公立教育の展示を記述を記述を示しませない。 2-4 公立教育の展示を記述を記述を示しませない。 2-4 公立教育の展示を記述を示しませない。 2-4 公立教育の展示を記述を記述を示しませない。 2-4 公立教育の展示を記述を示しませない。 2-4 公立教育の展示を記述を記述を示しませない。 2-4 公立教育の展示を記述を示しませない。 2-5 公立教育の展示を記述を示しませない。 2-5 公立教育の展示を記述を示しませない。 2-5 公立教育の展示を記述を示しませない。 2-5 公立教育の展示を示しませない。 2-5 公立教育の展示を示しませない。 2-5 公立教育の展示を示しませない。 2-5 公立教育の展示を言えませない。 2-5 公立教育の展示を示しませない。  2-5 公立教育の展示を示しませない。 2-5 公立教育の展示を示しませないる。 2-5 公立教育の展示を示しませないる。 2-5 公立教育の展示を示しませないる。 2-5 公立教育の展示を示しませないる。 2-5 公立教育の展示を示しませないる。 2-5 公立教育の表示を示しませないる。 2-5 公立教育の表示を示しませない			福祉法人であることと限定。③-1 八王子市立保育 開指定管理者募集要項において、東京都内で認可 保育新を選供している社会課題はよったあることと問	③-2 市立保育圏の民営化にかかる革命省募集に おいて、応募資格として都内で保育所の選営実権 のある社会権社法人に限定した。	-	該当あり(②-1 市有地を活用した保育所について は、募集要項において社会福祉法人に歴定)	製造為4/(2)-1 市有地を活用した機會所について は、社会搭社法人及びNPO法人に概定 (3)-2 限制法分類(人)・位害者所の機當化)にお いては、都内の社会福祉法人に概定。)	

	國 区分 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市							官針山本	<b>藤</b> 公本市
			<u> </u>	<del></del>	7°27°0	4.40		***************************************	B// 4/P
条例名等	児童福 生省令1	妊施設の設備及び運営に関する基準(昭 第63号)	Q23年厚	東京毎男豊福祉施設の影響及び運営の基準に関する条例・条例施行規則を専用 影響の基準及び職員の一部については町田市民 開発育所運営豊支井英綱(平成17年4月1日)にて 上条せ基準を設置	例文規定なし ※認可に向けた協議の際に、事業者に依頼	朝文規定なし ※敵可に向けた協議の際に、事業者に依頼	日野市民間保育所選金費支弁要欄	都有地活用による地域の福祉インフラ豊徽事業に 係る京村山市協議事項チェックリスト(2010年4月)	
	0, 1 <b>#</b>		従うべき 基準	○億児5.0㎡/人 ※○億児は乳児實又はほふ〈實 で5.0㎡/人を満たしていること。	原料 O歲哭3.3㎡/人	O歲死5.9㎡/人	私立:O蒙見5.0㎡/人(弾力化を行う場合は3.3㎡/ 人)	<u>{</u> -	
	児をせる 原をは る保育	医務宜、調理室、使所			<u> </u>		-	-	-
設備の基準 (省令第32 条)			争励基準	-	-				-
	2歳以 上児を 入所さ	保育室又は遊離室(1.98㎡/人) 歴外遊ळ場(保育所の行近にある歴外 遊載場に代わるべき場所を含む。)(3.3 ㎡/人)	従うべき 基準	-	-	- 国務基準は都と例じ(原則として敷地内の地面上に 基準面積を確保)		4.96㎡(努力能務)	-
.	せる保 育所	領理官、使所 保育に必要な角具	争酌基準	<u>-</u>	<u>-</u>	<u></u>	<u> </u>	<u> </u>	
	14 FL	場大臣の推定地域における局重国権の	福準	対象外	鉄当地域、ただし適用なし	鉄当地域、ただし適用なし	対象外	鉄当地域、ただし適用なし	対象外
設備の基準		等に関する耐火上の基準 要件を満たす場合、3歳以上児に対する	少的基準	-			<u>-</u>	-	-
の特例(省令 第32条の2)	食事の	外部搬入可	7554	食事の外部撤入規定なし	食事の外部搬入規定なし(自動調理) 	台灣資理	<u> </u>		
	保育士、 委託する。)	、喉陀癌、調理員(※調理業務の全部を 6場合、調理員を置かないことができ	!	-	- - :	O象児保育实施圖:帶護師			-
職員 (省令第33 条)	乳児3: 肥30:1	の配置(長低2人配置) 1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上	従うべき 基準	1歳収5:1	1歳収5:1	1章県5:1	1章项6:1		
	(設定。 3億児 4歳以」	ども間である保育所の場合) 短時間 35:1 長時間 20:1 :児 短時間 35:1 長時間 30:1							
保育時間 (省名第34条)		9き8時間を原則	中的基準	<u> </u>			<u></u>		<u>.</u>
	登録及び の内容に 従う。	「教育を一体的に行うことをその特性とし、そ こついては、単生労働大臣が定める推針に	従うべき 基準	-	<u> </u>			- 	
平等取扱の原 例(省令第9 条)等	平等取	独の原則、虐待等の禁止等	従うべき 基準	<u>-                                      </u>				-	
衛生管理 (省令第10 条)等	衛生管	理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	-	-	-	-		-
その他	上記以	外で変めている基準			-			駐車施設(5台以上)、駐輪場(施設定員の1割以上)を確保すること	
国門有新所の独自・運営を担当事命の系典物に終え状況(公園) 11-1 国可容別所の独自・運営を担当事務の系典物に終え状況(公園) 11-1 国可容別所の強自・運営を担う事務等の各条等において、社会機能が大學に開定しているもの 12-2 記事業所の監督・運営を担う事務等の各条等において、安心とと基金の場所を開設 12-3 社会基金に対しているもの 12-3 社会基金に対した場所が直接では高させ、日本を基金を受別しているもの 12-3 社会基金に対した場所が直接でも多数者の成果等において、安心ととも基金の場所を 何度としては会社は大学に対しているもの 12-1 公立常用所の管理を行列支管等者の募集等において、安心ととも基金の場所を 何度としては会社は大学に対しているもの 12-3 公立常用所の管理を行列表で管理をの募集等において、安心ととも基金の場所を 13-3 公立常用所の登里をと行う第の国営事業者のの原集等において、安心とども基金のが係 そのこのとは、日本の登場とないませ、日本の経済を 12-3 公立常用所の原理化を行う第の国営事業者のの原集等において、安心とども基金のが係 を前面として社会権を述えずに固定しているもの 12-3 公立常用の意理とを行う第の国営事業者のの原集等において、安心とども基金のが係 を前面として社会権を述えずいませ、日本の登場を 12-3 公立学院の日本の登場を 12-3 公立学院の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の		数当あり ④一1(原写保育所の新規募集に際しては、「東京 億一十歳別において配可得首所を1年以上運営して いる法人」としている) ④一2(個人については対象外としている)		製造あり(3)-2 公立保育園の初の民営化(移営・ 民股民営化)実施に当たり、市内で保育商品営に良好な実施に当たり、市内で保育商品営に良好な実施がある社会福祉法人に課度して公募・ 期出しして、市場地の機宜技を前提し、民営化 間として公立保育園における保育事業との一定の 機制性の保険・市の関与のと保育高盟営に対して部条件が付されること。また市内に既設(私立) 保育園がある場合、保護者が非江間の選営に対して部条件が付されること。また市内に既設(私立) 存園がある場合、保護者が非江間の選営に対して著作、公 条条件を設定。なお、民営に関するがパライン の策定時点では、市内の既設私立保育園は社会福 社法人選営園のみであった。	該当あり(①-1 認可保育所の豊富・遺営を担う事 集者については市内の社会福祉法人に限定)		④-2 保育所係急整備事業の設置主体(社会福祉 法人、学校法人等)+株式会社は設置主体として認 めている(それ以外は設置主体として認めていな しい)。		

20

	· ·	9	区分	東大和市	濟湖市	東久智米市	多摩市	程城市	西東京市
条例名等	児童福4 生省令9	业施設の設備及び運営に関する基準(昭 第63号)	f023年厚	東大和市民間保育 <b>國</b> 道當豐等支弁宴欄	-	-	多章市民間保育所還當实施契綱	種城市立保育所設置条例	西東京市立保育所設置朱例施行規則
	o.1歳人 児をとす	ほふ(変(3.3㎡/人)	従うべき 基準	O雇児50ml/人(定員等力化を行う場合、3.3ml/人)	-		O歳現5.0㎡/人	O截兜5.0ml/人	
設備の基準 (省令第32 条)	<i>P</i> **	保育に必要な用具	参酌基準	-	-		-	-	-
I	2歳以 上児を 入所さ	保育室又は遊戯室(198㎡/人) 屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外 遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3 ㎡/人) 関連変、便所	従うべき 基準	-	-	-	-	-	-
	厚生労! 特例 保育宣	勝大臣の指定地域における居室間積の 等に関する耐火上の基準	参酌基準	対象外	対象外	・ 鉄当地域、ただし適用なし -	- 験当地域、ただし適用なし -	対象外	- 装当地域、ただし適用なし -
設備の基準 の特例(省令 第32条の2)	保育士	要件を消たす場合、3歳以上児に対する 外都能入可 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	步的基準。			<b>会配貨</b> 理			食事の外部輸入規定なし(白屋額理)
職員 (省令第33 条)	委託する。) 一一 保育士( 乳児3:	る場合、原理員を置かないことができ	従うべき						
STAR STAR	3億児 4歳以上	ども屋である保育所の場合) 短時間 35:1 長時間 20:1 上児 短時間 35:1 長時間 30:1		1億.5:1	1#U.5:1		1章项5:1	1億県5:1	1皇帝6:1
保育時間 (省令第34条)			参酌基準	- 	<del>-</del>	<del>-</del>	<del>-</del>	<del>-</del>	
		が、 が表育を一体的に行うことをその特性とし、そ こついては、単生労働大臣が定める指針に	1	-	-	- 	<u> </u>	-	- 
平等取扱の原 劇(省令第9 条)等	平等取	扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき 基準	• 	_	L		<u> </u>	
衛生管理 (省令第10 条)等	衛生管	理、入所省・職員の健康診断等	参酌基準						
その他	上記以	外で定めている基準			_				
			の活用を前提 6もの 前人等に歴史 。基金の活用を に服定してい 族人等に顧定	③-3 携在、保育所の募集を予定していないが、過去、市市地を活用したの立保事所の及當化については、募集専用において安心ことも基金が活用できる保育所選挙継続の入る社会経技人に関しいた。令役においては、募集の必要が生じた時、募集者の基準等について検討する予定である。		③-2 新規保官所整備の際は設置主体の制限はないが、既長者化圏については遺営主体を社会福祉法人に限定していた。	験当あり(①-1 保護者の理解と子どもにとって完 定した保育環境が関係できるようにするため、市の 保責計画において「新度豊の場合の設置事業者 は市内で認可保育所の選重実績がある社会報送 法人を基本とします」と定めている。)	該当あり(①-1 郡可保育所の整備・適繁を担う事業者の事業において、社会福祉法人に開定 ②-1 市有社会活用した関う所については、募集 要項において社会福祉法人に限定)	

#### **〇保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成25年4月1日期在の特権児宣歌50人以上の市区町)**

		9	区分	神奈川県藤沢市	神奈川県茅ケ崎市	神楽川県大和市	大阪府装木市	大阪府吹田市	大阪府八尾市
<b>条例名等</b>	児童福祉 生省令9	連絡数の数備及び運営に関する基準(昭 第83号)	Q23年厚	藤沢市郡可保育所設置運営法人募集要項(2013年 7月)	茅ヶ崎市民間認可保育所還當法人機構省募集要項(平成25年5月)	大和市民間認可保育所選當法人募集事項	<b>安木市立保育所民営化等管先法人募集票領</b>	-	鉄当なし
		乳児室(1.65㎡/人)		<b>県条例と同じ</b>	泉条例と同じ	原条何と同じ	府条例と同じ		
	0、1歳 児を入 所させ る保育	ほふく童(3.3㎡/人)	従うべき 基準	果条例と同じ	<b>県条例と同じ</b>	条条例と同じ	府条例と同じ	-	-
	る保育	医務宜、鶴瑪宝、伊所		県条例と同じ	県条例と同じ	県条例と間じ	府条例と同じ		
投機の基準 (省令第32 条)		保育に必要な用具	参酌基準	県条例と同じ	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	•	-
条)		保育室又は遊戲室(1.98m/人) 屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外		集条例と同じ	県条例と同じ	係条何と同じ	府条例と同じ		-
	2歳以 上児を 入所さ	遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3	従うべき 基準	県条例と同じ	県条例と向じ	県条例と同じ	府条例と同じ	·	
		調理室、使所		条条例と同じ	条条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	•	_
			争的基準	県条例と同じ	県条例と同じ	果象例と同じ	府条例と同じ		-
	技艺	場大臣の指定地域における建宣面費の			鉄当地域(県条例と同じ)	鉄当地域(県条例と関じ)	对象外	対象外	对象外
DB025	保育室	等に関する耐火上の基準	参酌基準	条条例と間じ	県条例と同じ	条条例と同じ	府条例と間じ	<del>-</del>	<del>-</del>
政策の基準 の特例(省令 第32条の2)	一定の引 食事の対	要件を満たす場合、3歳以上児に対する 小部搬入可	参酌基準	県条例と間じ	県条例と同じ	県条例と陶じ	京条例と同じ		
	保育士、委託する。)	、明託医、関理員(米関連集務の全部を あ場合、調理員を置かないことができ		県象例と関じ	景象例と同じ	<b>県条何と陶</b> じ	府条例に加え者競師配置	-	-
職員 (省令第33 秦)	乳児3: 児30:1 (認定こ 3歳児	の配置(最終2人配置) 1 1・2歳現6:1 3歳児20:1 4歳以上 ども間である保育所の場合) 短時間 35:1 長時間 20:1 :児 理時間 35:1 長時間 30:1	従うべき 基準	<u>1歳現5;1</u> その他は県条例と同じ	原条例と同じ	1 <u>歳児 4:1、3歳児 19:1</u> (その他については、県 条例と同じ) 上記に加え、 <u>独芸児に対する鬼者士配置基準 3:</u> 1	保育士の配置(景格2人配置) 現界 3:1 1重児 5:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上界 30:1 下前部分が府条例との相違点	-	
舞宵時間 (宿令第34条)		2000年8時間を原則	争酌基準	県条例と同じ	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ		
保育の内容 (在令第35条)	美質及び の内容に 使う。	「教育を一体的に行うことをその特性とし、 そ については、原生労働大臣が定める指針に	使うべき 基準	<b>兼条例と何じ</b>	景条例と同じ	県条例と間じ	府条例と同じ	-	
平等取扱の原 間(省令第9 条)等	平等取		従うべき 基準	県条例と同じ	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	-	-
衛生管理 (省令第10 条)等	衛生管理	理、入所者・職員の領産診断等	参酌基準	東条例と同じ	<b>県条例と同じ</b>	県条例と同じ	府条例と同じ	-	-
その他	上記以	外で定めている基準		神になし	医存の魔物を改修する場合は、当論魔物が新耐雷 基準を満たしていること。	延長保育事業の実施、一時預かり事業の実施、地域表現では、 地域表現センター事業の実施、第三者評価制度の受 者(6年以内)	施設長は、保育所で3年以上施設長又は幹部職員 としての経過を有する者 原理士を法人内に7人配置	-	-
&もの 都会 を	** な可念を活用した映画的である。40年後での発展等において、変むことも最重の活用を のいずれかを満たす法人に限定 後として社会権権法人等に譲渡しているもの - 1 公立意名を示の管理を行う後を管理を改進を禁止されて、社会機能技術と関係してい、(①市内で認可保育所を運営していること			該参あり ②・1 市有地を活用した保育所については、募集 要項において社会福祉法人に限定 ②・1 なが、その他の必済に関しては、次の①~② のいずれかを選がき、対人に関していること ②集内で認可報明所を2年以上は激化していること	鉄当なし	鉄当なし	(D-2 厚可保資所の私立保資所施設整備資補助 食文付券欄において、補助的最老を安心ことも基 (保資所施設整備等第)に同じにしている。 (3)-2 市立保育所の定案化券等先法人の募集に おいて、応募保格と児童機能設(児童機は法等7 条)を選案する表現権収(7市の別)に不常のある社 英権定法人に制御しているいこと、表本所例に成 人本部を置く社会機能法人については、社会機能 条件(社会保証第2条)を富む社会機能法人であ れば必募司機)。	製出あり(①-2 安心こども基金を活用した認可保 質所の整省事業助成金交付要額において、助成対 業者を社会福祉法人に限定している。)	

#### ②保育所の設備及び還常に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成25年4月1日現在の特権児童数50人以上の市区町)

		E5	区分	兵庫県宝塚市	兵庫県明石市	福岡県粕島町	熊本県菊陽町	無本集 合志市	無本係益城町
条例名等	児童福祉 生省令9	业施設の設備及び運営に関する基準(総) 863号)	和23年庫	禁当なし	鉄当なし	柏鹿町新設保育所設置·運営法人募集要項	衛陽町是開保官所設置認可辜靠者募集餐項(平成 25年8月制定)	藤本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	益城町及防祭育所設置参道革命省募集要項
_		乳児童(1.65㎡/人)	,		-	保条例に同じ	帰に同じ	条と同じ	闘と同じ
	0、1歳 児をと 所させ る保育	ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき 基準	-		果条例に間じ	泉に同じ	県と間じ	国と同じ
:	所させ る保育 所	医務定、調理室、使所		-		県条例に同じ	県に向じ	県と同じ 	国と同じ
設備の基準 (省令第32 条)		保育に必要な用具	参酌基準	-	-	県条例に同じ	泉に同じ	条と何じ	間と同じ
条)		保育変叉は遊戯室(1.98㎡/人)				県条例に同じ	県に跨じ	県と同じ	国と同じ
		展升通数項(保育所の付近にある度外 遊戲場に代わるべき場所を含む。)(3.3 m/人)	従うべき 基準			県条例に同じ	最に同じ 	楽と同じ	間と同じ
	入所させる保育所	調理家、便所		-	•	果条例に同じ	県に同じ	泉と同じ	国と同じ
	<b>"</b> "	保育に必要な用具	参酌基準	-	-	県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	間と同じ
}	厚生労作 特例	<b>地大臣の指定地域における悪宝衛権の</b>	標準	対象外	对象外	対象外	対象外	対象外	対象外
		<b>亨に関する耐火上の基準</b>	参酌基準	-		条条例に同じ	県に同じ	県と同じ	国と同じ
股骨の基準 の特例(省令 第32条の2)	一定の事 食事の外	要件を満たす場合、3歳以上児に対する 小部搬入可	参酌基準	-	_	食事の外部搬入規定なし(白面調理)	県に倒じ	集と同じ 	国と同じ
	保育士、 委託する。)	東託隆、加理員(※加理業務の全部を 5場合、開理員を置かないことができ		-		県条例に同じ	果に同じ	・ 傷と間じ	動と同じ
(省令第33 条)	乳児3:1 〒30:1	の配管(長任2人配管) 1、1、2歳現6:1 3歳見20:1 4歳以上 ども間である保育所の場合) 短時間 35:1 長時間 20:1 :児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき 基準		_	東京例に同じ	<b>県に関じ</b>	原と同じ	調と同じ
保育時間 (省令第34条)	18152	き8時間を原則	参酌基準	<b>-</b>	•	果条例に同じ	県に同じ	泉と同じ	国と同じ
保育の内容 (省令第35条)	養體及び の内容に 催う。	「教育を一体的に行うことをその特性とし、そ については、摩生労働大をが定める指針に	従うべき 基準	-	-	果条例に同じ	保に何じ	県と同じ	国と同じ
平等取扱の原 別(省令第9 条)等	平等取	後の原則、虐待等の禁止等	従うべき 基準	-	-	県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	最と同じ
新生管理 (省令第10 泉)等	衛生管理	環、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	-	-	保条例に同じ	集に何じ	県と同じ	個と同じ
その他	上配以	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			-	集余何に同じ	・ ・ ・ ・	操と同じ	鉄当なし
報用集業所の機能・通常を担当業業をの募集物に得る状況(分割 (ルー) 起電業期所の整理・通常を担当業者をの募集物に対して、社會機能技具人物に重要して もち、即可着資料の登職・通常を引き来るの募集物において、社会をとき金の周用を設 して、社会機能は、地理を引きまる。当本者の募集物において、まかにどらる金の周用を設 して、社会機能は、地理が必然を対象が必要を必要とはことも需要で使用しているもの の一・公本機能を利用した開展所を選索する事業の事業物において、定会性差点人等に固定 しているもの のこ・公本機能を対した開展所を選索する事業等の募集物において、定会機能は人等に固定 しているもの のことの企業を対象を受しているもの のことの企業を対象を受しているもの のことの企業を対象を受しているもの のことの企業を対象を受しているもの のことの企業を対象を受しているもの のことの企業を対象を受しているもの のことの企業を対象を受しているもの ので、公本機能は人等に関係しているとの もの ことの企業を対象を受しているが、 もの ことの企業を対象を受しているが、 をしているもの のであるとしているをはない。 ではおとしているをはない。 では、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、		の油用を制機 ももの 法人等に顕定 に設定してい 法人等に設定	①-2 事業者募集に際して、安心こども基金の活用を条件としているため、事実上、社会福祉法人に際度している。		①-2 安心こども基金の活用を前續として認可保育所の設定・選定を担う該人について再集した服、定 関タの名以上の図明保育所を5年以上選當する社 会福祉法人に限定している	①-2 安心こども基金の活用を前提とし、無本集内 の社会福祉法人又は開放までに社会福祉法人認 可を受けることが見込まれること。	鉄曲なし	①→2 安心こども基金の活用を前摘とし、第本系内 の社会福祉法人又は開設をでに社会福祉法人間 可を受けることが見込まれること。	

		5	区分	沖縄県沖縄市	沖縄県浦添市	沖縄県宣野湾市	沖縄県八登道町	沖縄県登見城市	沖縄県糸浦市
条例名等	児童福祉 生省令!	社施設の設備及び運営に関する基準(総 第83号)		準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄無理者無針無数の設備を75選挙に関する基	沖縄県児童福祉施設の政権及び運営に関する基準を定める条例(平成な年12月制定) 州場県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定) 保設監備等に募集要項を作成するため、現在、募集要項はありません。	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成以4912月制定) 水機県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定) 平成25年度重新減市認可保育所設置率乘者募集 張填	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基  準を定める条例施行規則(平成28年3月制定)	率を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児宣福社施設の設備及び選営に関する基 率を定める条例施行機則(平成25年3月制定) 登見城市認可保育機設置選営事業者募集要項(平	沖縄東児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児豊福松施設の設施及近運営に関する基準を定める条例第行規則(平成25年3月制定) 未満市都可保育所設置・運営法人募集要項(平成 25年度)
,		· 乳児宣(1.65㎡/人)	従うべき	動と同じ	国と同じ	国と同じ	図と同じ	国と同じ	盤と同じ
	O、1歳 児を入 所させ	ほふく宣(3.3㎡/人)		関と同じ	質と同じ	自と同じ	<b>国と同じ</b>	国と同じ	国と同じ
	る保育	医務室、調理室、便所		聞と同じ	国と同じ	臨と同じ	国と同じ		国と同じ
設備の基準 (省令第32 条)			争的基準		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
泉)		保育室又は遊戲室(1.98㎡/人) 屋外遊戲場(保育所の付近にある屋外		国と何じ	国と同じ	国と同じ	節と同じ	国と同じ	国と同じ
ĺ '	上児を	遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3 成/人)	従うべき 基準	<b>御と向じ</b>	國と同じ 	個と何じ 	個と前じ	国と同じ	個と同じ
l '	せる保育所	鎮理室、便所		<b>動と同じ</b>		国と同じ	風と同じ	国と同じ -	国と同じ
· '	<b>新</b> 准要。	操育に必要な用具 輸大度の指定地域における悪金面積の	多數基準		型と同じ	関と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	特例			対象外	対象外	対象外	対象外	対象外間と関じ	対象外
野田の基準			参酌基準		国と同じ	国と同じ 一	国と何じ 一		国と何じ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
の特例(省令 第32条の2)	食事の	要件を消たす場合、3歳以上児に対する 外部搬入可 	参酌基準	年前、他内侧框	個と前じ	<b>国と同じ</b>	<b>調と同じ</b>	個と側じ	個と同じ
[	保育士 委託する。)	、明托匹、調理員(※調理業務の全部を る場合、調理員を置かないことができ		限と同じ		(個と同じ	<b>国と同じ</b> .	個と向じ <sup>*</sup>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	乳児3: 原30:1		従うべき 基準	間と時じ	関と同じ	関と同じ	間と同じ	間と同じ	間と同じ
保育時間 (省令第34条)	1865	つき8時間を原則	李勸基準	原則、11時間	雪と向じ	聞と同じ	舞と声じ	自と同じ	国と同じ
	<b>T.</b>	び教育を一体的に行うことをその特性とし、そ こついては、単生労働大臣が定める推針に	従うべき 基準	間と同じ	国と向じ	間と同じ	動と向じ	<b>国と同じ</b>	国と同じ
平等取扱の原 側(省令第9 条)等	平等政	優の原則、虐待等の禁止等	従うべき 基準	国と同じ	個と向じ	国と同じ	国と何じ	間と同じ	を置と何じ
衛生管理 (省令第10 泉)等	衛生管	理、入所者・職員の健康診断等	步的基準	離と同じ	国と同じ	強と同じ	動と向じ	頭と同じ	がと同じ
その他	上記以	外で定めている基準	,	特になし	神になし	間と同じ	ental.	<b>**</b> **********************************	物になし
田田市所の整告・運会と他う場合をの意味ではなが沢(分類)     1)・1 田田南市内の整合・運会を得り場合をの意味ではない沢(分類)     1)・2 田田南市内の豊倍・運営を発う事業者の将集等において、社会機能は人等に開業しているもの     (小・2 田田南市内の豊倍・運営を発う事業者の将集等において、社会を基金の活用を装置     (小・2 田田南市内の豊倍・運営を発う事業を必要は多いにいるもの     (小・2 田田市内の市場に対しているもの     (小・2 日本市内の市場を活用した場前所を選挙する将車の募集等において、社会機能は人等に開発しているいる。     (小・2 公公司事業内の資産を行う規定業業の募集等において、社会機能は人等に開発している。     (小・2 公公司事業内の資産を行う規定業業を必要は多いにいて、社会機能は人等に開発しているもの     (小・2 公公司事務の資産を行う規定業業を必要はまましまいて、社会機能は人等に開発しているもの     (小・2 公公司事務の資産を行う規定業業を必要が基本を必要はよかで、大会機能は人等に関係しているので、と公公司を支援を入事に対しているので、会会の経済を必要にては金額はよりに関係しているので、会会の活用を制度を対しているので、会会の活用を制度を対しているので、会会の活用を制度を対しているので、会会の活用を利度を対しているので、会会の活用を利度を対しているので、一般を発きる場合を対しまいて、主体等に応じて一定の実施を介きるとなっているので、表表を比べるので、表表を対しまれて、主体等に応じて一定の実施を介きるとなっているので、表表を比べるので、表表を比べるので、表表を比べるので、表表を比べるので、表表を比べるので、表表を対しまれて、主体等に応じて、またので、またので、またので、またので、またので、またので、またので、またので			の場所を剪掛 ちもの事に観定 を入事の理解を は、基準の形成の は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		(3)-1 これまでの施設整備では、社会福祉法人を 対象とする。(社会福祉法人へ移行する認可外保育 施設含む)。	該当あり(①-1 壁可保育所設置主体を、社会搭祉法人、市内学校法人に課定)	①-1 社会福祉法人に開定(ごれから社会福祉法人を申請する方も含む)	製造なし(現在、運定している事業者の募集におい では、限定はしておりません。)	(3)-3 既存の認可外保育施設の認可化(市として、 認可外保育施設の認可化を進めており、新規の認 可報常所設置にあたっては他内認可外保育施設に 対して募集をかけております。)

34

		•	区分	沖縄県うるま市	沖縄県宮古島市	沖縄県南城市	沖縄県北谷町	沖縄県石壌市
<b>股例名等</b>	児童福 生省令9	と施設の設備及び運営に関する基準(昭和 第83号)	023年庫	沖縄県児童福祉施設の設備及び適當に関する基準を定める条例(平成45年12月制定) 準を定める条例(平成45年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)	沖縄県児童権秘施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児豊福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月前定) 連巻定める条例(平成24年12月前定) 沖縄県児豊福性施設の設備及び運営に関する基準を変め条例施行規則(平成25年3月前定) 南城市立保育所設営化基本方針(平成19年11月)	沖縄果児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄果児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)
		乳児童(1.85ml/人)		国と同じ	間と同じ	国と同じ	個と同じ	個と同じ
	0、1歳 児を入 デキサ	ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき 基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	型と同じ	国と同じ
	所させ る保育 所	医務宴、調理室、使所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	節と向じ	国と同じ
登備の基準 (省令第32 新)		保育に必要な用具	参酌基準	望と南じ	国と同じ	個と同じ	国と同じ	国と何じ
争)		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	型と同じ
	2歳以 上児を 入所さ	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人) 屋外遊蔵場(保育所の行近にある屋外 遊戲場に代わるべき場所を含む。)(3.1 ㎡/人)	従うべき 基準	国と同じ ニュー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	雪と同じ	職と同じ	国と同じ	国と同じ
	人所で せる保 育所	邁蓬室、便所		国と同じ	国と何じ	国と同じ	国と同じ	国と向じ
	1	保育に必要な用具	参酌基準	面と同じ	国と同じ	風と同じ	園と同じ	国と同じ
	特例		標準	对象外	対象外	对象外	対象外	対象外
	保育室	<b>事に関する耐火上の基準</b>	参酌基準	国と同じ	国と同じ	御と同じ	国と何じ	傷と同じ
設備の基準 の特例(省令 第32条の2)	一定の	原件を満たす場合、3歳以上児に対する 小部搬入可	参酌基準	国と同じ	重と間じ	国と同じ	  国と耐じ 	国と同じ
<b>東</b> 貞	保育士、電託医、調理員(※調理業務の全部を 委託する場合、調理員を置かないことができ る。)		従うべき	国と同じ	間と同じ	間と同じ	国と同じ	間と同じ
(省令第33 条)	乳児3: 児30:1 (認定こ 3歳児	青士の配置(最低2人配置)  児3:1 1·2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上		御と同じ	<b>国と同じ</b>	<b>駆と同じ</b>	国と何じ	間と向じ
保育時間 (省令第34条)	18155	き8時間を原則	争酌基準	国と飼じ	国と同じ	国と書じ	型と倒じ	動と同じ
保育の内容 (名名第35条)	養護及び の内容に 使う。	・敬育を一体的に行うことをその特性とし、そ こついては、軍生労働大臣が定める指針に	従うべき 基準	国と同じ	動と同じ	国と同じ	個と同じ	国と同じ
平等取扱の原 劇(省令第9 条)等	Τ	吸の原則、虐待等の禁止等	従うべき 基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と向じ	国と同じ
衛生管理 (省令第10 条)等	衛生管	聖、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	間と雨じ	四と同じ	盛と同じ	動と同じ	個と同じ
その他	上記以	<b>・</b> で定めている基準		物になし	物になし ·	Mick	神になし	物になし
(*)・1 を (*)・2 を (*)・3 を (*)・3 を (*)・3 を (*)・3 を (*)・3 を (*)・3 を (*)・3 を (*)・3 を (*)・3 を (*)・3 を (*)・3 を (*)・3 を (*)・3 を (*)・3 を (*)・4 を (*)・5 を (*)・	所 所表決定 清極所 所 所領の ののののののののののののののののののののののののののののののの	日子等森像の募集等に終る状況(分類) 電客を担う事業者の募集等において、社会報証法人等 電客を担う事業者の募集等において、安心ことも基金 がしているもの の解析系段を一選家法人等による器物を使えたしてい。 現所を選案する事業をお募集等において、安心ことも ではましているもの 行う指定管理者の募集等において、依全機能は入事 と行う簿の選書等者の募集等において、女会様性は入事 と行う簿の選書等者の募集等において、女会様性により と行う簿の選書等者の募集等において、文化では と行う簿の選書を表書の募集等において、文化では と行う簿の選書を表書の募集等において、文化では と行う簿の選書を表書を表書を表されて、文件等に応じて がいるが、本書を表されて、文件等に応じて がかっているが、本書を任か響人については認めていが、	の名用を初儀 はもの は人等に関定 を基金のに活力でいた。 は人等に関 定 に は人等に関 定 に は 大 に は 大 に な の 実 の 表 の 表 の 表 の 表 の 表 の 表 の 表 の 表 の	①~1 験当あり(陽所する親日までに社会福祉法人 認可取得を予定していること)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	③-2 公立保資所の民営化に当たって、設置主体 を社会福祉法人に限定(これがら社会福祉法人を 申請する者も含む)	(2)-1 該当おり(町有地を活用した保育所について は、募集要項において社会福祉法人支は社会福祉 法人取得予定者に顧定)	①-2 「安心こども高金」に基づく権助金の交付は 社会福祉法人に限定。

## 規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)において個別措置事項 (別添3) として掲げられた保育士数増加策への対応案

- 1 規制改革実施計画(閣議決定)に掲げられた保育士数増加策の内容と対応方針
- ①保育士試験における合格免除期間を3年間から5年程度に延長すること

対応 保育所、認可外保育施設等で働きながら保育士を目指す者の合格免除期間を5年に延長。

②保育士試験を年2回実施すること

- 对応
  - 年2回実施するためには、受験料を少なくとも約8千円引き上げる必要がある。 一方、受験者増の効果は一時的であり、数年で年1回の場合と同数程度の受験者数となる。 このため、年2回実施しても受験者数は年1回と変わらないが受験料は現行よりも高いという結果になる。
  - 〇 保育士の確保に向け、潜在幼稚園教諭(推定30万人以上)の保育士資格取得を支援する。 一定の実務経験を有する幼稚園教諭について、保育士試験の試験科目免除による資格取得を支援するための 総合的な取組を行う。
- ③保育士登録について迅速化を図ること
  - 対応
    - 登録事務に要する期間を7日短縮することで、申請から最短で3週間で登録可能とする。
    - O 併せて、登録手続中の者であっても、保育所運営費等における一定の者に係る経費を支弁することができるようにする。

## 2-① 対応案:保育士試験の合格免除期間の延長について

現行:受験年に合格した科目は、翌2年間、既に合格した科目として受験を免除

対応:保育所、認可外保育施設等で働きながら保育士を目指す者の合格免除期間を5年に延長

#### 【考え方】

- ・ 保育現場で働きながら保育士を目指す者の資格取得を支援することは効果的。
- ・ 保育所や認可外保育施設等の保育現場で、保育に従事している者は、<u>日々の保育の中で、合格した試験科目の内容を実践</u>することで、合格当時の知識等が維持され、<u>保育士としての質を維持</u>することができるため、勤務経験に応じて合格免除期間を延長する。

※保育現場に従事しておらず、合格当時の知識が維持される状況にない者にまで合格期間を延長することは、質を担保した確保策にならない

免除期間	1 年目	2年目	3 年目	4 年目	5 年目
3年		現行 実務経験は問わない			
4年 (1年延長)	この間にこ	1年かつ1,440時間	の勤務経験	延長	
5年 (2年延長)		この間に2年かつ2,	880時間の勤務経験		延長

### 2-② 対応案:保育士試験の年2回実施について

現行: 年1回実施

対応:〇年2回にした場合の受験料・受験者数の試算を行った結果を踏まえ、現行どおり年1回とする。

- ・年2回実施した場合には、現行から受験料を約8千円引き上げる必要がある。
  - → 受験者の負担増となり、結果、受験者数の減少につながる可能性もある。
- ・一方、受験者増の効果は一時的であり、4年目以降の受験者数は年1回の場合と変わらない。
- ・このため、年2回実施しても受験者数は年1回と変わらないにも関わらず、受験料は現行よりも高いという結果になる。
- 〇 保育士の確保に向け、潜在幼稚園教諭(推定30万人以上)の保育士資格取得を支援する。 具体的には、幼稚園教諭免許状を有する者について、以下の対応を実施。
  - ・幼稚園や保育所等における実務経験を最大限考慮して、保育士養成施設において修得する単位数を8単位とする
  - ・保育士養成施設における単位修得に要する受講費を支援する
  - ・試験申請の手数料を2.400円に引き下げる
  - ・保育士試験の申請回数を年2回に増やし、合格通知の発送を早期化する

#### 保育士養成施設での単位修得

<u>単位修得後</u>

保育士試験(全部免除)による資格取得

幼稚園教諭免許状を有する者が円滑に保育士資格を取得できるための環境を総合的に整備

○履修期間の短縮(修得する単位は8単位)

(通常の保育士養成には68単位必要) 対象者:幼稚園教諭免許状を有し、幼稚園 等で3年の実務経験を有する者

〇受講のための費用支援※ 受講費を最大10万円補助

(平成26年度予算案において創設)

※この他、平成26年度予算案において保育士資格取得の支援を充実

「○試験申請の手数料を2400円に引き下げ

(平成25年度まで:12,700円)

〇申請回数を年2回にする

(平成25年度まで:年1回)

〇合格通知書の発送を早期化

平成25年度まで:4月申請、12月送付平成26年度から:4月申請、7月送付

10月申請、12月送付

#### 【年2回実施した場合の受験者数、合格者数、受験料の試算】

#### 〇試算結果

- 年2回にした場合は20,400円以上(初年~3年目)となる見込み。
- ・ 当初は合格者数が一定程度増加すると見込まれるが、その効果は短期間しか持続しないと見込まれる。
- ・ 平成23~25年試験の3か年平均実績を用いて推計したが、試験料が増えることの影響を加味した場合には、更に受験者数が減少することが見込まれる。

	年1	<b>9</b>	年2	2回			年	0	年2	2回	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	TE! / ****		受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	現行
初年	51,000	9,000	90,000	17,000	現行 12,700円	4年目	53,000	9,000	55,000	10,000	12,700円
2年目	52,000	9,000	68,000	12,000	<b>→ →</b>	5年目	53,000	9,000	53,000	9,000	↓ 26,000円
3年目	52,000	9,000	59,000	10,000	20,400円	6年目	53,000	9,000	53,000	9,000_	20,0001

#### 〇試算の前提と留意点

- ① 1回目の実施時期は、現行試験の実施時期(8月に筆記試験)とする
  - ・ 現行試験では、筆記試験を8月、実技試験を10月に実施。12月上旬に合格通知が届き、12~2月に保育士登録を行うことで、4月からのスムーズな就業につなげている。
  - ・ 現行の8月試験は、大学等が夏期休業中であるため、安価に試験会場を確保することが可能。
- ② 2回目の実施時期は、8月試験不合格者が2回目試験の受験申込みを行える時期にすること、試験会場を比較的に安価に確保できることに配慮し、2月とする
  - ・ 2月は大学が春季休業中であり、他の月よりも会場が確保しやすいものの、大学の入試等もあることから、 8月よりも大学以外の試験会場が相当数増え、試験料増に影響する。(8月は67会場のうち53会場が大学)
- ③ 年2回実施による試験機関の実施体制の確保
  - ・ 人員確保やセキュリティに配慮した執務スペースの確保が必要 (人員確保は試算で見込んでいるが、執務スペースの確保・拡大については試算では見込んでいない)
  - ・ 筆記試験の問題作成や実技試験の試験官の人材確保が必要

#### 2-③ 対応案:保育士登録の迅速化

### 登録事務の迅速化

現行:保育士登録には、申請から約1~2ヶ月要する

対応:登録事務に要する期間を7日短縮することで、申請から最短で3週間で登録可能とする。 (保育士登録実施機関(登録事務処理センター)における登録までの執務期間を3日、都道府県の執務期間を 4日短縮※)

- ※ 登録の責任主体である都道府県の意向を調査。約6割の都道府県が4日短縮可能と回答。
- ※ ただし、毎年3月は、保育士養成施設の卒業生に係る保育士登録業務があり、他の月とは業務量が相当に異なる(毎月約2千件の登録があるが、 3月については約4万件の審査が必要)ため、3月分については、都道府県からの意見も踏まえ、都道府県における執務期間は短縮せず、通常ど おりの対応とする。

(保育士試験合格者は1月・2月登録が主。3月分は4月就職を見越しての登録であることを踏まえれば、登録に他の月よりも若干日数を要しても問題ない。)

### 登録手続中でも運営費等を支弁

現行:保育所運営費等の支弁対象は、保育士登録された者

対応:保育所運営費等における加算に対応するために必要となる保育士の確保を支援するため、 保育所運営費における

- ・「休けい保育士」
- •「主任保育士の専任加算における代替保育士分」と、

補助事業として実施している

・「延長保育における加配分の保育士」

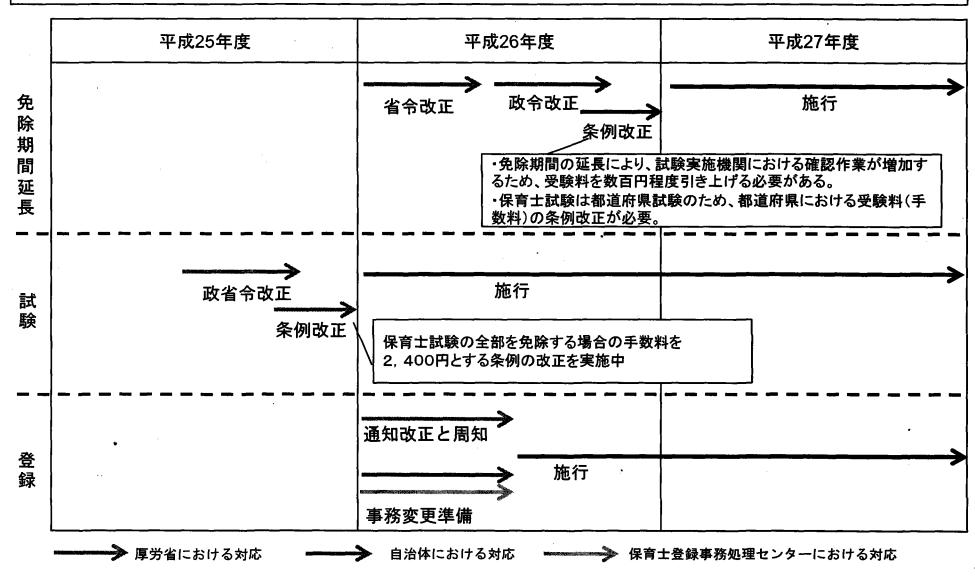
については、保育士登録手続中の者であっても保育士と同等に取り扱い、保育所運営費等を支弁 することができるようにする。

※配置基準における保育士は、児童福祉法に基づき登録された保育士である必要があるため、この部分について柔軟な取り扱いをすることは困難。

12

### 3 実施手順

#### 厚生労働省において、速やかに政省令等の整備を行う

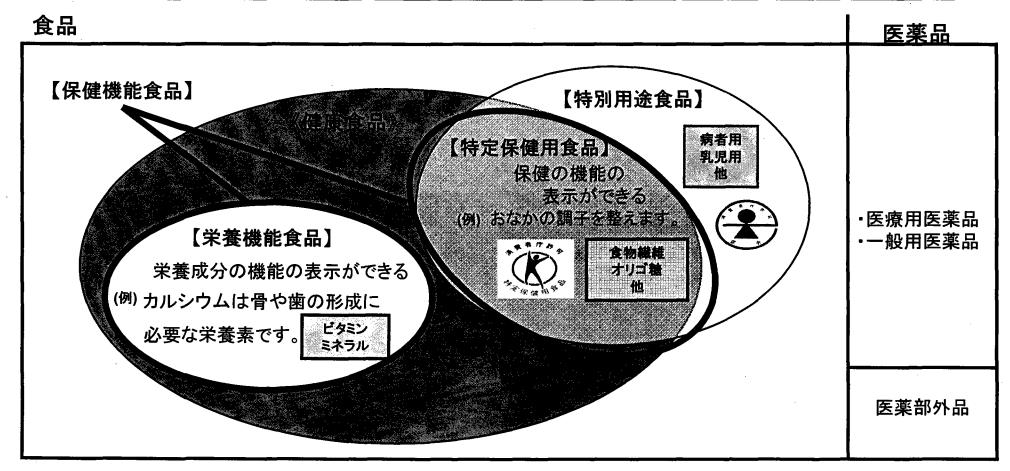


「いわゆる健康食品をはじめとする 保健機能を有する成分を含む加工食品 及び農林水産物の機能性表示の容認」 の検討状況について

> 平成25年5月1日 消費者庁

## 現行の食品の機能性表示制度

- 〇 「特定保健用食品」には、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示をすることができる。
- ○「栄養機能食品」には、栄養成分の機能の表示をすることができる。
- 〇 「特定保健用食品」及び「栄養機能食品」を「保健機能食品」という。
- 〇 保健機能食品以外の食品には、保健の機能や栄養成分の機能の表示をすることができない。



## 規制改革実施計画及び日本再興戦略

### 規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
いわゆる健康食品を はじめとする保健機 能を有する成分を含 む加工食品及び農林 水産物の機能性表示 の容認	特定保健用食品、栄養機能食品以外のいわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物について、機能性の表示を容認する新たな方策をそれぞれ検討し、結論を得る。なお、その具体的な方策については、民間が有しているノウハウを活用する観点から、その食品の機能性について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にし、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できるものとし、かつ、一定のルールの下で加工食品及び農林水産物それぞれについて、安全性の確保(生産、製造及び品質の管理、健康被害情報の収集)も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討を行う。	平成25年度検討、 平成26年度結論・措 置 (加工食品、農林水 産物とも)	消費者庁 厚生労働省 農林水産省

#### 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

#### ○食の有する健康増進機能の活用

- ・いわゆる健康食品等の<u>加工食品及び農林水産物</u>に関し、<u>企業等の責任</u>において<u>科学的根拠をもとに</u>機能性を表示できる新たな方策について、今年度中に検討を開始し、来年度中に結論を得た上で実施する。検討に当たっては、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる<u>米国のダイエタリーサプリメント</u>の表示制度を参考にしつつ、安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に行う。
- 食の有する健康増進機能の解明・評価や、健康増進機能を有する食材・食品の開発・普及促進を図る。

## 新制度に向けての基本的な考え方

安全性の確保

消費者の誤認を招かない、 自主的かつ合理的な商品選択に資する表示制度

機能性表示を行う に当たって必要な 科学的根拠の設定

適正な表示による 消費者への情報提供

## 食品の新たな機能性表示制度の検討に向けて想定される主な論点

### 国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上で、その旨及び機能を表示できる制度



## 安全性の確保

- ① 対象となる食品(加工食品及び農林水産物)・成分の範囲
- ② 生産・製造及び品質の管理
- ③ 摂取量の在り方
- ④ 健康被害等の情報収集
- ⑤ 危険な商品の流通防止措置等

## 機能性の表示

- ① 企業等が自ら機能性を評価する科学的根拠のレベル
- ② 適切な機能性表示の範囲
- ③ 消費者に誤解を与えないための情報の在り方

## 食品表示制度としての国の関与

- ① 安全性の確保及び機能性の表示の適切性を担保するための手続
- ② 消費者庁と厚生労働省、農林水産省との役割分担

消費者の誤認を招かない、自主的かつ合理的な商品選択に資する表示制度

## 食品の新たな機能性表示制度に関する検討会

#### 経緯

## 規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

○ いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の 責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策につ いて、平成25年度中に検討を開始し、平成26年度中に結論・措置する こととしている。

#### 構成員

赤松 利恵 お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科准教授

梅垣 敬三 (独)国立健康・栄養研究所情報センター長

大谷 敏郎 (独)農業・食品産業技術総合研究機構理事・食品総合研究

所所長

合田 幸広 国立医薬品食品衛生研究所薬品部長

河野 康子 一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長

児玉 浩子 帝京平成大学健康メディカル学部健康栄養学科教授

相良 治美 月刊「食生活」編集長

清水 俊雄 名古屋文理大学健康生活学部フードビジネス学科教授

関口 洋一 健康食品産業協議会会長

津谷 喜一郎 東京大学大学院薬学系研究科特任教授

寺本 民生 帝京大学臨床研究センター長(座長代理)

松澤 佑次 大阪大学名誉教授、一般財団法人住友病院院長(座長)

宮島 和美 公益社団法人日本通信販売協会理事

森田 満樹 消費生活コンサルタント

#### 食品の新たな機能性表示制度に関する検討会

○ 左記の閣議決定を受け、消費者庁長官のもと、学識経験者、消費者関連団体、事業者団体等で構成する「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」を設置し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、検討を開始

○ 平成26年夏を目途に報告書を取りまとめる予定

#### 開催実績及び今後の検討予定

第1回 ①食品の機能性表示をめぐる事情について

(平成25年12月20日) ②今後の検討事項等及び進め方について

第2回 ①食品の新たな機能性表示制度における安 (平成26年1月31日) 全性の確保について

(平成26年1月31日) 全性の確保について (対象となる食品(加工食品及び農林水産

物)・成分の範囲・摂取量の在り方)

第3回 ①食品の新たな機能性表示制度における安

(平成26年2月25日) 全性の確保について

(生産・製造及び品質の管理)

第4回 ①食品の新たな機能性表示制度における安

(平成26年4月4日) 全性の確保について

(健康被害等の情報収集・危険な商品の流

通防止措置等)

②食品の新たな機能性表示制度における機

能性の表示の在り方について

第5回 ①機能性の評価及び表示の在り方について

(平成26年5月2日開催予定)

第6回 ①機能性の評価及び表示の在り方について

②国の関与の在り方について

第7回 ①取りまとめ(課題と対応方向)

第8回 ②取りまとめ(報告書案の取りまとめ)

-6

## 新たな機能性表示の実施に向けたスケジュール

## 平成25年度

## 平成26年度

# 成長戦略 閣 議決定

## 本検討会での議論

検討資料

前半:安全性の確保に 関する検討

後半:機能性の評価及び 表示のあり方に関する検討 法令等 改正

の開催

説明会

周知

11月

実施

取りまとめ

消費者意向等調査 (グループヒアリング 及びインターネット調査)

消費者の誤認を防ぐ新たな機能性表示制度 の在り方(表示方法等)に関する調査

#### 【調査の概要】

- ① 機能性表示をするにはどの程度の科学的 根拠レベルが必要か
- ② 消費者に誤解を与えないためにはどのよ うな情報が必要か
- 厚生労働省、農林水産省等に対 する協議
- 消費者委員会の意見聴取
- パブリックコメント
- 施行通知・Q&A等の作成

新 たな機能性表示 制度の実施

### 健康・医療WGで更に精査・検討を要する提案事項

「規制改革ホットライン」として事務局に提案事項が寄せられ、所管省庁から回答を得たもののうち、規制改革会議ホットライン対策チームにおいて内容審査を行い、ワーキング・グループで更に精査・検討を要すると認めたものは次のとおりです。

	提言事項	対応※	ページ
1	医薬品登録販売者制度の見直し(テレビ電話等情報通信技術を活 用することによる登録販売員制度の見直し)	0	2
2	薬局での指先自己穿刺検査に関する規制緩和	0	4
3	社会福祉法人認可保育園の透明化強化を	0	5
4	特養を民間でできる事を提案します	0	6
5	社会福祉法人の役員構成についての提言	©	7
6	医療費抑制はレセプト審査の規制緩和で可能	0	8
7	特別用途食品の許可申請手続きの合理化、迅速化	0	9
8	特別用途食品の規格・許可表示の見直し	. 0	10
9	セルフケア領域に適する自己検査薬の OTC (一般用医薬品) 化	0	11
10	患者情報の共有・連携のための個人情報保護条例のあり方	0	12
11	遠隔診療における一部医療機器等の操作者限定条項の緩和	0	14
12	医療機器の保守点検業務における責任技術者の所在地要件の緩和	0	16
13	地域包括支援センターの委託先の選定における公募および選定理 由の公表の推奨	.©	18

<sup>※◎</sup>はWGとして対応すべきもので、○は事務局として対応すべきもの。

### 項目番号1

提案事項	医薬品登録販売者制度の見直し (テレビ電話等情報通信技術を活用することによる登録販売 員制度の見直し)
具体的内容	登録販売者の常備配置要件について、テレビ電話などの情報通信技術の活用による、登録販
	売者との常時接続による説明・応答可能な環境を整備することを条件として要件適合とする。
	【提案理由】
	登録販売者は店舗販売業営業時間中は常駐配置義務があり、登録販売者不在時の顧客の緊
	急需要に応えられない実態がある(第2類及び第3類医薬品は、当該医薬品販売時における
	当該医薬品の情報提供は義務化されていないが、顧客より相談があった場合は説明義務が有
	る)。なお、昨年度同様の要望を提出したところ、厚生労働省から、「一般用医薬品は…(中
	略)…リスクを併せ持つものです。
	したがって、その適切な選択と適正な使用を確保するためには、専門家が対面で情報提供・
	相談応需を行って販売すべきです」との回答があった。情報通信技術を用いて即座に顧客の
ł	質問に回答できるシステムを構築・導入すれば、登録販売者常駐配置と同等の環境を整えら
	れることとなり、登録販売者不在時の顧客の緊急な販売要請に応えられる。
	今後の高齢化進行に伴い、交通弱者となった顧客が増加する点、小売店数が継続して減少
	している点を鑑みても、近隣のコンビニエンスストアを日常的に利用する機会は多くなって
	いる。こうした社会環境の変化に対応できる、便利な店舗としての役割として、医薬品の取
	扱いは必須と考える。
提案主体	日本経済団体連合会

•	所管省庁:厚生労働省
制度の現状	店舗販売業における専門家の配置については、薬事法第28条の規定により、実地に管理する
	ことを求めるとともに、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省
	令第2条の規定により、一般用医薬品を販売する営業時間内の常時配置を求めています。
該当法令等	薬事法
措置の分類	対応不可
措置の概要	一般用医薬品を販売等するに当たっては、医薬品の安全性確保や適正使用といった観点から、
	情報提供や相談応需、店舗の管理等は、医薬品の効能・効果や副作用等に関する知識と経験
	を有する薬剤師や登録販売者が行うべき重要な業務であり、医薬品を販売する時間における
	専門家の常時配置を求めているところです。

対応方針	WG事務局で検討→対応済み
検討状況	規制改革会議にて「一般用医薬品のインターネット販売」というテーマで議論を行い、平成
	25 年 12 月に成立した薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律により、医薬品のうち薬局医薬
	品と要指導医薬品を除く一般用医薬品については、インターネット販売が認められた。
L	

一方、営業時間内における専門家(薬剤師又は登録販売者)の常駐については、一般用医薬品の販売ルール策定作業グループにおいて、「引き続き義務付けることとする」との見解が出された。なお、同作業グループにおいて、「医薬品の保管や搬送等のプロセスは店舗管理者の管理業務に含まれる」とされ、これらの管理業務についても専門家(薬剤師又は登録販売者)が担当すべきであることが明確化された。

## 項目番号2

提案事項	薬局での指先自己穿刺検査に関する規制緩和
具体的内容	指先の自己穿刺による検査を薬局で行ってよいという臨床検査技師法の解釈(衛生検査所に
	該当しないという解釈)を新たな厚労省通知により明確化すること。
提案主体	糖尿病診断アクセス革命事務局

所管省庁:厚生労働省
人体から排出され、又は採取された検体について臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法
律第76号)第2条に規定する検査を業として行う場所を開設しようとする者は、所在地の都
道府県知事の登録を受けなければなりません。
臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第2条、第20条の3
検討
簡易診断を受けられる環境整備については、現在、産業競争力会議で議論されており、その
結果を踏まえ、平成 25 年度中に検討を行います。

対応方針	WGで検討 ⇒ 対応済み
検討状況	事務局から要望元にヒアリングを実施。
]	臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設
	の一部が改正され、衛生検査所の登録が不要な生化学的検査を行う施設(検体測定室)が新
	たに追加され、「検体測定室に関するガイドライン」の下で、薬局における自己穿刺による検
	査が可能となった。

提案	事項	社会福祉法人認可保育園の透明化強化を
具体的	内容	社会福祉法人による民間認可保育園に投入した税金がある一定以上の巨額な場合は任意で
		なく必ず公開とする。
提案	E 体	個人

	所管省庁:厚生労働省
制度の現状	現在、社会福祉法人の財務諸表については、法律上、サービス利用を希望する者から要請が
	あった場合に閲覧させなければならないよう、規定しているほか、通知上、広報誌やインタ
	ーネットを活用すること等により自主的に公表することが適当であるとしております。
該当法令等	社会福祉法第 44 条等
措置の分類	   検討
措置の概要	平成 24 年度分の財務諸表については、広報誌やインターネット等により公表するよう、社
	会福祉法人に対して周知するとともに指導することとしております。
	今後、すべての社会福祉法人について、平成 25 年度分以降の財務諸表の公表を行います。
	公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、平成 25 年中に結論を得る予定
· .	です。

対応方針	WGで検討 ⇒ 対応済み
検討状況	規制改革会議にて「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立」 というテーマで議論を行い、4月16日の第29回規制改革会議にて、財務諸表や内部留保など
	の情報開示など社会福祉法人の経営管理の強化を求める意見をとりまとめた。

特養を、民間ができる仕組みを考える時に、民間の質の問題だと思います。確かに、民間業
者には、質の面で大きく差があると思いますが、社会福祉法人よりもサービスの質を追求し
ている業者は、数多くあるのが現状です。民間は、サービスの質を上げなければ生き延びて
いけないのが、原理原則です。そこで、現在の民間で、ある程度の質を保っている民間業者
に、特養ができる規制緩和を求めます。
このことによって、特養全体の質の向上を図れると思います。そして、社会福祉法人の税金
の優遇をやめるべきだと思います。税金の優遇をしなければ、経営がやっていけない社会福
祉法人があるとすれば、いつでも民間は変わって運営できます。また、特養は、積極的に生
活保護の人を受け入れていかなければならないと思います。
個人

# 所管省庁:厚生労働省 制度の現状 特養の設置主体について 特養は、重度の要介護者や、低所得の高齢者が多く入所しており、 ・要介護者高齢者の「終の棲家」としての側面を持っていること ・低所得者の負担軽減を積極的に実施する必要があること 等から、その運営に当たっては、高い公益性と安定性の担保が必要不可欠です。このため、 特養の設置主体は、原則として、地方公共団体、社会福祉法人等に限定されているところで す。 該 当 法 令 等 | 老人福祉法第15条第1項、第3項及び第4項 措置の分類 その他(他に分類できないもの) 措置の概要 | 平成23年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正す る法律」において、社会医療法人による特養の設置を可能とする旨の条項が盛り込まれてい ましたが、国会修正により、当該条項が削除された経緯があり、特養の設置主体については、 高い公益性と安定性の担保が不可欠のため、地方公共団体、社会福祉法人等に限定していま す。

対応方針	WGで検討 ⇒ 対応済み
検討状況	規制改革会議にて「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立」
	というテーマで議論を行い、4月16日の第29回規制改革会議にて、特別養護老人ホームは中
	重度の要介護者かつ低所得の支援を中心とした公的性格の高い施設とし、株式会社との役割
	分担を図ることで、イコールフッティングの確立を求める意見をとりまとめた。
. <u></u>	

提案事項	社会福祉法人の役員構成についての提言
具体的内容	社会福祉法人、特に保育園経営の法人に身内(同族)による役員構成が目に余る形で横行し
	ている。法人の役員構成には身内の人数規制があるが、しかし理事長がお母さん、娘、息子
	が理事更には園長を兼任している等同族支配で運営しているのが現実。この事によって職員
	が将来性と展望が出来ない為優秀な職員が退職してゆく様な結果になっている。是非検討を
	願いしたい。
提案主体	個人

所管省庁:厚生労働省
社会福祉法人の役員については、専横的な法人運営を防止する観点から、法律上、親族等の
「特殊関係者」が役員の2分の1を超えてはならないこととしているほか、通知において、
法人の定款で定める「特殊関係者」については、理事の定数に応じ、具体的に定めています。
社会福祉法第36条、56条、社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日 障第890号、
社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号)
現行制度下で対応可能
本提案の事案では、所轄庁及び法律又は法人の定款に違反しているかどうかは不明ですが、
違反する場合には、所轄庁による指導等の対象となります。

対応方針	WGで検討 ⇒ 対応済み
検討状況	規制改革会議にて「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立」
	というテーマで議論を行い、4月16日の第29回規制改革会議にて、財務諸表や内部留保、役
	員報酬などの情報開示や調達の公平性・妥当性の確保など経営管理の強化を求める意見をと
	りまとめた。
<u> </u>	

# 

# 所管省庁:厚生労働省 制 度 の 現 状 | 健康保険組合(以下、「健保組合」)が直接審査を行う際には、 ① 対象医療機関の同意 ② 公正な審査体制の確保 ③ 個人情報の保護の徹底 ④ 紛争処理ルールの明確化(あらかじめ具体的な取決めを文書で取り交わす。) を必要としています。(平成24年2月20日保発0220第1号保険局長通知) ※ 社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」)との間で、適正な審査に関する意見 を受ける契約を締結した場合は、具体的な取決めを交わしたものとして取り扱っています。 該 当 法 令 等|健康保険法第 76 条 措置の分類 対応不可 直接審査を導入した健保組合について、全国の各医療機関は、支払基金に対して請求を行 措置の概要 う他の健保組合と区別してレセプトの請求を行うこととなります。(現在、健康保険組合数 は 1,400 超であり、また健保組合に対する診療報酬の請求は年間 3 億件です。) 直接審査の導入に際して、医療機関の同意を要件とするのは、直接審査を行う健保組合と 直接審査を行わない健保組合とを、医療機関が事前に確実に把握し、レセプトの請求先の誤 りを防止することや、レセプトを区分して提出することによる医療機関の事務の煩雑化に配 慮するためです。 こうしたことから、医療機関の同意を得ずして直接審査の実施を認めることは、適当でな

対応方針	WGで検討 ⇒ 対応済み
検討状況	健康・医療WGにて「保険者による直接審査の推進」というテーマで議論を実施。
<u>.</u>	
<b>1</b>	

いと考えます。

提案事項	特別用途食品の許可申請手続きの合理化、迅速化
ル 木 字 切	17かりのでは、1000円
具体的内容	現在我が国には、食品に関する保健機能表示のできる食品として特定保健用食品と栄養機
	能食品があるが、その他に我が国独自の有用な食品として、病者等のために特別の用途を表
	示できる(例えば腎臓病患者向けやえん下困難者用など)特別用途食品がある。本食品の審
	査は、特定保健用食品ほど複雑ではなく、消費者庁の規格基準を満たせば許可されるにもか
	かわらず、保健所に申請してから許可されるまで2年以上かかった事例もある。
	これは、申請者の準備不足によるものや、審査ルートの問題或いは規格内容が曖昧で解釈
	の相違による時間の浪費等によるものもあり、その結果有用な制度が有効に機能せず、制度
	の活性化を妨げている。従って、特別用途食品の審査工程の見直し、規格内容の明確化等に
	より、審査の合理化と迅速化を図っていただきたい。
提案主体	日本メディカルニュートリション協議会

# 所管省庁:消費者庁、厚生労働省 制度の現状 特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者などの発育、健康の保持・回復などに適す るという特別の用途について表示するものです。特別用途食品として食品を販売するには、 その表示について国の許可を受ける必要があります。 特別用途食品には、病者用食品、妊産婦・授乳婦用粉乳、乳児用調製粉乳及びえん下困難 者用食品があります。表示の許可に当たっては、許可基準があるものについてはその適合性 を審査し、許可基準のないものについては個別に評価を行っています。 該 当 法 令 等|健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 26 条第1項から第 6 項(第 29 条第2項において 準用する場合を含む。) 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令(平成21年内閣府令第57号) 措置の分類 現行制度下で対応可能 措置の概要 特別用途食品の許可基準等については、内閣府令及び通知にて詳細に示しており、通知は、 平成23年度に複数の通知を整理したところです。今後も適切に対応してまいりたいと考え ています。 なお、現在許可されている特別用途食品において、申請から許可日までの平均期間は、許 可基準型で約半年、個別評価型で約1年となっています。 申請から許可までに 2 年以上かかった製品は現在許可されている 44 品においてはなく、 「解釈の相違による時間の浪費等により、有用な制度が有効に機能せず、制度の活性化を妨 げている」というご指摘は当たらないと考えます。

対応方針	WG事務局で検討 ⇒ 対応済み
検討状況	事務局から要望元にヒアリングを実施。
	要望元では更なる調査・分析を行ったうえで、新たな提言の準備を進めていることから、必
	要に応じて連携していく予定。
j	

提案事項	特別用途食品の規格・許可表示の見直し
具体的内容	医療・福祉関連施設で使用される食品(いわゆる治療食品)の市場は約1,200億円であり、
	品目数も 3,000 品目以上に上っているが、特別用途食品は 44 品目に過ぎない。いわゆる治
	療食品は、様々な場面で食事・栄養療法向けなどに使用されており、特別用途食品の主旨に
	沿っているものも多い。
	それにもかかわらず、許可食品が少ないのは、現行の規格基準に合わないものや許可表示
	が限定的すぎて適用にならないもの、さらには許可される食品群には当てはまらないものが
	多いためである。
<b>{</b>	したがって、現在の特別用途食品の規格・許可表示或いは食品群を再度見直していただき、
	医療・介護従事者などの利用者にとってわかりやすい表示で提供できる特別用途食品の利用
	拡大を図っていただきたい。
提案主体	日本メディカルニュートリション協議会

	所管省庁:消費者庁
制度の現状	特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者などの発育、健康の保持・回復などに適す
	るという特別の用途について表示するものです。特別用途食品として食品を販売するには、
	その表示について国の許可を受ける必要があります。
	特別用途食品には、病者用食品、妊産婦・授乳婦用粉乳、乳児用調製粉乳及びえん下困難
	者用食品があります。表示の許可に当たっては、許可基準があるものについてはその適合性
	を審査し、許可基準のないものについては個別に評価を行っています。
該当法令等	健康増進法(平成 14 年法律第 103 号) 第 26 条第 1 項から第 6 項(第 29 条第 2 項において
	準用する場合を含む。)
	健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令(平成21年内閣府令第57号)
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	個々の食品群の規格については、食事摂取基準の改定に合わせて見直す予定です。
	なお、特別用途食品の許可表示については事業者が個別に申請できるものであり、特定の
	文言に限定しているものではありません。

対応方針	WG事務局で検討 ⇒ 対応済み
検討状況	事務局から要望元にヒアリングを実施。
II.	要望元では更なる調査・分析を行ったうえで、新たな提言の準備を進めていることから、必
	要に応じて連携していく予定。

# <u>項目番号 9</u>

提案事項	セルフケア領域に適する自己検査薬の OTC (一般用医薬品) 化
具体的内容	<b>&lt;具体的内容&gt;</b>
·	セルフケア領域に適する自己検査薬として
	1. 生活習慣病に関連する検査薬 (11 品目)
	2. 健康状態を知るための検査薬 (28 品目)
	3. 排卵日を予測するための検査薬(3品目)
	4. 服用している薬剤の影響(副作用)を知るための検査薬 (7品目)
	49 品目について、OTC(一般用医薬品)化に向けた検討をお願いする。
	<b>&lt;提案理由&gt;</b>
	急速な高齢化や生活習慣の変化によって生活習慣病等が急増している一方で、国民が自分
	の健康管理は自分自身で行うなど、健康意識は高まっている。行政においても、医療費削減
	の方策の一環として「セルフメディケーション」「在宅医療の促進」を打ち出している。こ
-	のような状況の下、国民のニーズにこたえ、かつ医療費削減を実現するために、国民自らが
	使用できる自己検査薬を OTC(一般用医薬品)として提供することは必要と考える。
	自己検査薬の OTC (一般用医薬品) の範囲拡大・普及により、定期的な健康診断を受けて
	いない国民にも検査機会が提供され、国民の健康維持、疾病予防及び早期治療に役立つであ
	ろうことが推察される。
提案主体	日本 OTC 医薬品協会

	所管省庁:厚生労働省
制度の現状	体外診断用医薬品のうち、一般用検査薬として扱っている品目は、尿糖検査薬、尿蛋白検
	査薬及び妊娠検査薬の3品目となっています。
該当法令等	薬事法
措置の分類	その他
措置の概要	体外診断用医薬品の OTC (一般用検査薬) 化については、診断結果から自らの健康状態を
	把握できることの意義や専門性のない方でも正しく理解して使用できるのか等の点も整理
	が必要です。したがって御要望に関して、一般用検査薬とすべき品目や販売時の情報提供の
	あり方等の考え方について、現在検討しているところです。

対応方針	W G で検討 ⇒ 対応済み
検討状況	事務局から要望元にヒアリングを実施。
,	健康・医療WGにて「11. セルフケア領域に適する医療用検査薬等の見直しについて」という
	テーマで議論・論点整理を行い、3月17日の規制改革会議にて医療用検査薬から一般用検査
	薬への転用の仕組みの早期構築を求める意見をとりまとめた。

提案事項	患者情報の共有・連携のための個人情報保護条例のあり方
具体的内容	【要望の具体的内容】
!" 	患者情報の共有・連携の普及・促進のために、自治体毎に異なる自治体病院等の情報外部
	保存や情報利活用等の要件に関して、適切な個人情報保護管理を行うため、国として統一基
	準を示すべきである。
	【規制の現状と要望理由等】
	「医療情報連携ネットワーク」や「地域包括ケア」など医療機関間や多職種間で求められ
	る患者の情報連携において、自治体毎の個人情報保護条例により患者情報の取り扱いが異な
	ることから、地域ごとに外部保存や情報利活用等に関する考え方が異なり、その調整に想定
	以上の時間がかかるなど、「医療情報連携ネットワーク」や「地域包括ケア」の普及に支障
	が生じている。
	医療等サービス提供の効率化および患者の利便性を確保する観点から、個人情報保護に適
·	切に対応できるようにするため、自治体に対して国として統一基準を示すべきである。
	「健康・医療戦略」や「『世界最先端 IT 国家創造』宣言」等に示された医療介護情報連携
	基盤の構築(医療情報連携ネットワークを 2018 年度までに全国への普及・展開等)を図る
	ためには、本件が阻害要因となるため、早急に対応すべきである。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

### 所管省庁:総務省、厚生労働省

# 制度の現状

#### 【総務省】

地方公共団体における個人情報保護条例については、個人情報保護法の趣旨に則り、その 地域の特性等を踏まえ、各団体の自主的な判断によって制定、運用されている。

#### 【厚生労働省】

現在でも、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」や「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」において、情報外部保存や情報利活用に関する指針を示しておりますとともに、個人情報の保護に関する法律(平成 15年法律第 57 号)の適用対象とならない自治体病院等に対しても、本ガイドラインへの十分な配慮を求めております。

### 該当法令等

### 【総務省】

個人情報保護条例(地方公共団体)

#### 【厚生労働省】

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等

措置の分類	【総務省】
	その他
	【厚生労働省】
	検討を予定
措置の概要	【総務省】
	地方公共団体の保有する個人情報の利用・提供の是非については、各団体の個人情報保護
	条例に基づき判断いただくものです。
) 	【厚生労働省】
	自治体毎に個人情報保護条例やその運用(患者同意の取り方等)が異なっていることが、
	地域医療連携ネットワークの普及促進の課題となっているとの指摘があることを踏まえ、平
	成 26 年度中に国において全国各地の事例を収集・成功事例の分析を行い、所要の措置を講
	じることを検討しています。

対応方針	WGで検討 ⇒ 対応済み
検討状況	事務局にて要望元にヒアリングを実施。 厚生労働省の取組などをフォローしたうえで、必要に応じて要望元と再度協議を行う予定。

#### 提案事項 遠隔診療における一部医療機器等の操作者限定条項の緩和

#### 具体的内容

#### 【要望の具体的内容】

診療の際、操作者が限定されている医療機器について、以下の例のような診断用の医療機 器を遠隔診療に用いる場合は、一定程度の研修を受け当該機器の使用を熟知した介護従事者 等、医療従事者以外でも使用できるようにすべきである。

**<操作者を拡大すべき医療機器(バイタルセンサー、モニター)の例>** 

心電計、血糖値測定器、穿刺器、生体情報モニター等

#### 【規制の現状と要望理由等】

#### <規制の現状>

医師法や保健師助産師看護師法により、バイタルセンサーやモニター、医療機器等は、そ の使用が医療行為である場合、医師や看護師等の医療従事者でなければ使用できないとされ ている。

## <要望理由>

遠隔診療の際に用いるバイタルセンサーやモニターといった医療機器等については、医師 や看護師等しか使用できない。医療従事者の確保が困難である昨今、こうした規制が、遠隔 診療の普及を阻害している。

また、診断用の医療機器は、技術の進歩により、専門家でなくても、安全かつ正確に患者 の健康情報を測定できるようになっている。

#### <要望が実現した場合の効果>

介護従事者等が診断用の医療機器を使用出来るようになれば、医師の負担軽減や、病状の 悪化防止、患者負担の軽減等に繋がる。

#### 提案主体

#### (一社)日本経済団体連合会

# 所管省庁:厚生労働省

#### 制度の現状

医師法第 17 条等により、医行為は、医師、看護師等の一定の資格を有する者のみが行う ことができるとされています。

#### 該当法令等

#### 医師法第 17 条等

#### 措 置 の 分 類|対応不可

#### 措置の概要

医行為は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであるため、医師、看護師等の一定 の資格を有する者のみが行うことができることとしており、また、これらの資格を取得する には、一定の学校・養成所で必要な知識・技能を取得し、国家試験に合格することが必要と しています。遠隔診療の際に用いる医療機器等であっても、医行為に該当し、患者の生命身 体に直接影響を及ぼすものである以上、一定の資格を有していない方が行うことを認めるこ とはできません。

対応方針	WG事務局で検討 ⇒ 対応済み
検討状況	事務局にて要望元にヒアリングを実施。
	要望元にて介護従事者などの関連団体等の意見を聴取したうえで、改めて要望を行う予定。

## 提 案 事 項 医療機器の保守点検業務における責任技術者の所在地要件の緩和

#### 具体的内容

#### 【要望の具体的内容】

医療機器の修理業の許可単位を広域化するとともに、病院内の医療機器保守点検業務に係 る責任技術者の兼務の可否について、「兼務する事業所が他県にまたがる場合は認めがたい こと」とされているところを改める。

#### 【規制の現状と要望理由等】

#### <規制の現状>

病院内の医療機器保守点検業務は、医療法にて民間企業による受託が認められているが、 当該修理業の許可権は営業所毎にその営業所の所在地の都道府県が与えるとされているた め、企業は各都道府県の営業所毎に許可を取得するとともに、責任技術者を配置する必要が ある。また、平成 13 年 7 月 11 日付の厚労省医薬局審査管理課許可係による事務連絡では、 「責任技術者に課せられた業務が十分に全うできる場合に限られること。そのため、兼務す る事業所が他県にまたがる場合には認めがたいこと」とされている。

#### <要望理由>

当該規制により、同一企業でも、営業所毎に許可取得を求められるとともに、複数の責任 技術者を置く必要があるため、かなりのコストを要する。これにともない、医療機器保守点 検業務への参入者は限定的である。

## <要望が実現した場合の効果>

許可単位を広域化するとともに、都道府県境を越えた青任技術者の兼務が可能となれば、 スケールメリットを有する民間企業の参入が増え、病院運営のコストダウンに寄与する。

#### 提 案 主 体 (一社) 日本経済団体連合会

#### 所管省庁:厚生労働省

#### 制度の現状

医療機器の修理については、薬事法第 40 条の2の規定に基づき、医療機器の修理業の許 可を受けた者でなければ医療機器の修理をしてはならないとしており、その許可は、修理す る物及びその方法に応じ、厚生労働省令で定める区分に従って、修理を行う事業所ごとに与 えられます。

また、薬事法第40条の3において準用する薬事法第17条第5項において、修理業の責任 技術者が規定されおり、事業所ごとに置かなければならないとしています。

なお、修理業の許可の権限に属する事務については、薬事法施行令第 80 条第2項第3号 により、都道府県知事が行うこととしています。

# 該 当 法 令 等|薬事法第 40 条の 2

# 薬事法第 40 条の3

#### 措置の分類|事実誤認

r	
措置の概要	医療機器の修理については、「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正す
1	る法律に伴う医療機器修理業に係る運用等について」(平成 17 年 3 月 31 日付け薬食機発第
	0331004 号医療機器審査管理室長通知)において、故障、破損、劣化等の箇所を本来の状態・
	機能に復帰させることとあり、清掃、校正(キャリブレーション)、消耗部品の交換等の保
	守点検は修理に含まれないものであるとしています。
	」たがって、保空占体業務を行うのでもりげ修理業の對可け不再です。

対応方針	WG事務局で検討 ⇒ 対応済み
検討状況	事務局にて要望元にヒアリングを実施。
	要望元の目的が、消耗部品の交換等の保守点検が修理に含まれないことを確認することであ
	ったため、本件は収束。

提 案 事 項 地域包括支援センターの委託先の選定における公募および選定理由の公表の推奨

#### 具体的内容

#### 【要望の具体的内容】

各自治体の地域包括支援センターの運営委託先の選定において、公募による選定を推奨 すべきである。また、選定結果について、その理由をインターネット等で公表することを 推奨すべきである。

## 【規制の現状と要望理由等】

# <規制の現状>

地域包括支援センターは、市町村か市町村が委託した法人が設置・運営することになっ ている。また、厚労省は通知(老振発第 1018001 号)において、具体的な設置・運営の内 容について、技術的助言を行っている。

しかし、同通知では、運営委託先の選定に際し、公募を推奨していないほか、選定理由 の公表を推奨してない。その結果、自治体によって、定期的に公募を行っているところも あれば、行っていないところもある。また、公募を行っている自治体であっても、選定理 由が明らかにされていないところがある。

#### <要望理由>

公募が行われていない、もしくは公募が行われていても選定理由が明らかにされていな い自治体においては、実態がオープンになっておらず、本当に最適な事業者が選定されて いるかについて、利用者からは知ることができない。また、選定プロセスが不透明なため、 参入障壁が高くなっており、競争によるサービス提供の効率化が図られない。

### 〈要望が実現した場合の効果〉

新規参入が増え、競争が活発になり、全体のサービス水準の向上につながる。また、既 存事業者には無い、新たな切り口で顧客満足度を向上させる施策が生み出される可能性が ある。

#### 提案主体

# (一社) 日本経済団体連合会

#### 所管省庁:厚生労働省

# 制度の現状

- 市町村は、介護保険法第 115 条の 46 第 2 項に基づき、地域包括支援センターを設置す ることができます。
- 市町村は、介護保険法第 115 条の 47 第 1 項及び介護保険法施行規則第 140 条の 67 に 対して、実施方針を示したうえで、地域包括支援センターの運 基づき、以下の者に 営(包括的支援事業)を委託することができます。
  - ・包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であり、
    - ①老人介護支援センター(在宅介護支援センター)の設置者
    - ②地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村
  - ③医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置され た公益法人又は

NPO法人

- ④その他市町村が適当と認めるもの
- 地域包括支援センターについては、適切、公正かつ中立な運営を確保するため、介護 保険法施行規則第 140

条の66第4項に基づき市町村に運営協議会が設けられています。

○ この運営協議会では、業務内容として委託先法人の選定等を行うことが標準とされて います。

## 該当法令等

介護保険法第 115 条の 46 第 2 項、

介護保険法第 115 条の 47 第 1 項、

介護保険法施行規則第140条の66第4項、

介護保険法施行規則第140条の67、

厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」 平成 18 年 10 月 18 日老計発 第 1018001 号・老振発第 1018001 号・老老発第 1018001 号課長連名通知

#### 措 置 の 分 類|事実誤認

# 措置の概要

- 地域包括支援センターの業務は、一定の地域における、高齢者の総合相談、権利擁護、 ケアマネジャーの支援、介護予防のケアプラン作成等の業務を担う、公益性、中立性の 高い業務です。
- 各市町村が地域包括支援センターを委託する際には、業務を適切、公正、中立に実施 できる法人を地域の実情に応じて選定しているところです。
- この法人を選定する方法については、ご指摘の公募以外に運営協議会を積極的に活用 する方法等、さまざまなものがあるところであり、市町村が地域の実情に応じて判断す べきものと考えます。

対応方針	WGで検討 ⇒ 対応済み
検討状況	規制改革会議にて「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立」
	というテーマで議論を行い、4月16日の第29回規制改革会議にて、公募条件などで株式会社
ļ	を理由もなく排除しないことを求める意見をとりまとめた。

# 重点的フォローアップ事項

規制改革会議として、「規制改革に関する答申~経済再生への突破口~」(平成25年6月5日)に掲げた規制改革事項はいずれも着実にフォローアップを行うこととするが、以下の事項については、特に重点的にフォローアップを行い、その確実な実現を図るものとする。

- ○再生可能エネルギーに係る規制
- ○次世代自動車の世界最速普及
- ○認可保育所への株式会社・NPO 法人の参入、保育士数の増加
- ○すべての社会福祉法人の経営情報の公開
- ○再生医療の推進
- ○医療機器に係る規制改革の推進
- ○いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認
- ○一般用医薬品のインターネット販売
- ○ジョブ型正社員の雇用ルールの整備
- ○労働者派遣制度の見直し
- ○老朽化マンションの建替え等の促進
- ○ビッグデータ・ビジネスの普及

# 重点的フォローアップ事項への取組方針

# 3. 認可保育所への株式会社・NPO法人の参入、保育士数の増加

#### (1) 規制の概要

- ○民間の認可保育所については、児童福祉法第35条第4項の規定に基づき、都道府県知事の認可を得て設置することができるとされており、株式会社等の参入は法令上規制されていない。しかし、地方公共団体によっては、参入を認めていない場合がある。(なお、平成27年度施行予定の改正児童福祉法では、要件を満たせば、認可するものとされている。ただし、地域の保育需要が満たされている等の場合には認可をしないこととすることができる。)
- ○保育士は、児童福祉法第 18 条の6の規定により、指定保育士養成施設の卒業者か保育士試験の 合格者とされている。

### (2) 規制改革の概要

経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるよう、厚生労働省は都道府県に通知する。併せて、当該通知の趣旨が市区町村に周知徹底されるよう、都道府県に通知する。 【実施済み(5月)】

株式会社等多様な主体の参入状況について調査を行い、公表する。

【実施時期:平成25年度以降平成29年度まで毎年度措置】

保育士試験において、合格科目の免除期間を3年間から5年程度に延長することについて検討し、 結論を得る。

保育士登録の申請から登録証交付まで、現在約2か月を要するが、緊急性に鑑み、その迅速化に ついて検討し、結論を得る

保育士不足の緊急性に鑑み、保育士試験の回数を現行の年1回から年2回にすることについて検 討し、結論を得る。

【実施時期:平成25年度中に検討・結論】

#### (3)問題意識及びフォローアップに当たっての留意事項

- ○株式会社等の参入が着実に拡大しているか。
- ○保育士試験などについて、保育士数を増加させるための効果的な見直しが行われているか。

#### (4) 所管府省庁等:厚生労働省

#### (5) 所管府省庁等における検討状況及び今後の予定

- ○平成25年度中に以下の措置を予定
  - ①保育所の株式会社・NPO法人等の参入状況等の調査
  - ②保育士試験や保育士登録の迅速化等の検討
- ○現在、待機児童解消加速化プランに基づき、地方公共団体において保育所等の整備の具体化に向けた検討が進められているところ。

#### (6) 当面の対応方針

上記①については、今後行われる保育所の株式会社・NPO法人等の参入状況等の調査結果等を 踏まえて、株式会社等の参入が着実に拡大しているか、規制改革推進室において確認する。

上記②については、平成 25 年度中の結論に向けた厚生労働省における検討内容などが、保育士数を増加させるために効果的なものとなっているか、規制改革推進室において確認する。

その上で、WGに報告又はWGヒアリングを行い、①については株式会社等の参入が着実に拡大していない場合等、②については、改革の実現が困難な場合等においては、その障害を取り除き改革を実現するよう所管省庁に再検討を要請するほか、必要に応じWGでの議論を経て規制改革会議の意見を表明する。

## 4. すべての社会福祉法人の経営情報の公表

#### (1) 規制の概要

- ○事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について各事務所に備えて置き、関係者から 閲覧申請があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供しなければならない(社会 福祉法第44条第4項)
- ○また、財務等に関する情報を法人の広報やインターネットを活用することなどにより自主的に公表することを求めている(社会福祉法人の認可について(厚生労働省通知))
- ○理事、監事又は清算人は、事業報告書等の備え付けを怠り又は虚偽の記載等をした場合、過料に 処する(同法第133条第4号)

#### (2) 規制改革の概要

全ての社会福祉法人について、平成 25 年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的 に行われるための具体的な方策について検討し、結論を得る。

【実施時期:平成25年中に結論を得て、平成26年度当初から措置】

平成 24 年度の財務諸表について公表を行うよう、社会福祉法人に周知指導し、それによる社会福祉法人の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。

所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成 24 年度の財務諸表について、所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請し、それによる所轄庁の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。

【実施時期:平成25年9月までに措置】

#### (3) 問題意識及びフォローアップに当たっての留意事項

- ○平成24年度の財務諸表の公表の取組状況
- ○平成25年度分以降の財務諸表の公表が26年度当初から措置されるか。
- (4)所管府省庁等:厚生労働省

#### (5) 所管府省庁等における検討状況及び今後の予定

- ①規制改革会議で以下を報告
  - ・社会福祉法人や所轄庁における平成24年度の財務諸表公表の取組状況
- ②平成 25 年度分以降の財務諸表の公表の具体的な方策について、厚生労働省に設置する検討会に おいて議論し、平成 25 年中に結論を得て 26 年度当初から措置

#### (6) 当面の対応方針

上記①については、社会福祉法人や所轄庁における平成 24 年度の財務諸表公表の取組状況の資料提出を 9 月に受け、10 月の規制改革会議で報告する予定。

上記②については、今後、厚生労働省に設置される検討会の状況を注視することとし、平成 25 年度中の結論に向けた検討会における議論の状況等について、年内を目途に規制改革推進室が確認を行う。その上で、WGに報告又はWGヒアリングを行い、必要に応じWGの議論を経て規制改革会議の意見を表明する。

# 5. 再生医療の推進①

#### (1) 規制の概要

- ①先の通常国会に提出された「再生医療等の安全性の確保等に関する法律案」では、細胞の培養・加工について、医療機関から企業の工場等への外部委託を可能とする環境整備を予定している。
- ②現状、ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針に則り、細胞の提供は無償で行われなければならないとされている。そのため、研究現場において、ボランティアドナーに頼らざるを得ない状況で、その実態は、研究者が自らの細胞により研究用の細胞を賄うなど、細胞不足により、研究に支障をきたしているとの指摘がある。

#### (2)規制改革の概要

①医療機関から企業等への細胞の培養・加工の外部委託を円滑に進めるため、医療機関及び細胞の培養・加工を行う企業等の責任の範囲や内容の明確化、健康被害が発生した場合の被害者救済のための補償制度等の整備などの運用のルール等を早期に整える。

【実施時期:再生医療等の安全性の確保等に関する法律案の施行の際に措置】

②倫理面への配慮を前提に、患者(及び家族)の同意を条件として、手術等で摘出された組織より 採取された余剰細胞の研究活用が可能であることを、医療機関と研究機関との連携等の実施例 (実務的な要件を含む。)とともに、周知する。併せて、無償で提供された後の細胞を有効に活 用できるよう、事業として成り立つ仕組みを検討する。

【実施時期:平成25年度検討·結論】

### (3) 問題意識及びフォローアップに当たっての留意事項

○「再生医療等の安全性の確保等に関する法律案」の施行の際、細胞の培養・外部委託を円滑に進めるための運用ルール等が整えられているか。

#### (4) 所管府省庁等: 厚生労働省

#### (5) 所管府省庁等における検討状況及び今後の予定

- ①再生医療等の安全性の確保等に関する法律案
  - ・継続審議となっている。(法案成立後、1年以内に施行)
  - ・再生医療等に用いる細胞を培養加工する際の品質管理等の基準を新たに作成するとともに、健 康被害の補償の方法を定める。
- ②現在、実際に連携している仕組みが複数存在していることから、運用例を取り上げて周知することで余剰細胞の研究活用が促進される。

#### (6) 当面の対応方針

- ①法案成立後、年度末までに、新たに作成する細胞培養加工の品質管理等の基準や、健康被害の補償の方法に関する厚生労働省の検討状況を規制改革推進室において確認する。特に、品質管理等の基準については、再生医療等に合ったものとなっているか確認する。その上で、WGに報告又はWGヒアリングを行い、必要に応じWGの議論を経て規制改革会議の意見の表明を行う。
- ②既に複数存在している運用例について周知される内容が、現場の研究促進に資するよう、年内に、 規制改革推進室において現場の意見等を確認する。その上で、WGに報告又はWGヒアリングを 行い、必要に応じWGの議論を経て規制改革会議の意見の表明を行う。

## 5. 再生医療の推進②

#### (1) 規制の概要

- ①先の国会に提出された「薬事法等の一部を改正する法律案」では、治験において有効性が推定され、安全性が確認された再生医療等製品に対して、条件・期限を付して承認し、市販後に有効性、さらなる安全性の検証を行う「条件・期限付き承認」の導入を予定している。
- ②遺伝子治療用医薬品については、再生医療製品との共通点も多くあるにも関わらず、両者の間で 指導監督内容に齟齬がある。先の国会に提出された薬事法等の一部を改正する法律案において、 「条件・期限付き承認」の対象として明確化されたところ。

#### (2) 規制改革の概要

①「条件・期限付き承認」の導入に際しては、日本発・世界初の再生医療等製品を生み出していく 観点から、最初の申請時と市販後の再度申請時とで求めるデータ等の重複を避ける、過剰なデー タ収集等を承認の条件としないなど、当該制度を合理的かつ利用しやすい制度とする。

【実施時期:薬事法等の一部を改正する法律案の施行の際に措置】

②遺伝子治療用医薬品については、再生医療製品との共通点も多くあることから、両者の間で指導監督内容に齟齬がないよう配慮する。今国会に提出された薬事法等の一部を改正する法律案において「条件・期限付き承認」の対象として明確化されたところだが、その確認申請制度についても再生医療製品同様に薬事戦略相談で代替することを早急に検討する。

【実施時期:平成25年度検討・結論、結論を得次第措置】

## (3)問題意識及びフォローアップに当たっての留意事項

○「薬事法等の一部を改正する法律案」の施行の際、再生医療等製品の「条件・期限付き承認」が、 申請に当たって過剰にデータを求めないなど、合理的かつ利用しやすい制度となっているか。

#### (4) 所管府省庁等: 厚生労働省

#### (5) 所管府省庁等における検討状況及び今後の予定

- ①薬事法等の一部を改正する法律案
  - ・継続審議となっている。(法案成立後、1年以内に施行)
  - ・再生医療等製品の条件・期限付承認後の申請の際に添付される資料は、当該製品の有効性が推定され、安全性が確認されることを説明する上で必要かつ十分なデータを申請者が提出するものであるため、過剰なデータ収集等を求めることにはならない。

(2)

- ・遺伝子治療製品については、薬事法等改正法案で「再生医療等製品」に含まれることとなるため、再生医療製品と同様の制度の下で運用されることとなる。
- ・本年7月1日付通知により、遺伝子治療用医薬品における確認申請制度を廃止したところであり、対応済み。

#### (6) 当面の対応方針

①法案成立後、施行(1年以内)に向けて、条件・期限付承認が合理的で利用しやすい制度となるよう、年度末までに、規制改革推進室において、事業者等の運用面も含めた意見等を確認する。その上で、WGに報告又はWGヒアリングを行い、必要に応じWGの議論を経て規制改革会議の意見の表明を行う。

## 6. 医療機器に係る規制改革の推進①

#### (1)規制の概要

○登録認証機関が医療機器の適合性を確認するための認証基準を含め、我が国における医療機器の審査は、材質やサイズ等についての細かな要求事項が多く、また、欧米の審査では求められない原材料に関する詳細な情報が求められたり、仕様の変更ごとに再度の変更審査が必要となる事態も存在する。

#### (2) 規制改革の概要

審査の迅速化・審査期間の予見可能性の向上を図り、医療機器メーカーの開発インセンティブを 促進する観点から、医療機器の審査に当たり、ISO、IEC など国際基準も活用することも含めて、 安全性を満たしつつ、より必須な要件に絞った基準を適用する。

【実施時期:平成25年度検討・結論】

中古の高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器に係る製造販売業者からの指示の発出について、それを受ける販売業者等にとって予見が可能な運用を検討する。また、中古医療機器が新たな医療機関等に販売等される前に、複数の販売業者等において移転される範囲においては、一定要件の下で販売等に係る事前通知等が重複して必要とならないように効率化する方策を検討する。

【実施時期:平成25年度検討・結論】

電気的に作動する医療機器に使用される部品(AC アダプタ等)について、薬事法に基づく承認や 認証において求める電気的な安全基準及びその適合性確認の手続に関して、電気用品安全法が求 めるものと同等以上の水準が確保できた場合は、電気用品安全法に基づく検査を省略する等の簡 素化を検討する。

【実施時期:平成25年度検討·結論】

#### (3) 問題意識及びフォローアップに当たっての留意事項

- ○「デバイスラグ」を是正する観点から、医療機器の特性を踏まえた制度改革(認証基準の見直し、 登録認証機関の審査能力の向上)が行われているか。
- (4) 所管府省庁等: 厚生労働省、経済産業省

#### (5) 所管府省庁等における検討状況及び今後の予定

○認証基準

医療機器の認証基準について、国際標準化機構 (ISO) 又は国際電気標準会議 (IEC) が定めた規格を活用することも含め検討を開始している。

○中古機器販売

本年秋頃から関係業界及び自治体へのヒアリングを実施する予定であり、その結果を踏まえて検討を行い、平成 25 年度中に結論を得る。

○電安法

電気用品安全法の簡素化の検討を行うため、経済産業省及び厚生労働省において薬事法での審査 内容の確認を行い、平成 25 年度中に結論を得る。

#### (6) 当面の対応方針

上記のそれぞれの事項について、年内に、措置予定の内容が答申事項に沿ったものとなっている かを規制改革推進室において確認する。

その上で、WGに報告又はWGヒアリングを行い、必要に応じWGの議論を経て規制改革会議の 意見の表明を行う。

# 6. 医療機器に係る規制改革の推進②

#### (1) 規制の概要

○薬事法改正により認証制度が高度管理医療機器に拡大されるが、高度管理医療機器に係る認証基準が整備されておらず、また、拡大に合わせて登録認証機関の審査能力の向上が必要となる。

#### (2) 規制改革の概要

①高度管理医療機器に係る認証基準について、当面、申請件数や承認審査の負担が大きいと考えられる医療機器を優先的に、認証基準の整備計画を策定・公表する。

【実施時期:薬事法等の一部を改正する法律案の施行までに措置】

②医療機器の保険償還価格については、医療機関が患者に最適な医療機器を選択できるようにするとともに、メーカーの開発インセンティブを高めるため、補正加算などにおけるイノベーションの適切な評価を行うとともに、革新的な製品についての市場の評価がより適切に反映されるよう、機能区分の新設及び細分化を進める。

【実施時期:平成26年度診療報酬改定に合わせて検討・結論】

③登録認証機関の業務規程について厚生労働大臣の関与強化、登録認証機関の能力向上のためのプログラム整備など、実質的な審査能力向上方策について検討する。

【実施時期:薬事法等の一部を改正する法律案の施行に合わせて結論、随時措置】

### (3) 問題意識及びフォローアップに当たっての留意事項

- ○「デバイスラグ」を是正する観点から、医療機器の特性を踏まえた制度改革(認証基準の見直し、 登録認証機関の審査能力の向上)が行われているか。
- (4) 所管府省庁等: 厚生労働省
- (5) 所管府省庁等における検討状況及び今後の予定

<1), 3)>

・当該事項に係る関連予算を平成26年度概算要求に盛り込むとともに、薬事法等改正法案の成立 後、施行に向けて必要な準備を進める予定。

<2>>

・現在、業界等からイノベーションの適切な評価のあり方も含めて意見を聴取しているところであり、それらを踏まえて、平成26年度診療報酬改定にあわせて検討し、結論を得る予定。

# (6) 当面の対応方針

上記①③について、法案成立後、年度末までに、措置予定の内容が答申事項に沿ったものとなっているかどうか規制改革推進室において確認する。

上記②について、年内に、措置予定の内容について規制改革推進室において確認する。

その上で、WGに報告又はWGヒアリングを行い、必要に応じWGの議論を経て規制改革会議の意見の表明を行う。

# 7. いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産 物の機能性表示の容認

# (1)規制の概要

○いわゆる健康食品を始め、保健機能食品(特定保健用食品、栄養機能食品)以外の食品は、一定 以上の機能性成分を含むことが科学的に確認された農林水産物も含め、その容器包装に健康の保 持増進の効果等を表示することは認められていない。

#### (2) 規制改革の概要

いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物について、機能性の表示を容認する新たな方策をそれぞれ検討し、結論を得る。

【実施時期:平成25年度検討、平成26年度結論・措置(加工食品、農林水産物とも)】

#### (3) 問題意識及びフォローアップに当たっての留意事項

- ○いわゆる健康食品の機能性表示を可能とする仕組みが整備されるか。その際、国がどのような形で運営(保健機能の科学的根拠レベルの判断、安全性の確保)に関与するのか。
- (4) 所管府省庁等:消費者庁、厚生労働省、農林水産省

### (5) 所管府省庁等における検討状況及び今後の予定

○平成25年度中に検討を開始し、平成26年度中に結論を得た上で実施する。

<具体的なスケジュール(予定)>

- ①今秋より、消費者の誤認を防ぐ新たな機能性表示制度の在り方(表示方法等)に関する消費者 調査事業を実施。
- ②当該調査の実施状況も踏まえつつ、有識者による検討会を新たに設置し当該検討会において検 討。
  - ・平成26年度中に関係法令について所要の改正を行う。(公布・施行)

#### (6) 当面の対応方針

上記①については、平成 25 年度に行われる消費者調査事業の内容や最終的な調査結果等を規制 改革推進室が確認する。

上記②については、消費者調査事業の調査結果を踏まえて平成26年度に設置される有識者検討会における議論の状況を注視するとともに、有識者検討会での結論や法改正の内容を規制改革推進室が確認する。その上で、WGに報告又はWGヒアリングを行い、必要に応じWGの議論を経て規制改革会議の意見の表明を行う。